10月21日(月)

出席委員

委	員	長	新	妻	さえ	え子
副	委員	長	澤	田	えみ	ナこ
	同		松え	k J	こして)ろ
委		員	の†	ごて	稔	史
	同		やな	こぎさ	きわ	聡
	同		おき	ぎの	あゃ	きか
	同		ゆき	きた	政	春
	同		ひた	13 L	ゆ	き
	同		石	田	ちて)ろ
	同		田	中	たじ	ナし
	同		せら	5<	真	央
	同		松ス	5 4	こきて)ろ
	同		えの	りした	i i	E人
	同		山മ	R 4	きすり	ゆき
	同		安	藤	たい	作
	同		鈴	木	ひろ	5子
	同		石	田	L/	レご

委		員	筒井	‡]	よう ^す	トけ
	同		あく	くつ	広	王
	同		塚Z	k J	t して	小ろ
	同		ま~	つざオ	つ	唱
	同		ے ا	ノば		新
	同		吉	田	ゆみ	ナこ
	同		高	橋	LA	しじ
	同		西	本	たた	子
	同		中	塚		亮
	同		須	貝	行	宏
	同		藤	原	正	則
	同		<i>= }</i>	しの	孝	子
	同		若	林	ひろ	3き
	同		石	田	秀	男
	同		西	村	直	子
	同		高	橋	伸	明
	同		大倉		こかて	小ろ

欠 席 委 員

木 村 健 悟 横 山 由香理

その他の出席議員

渡辺 ゆういち

出席説明員

区 森 澤	長	福 祉 部 長 寺 嶋 清
副 区 堀 越	長明	健 康 推 進 部 長 (品川区保健所長兼務) 阿 部 敦 子
副 区	長康	健康推進部次長(品川区保健所次長兼務)
企画経営部	5 長 善行	(地域医療連携課長事務取扱) 遠 藤 孝 一
企 画 課 崎 村	長	都 市 環 境 部 長 鈴 木 和 彦
財 政 課 加 島	長 美 弥 子	都市整備推進担当部長 鴇 田 正 明
区 長 室 柏 原	長 敦	防災まちづくり部長 溝 口 雅 之
新庁舎整備担当		災害対策担当部長 (危機管理担当部長兼務) 滝 澤 博 文
広町事業担当刊 品 川	部長 義 輝	会計管理者 大 串 史 和
総 務 課 (秘書担当課長 勝 亦	長 兼務) 隆 一	教 育 長 伊 崎 み ゆ き
地 域 振 興 部 川 島	3 長 淳 成	教 育 次 長 米 田 博
文化観光スポー 辻	ツ振興部長 亜 紀	選挙管理委員会事務局長 今 井 裕 美
子ども未来音 佐 藤	『 長 憲 宜	監査委員事務局長 髙 山 崇
品川区児童相談		

原 彰 彦

〇新妻委員長 ただいまより、決算特別委員会を開会いたします。

本日の審査に先立ちまして、ご案内申し上げます。

本日の総括質疑は、ケーブルテレビ品川において、11月1日および11月3日に録画放送される予 定でございます。

委員ならびに理事者の方々の協力と真摯なご討議を賜り、成果の多い審査ができますよう、心からお 願い申し上げます。

本日の予定に入ります前に、正副委員長よりご報告を申し上げます。過日の10月2日の委員会において田中委員より、総括質疑において避けるべきとされる一問一答とはどのようなものを指しているのか確認したいとの趣旨のご発言を受け、10月8日の委員会閉会後に理事会を開催し、各会派で確認した共通認識を、委員の皆様にご報告いたします。

総括質疑の全体的な在り方として、款別審査を経てからの総括質疑であることを踏まえ、例えば実績確認にとどまるような短い質問を繰り返すのではなく、質問者が政策・施策等に対する考えを示し、総括的な質問をすることが望ましいものであるとの認識に基づき、単に事実の確認を繰り返す一問一答は行うべきではないと確認いたしました。また、質問と回答のやり取りの中で、質疑をさらに深めるために一つを問うことは、状況によっては一定許容されるものもあるとし、その可否については、質問の内容や状況等を勘案して委員長の判断によるものであると、改めて確認を行いました。

以上が理事会で確認した内容となります。各会派におかれまして、これらの点にご留意いただき、総 括質疑に臨まれますよう、改めてお願い申し上げます。

それでは、本日の予定に入ります。本日は、総括質疑、意見表明、そして表決の順に運営してまいりたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、これより総括質疑に入りますが、総括質疑の運営につきまして、先ほどお伝えした内容と 重複する部分もありますが、若干の説明を致します。

総括質疑は、運営方針の説明のとおり、各会派の持ち時間内でお願いいたします。持ち時間の中には 答弁時間は含みません。質疑の順序は、品川区議会自民党・無所属の会、品川区議会公明党、しながわ 未来、日本共産党品川区議団、品川改革連合、品川区議会日本維新の会の順でございます。

経過時間のお知らせにつきましては、残り時間がなくなった時点で振鈴を2回鳴らします。

なお、質問の際は、一問一答形式にならないよう、また理事者の答弁も質問に対して的確かつ簡潔に していただきますよう、委員会運営に特段のご配慮とご協力をお願い申し上げます。

質問者は、委員長より順次ご指名申し上げます。

それでは、総括質疑を行います。最初に、西村直子委員。

○西村委員 品川区議会自民党・無所属の会を代表しまして、澤田えみこ副委員長と共に総括質疑を 行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、品川区における令和5年度決算について質問いたします。

本決算は、森澤区長が令和4年12月にご就任され、「新時代のしながわ」スタート元年として、区民の幸せのために各施策を展開してきた結果であります。令和5年度における歳入決算額は2,005億2,931万1,000円、歳出決算額は1,941億5,556億9,000円と、コロナ禍の令和2年度を除けば過去最大の規模であり、執行率は95%、実質赤字比率や実質公債費負担比率など、いずれの財政健全化判断比率においても、区の令和5年度決算に基づく財政状況が健全財政である

ことを示しています。

まずは、特別区税収など歳入決算額の推移と併せて、令和5年度決算に対する区の評価についてお聞かせください。

○久保田企画経営部長 令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことなど から、経済は緩やかに回復しているとの基調判断が示されておりました。その一方で、エネルギー価格 高騰や原材料高に加えまして、円安の要素が物価高騰を加速させ、区民生活や区内経済に大きな影響を 与えた1年でもありました。

そのような中で、令和5年度の一般会計決算歳入額は前年度比2.4%の増、そのうち特別区民税は540億310万7,000円で、納税義務者数の増加により前年度比2.0%の増であり、この間、増加傾向で推移しているというところでございます。また、歳出につきましては、子育て家庭の負担を減らすため、所得制限を設けず保育・給食・医療の3つの無償化を実現し、先進的な少子化対策、子育て政策を推進してきました。また福祉の分野におきましても、高齢者の補聴器購入助成や障害者グループホーム出石つばさの家の整備を進めてきたところでございます。さらに、地域経済の活性化に対しましても、物価高騰対策として国の臨時交付金等を活用し、省エネルギー対策設備更新助成金の実施や、プレミアム付区内共通商品券の販売等により、事業者や区民生活を支援してきたところでございます。その他の分野におきましても各施策を積極的に展開し、「誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていける品川」の実現に大きな成果を上げたと評価しているところでございます。

○西村委員 今、様々な施策をお聞かせいただいた元となります、令和5年度、区は4つのビジョンを掲げております。「一人ひとりをささえ、伸ばす 子育て・教育で選ばれるしながわ」、「高齢者も障がいのある方も誰もが安心を実感できるしながわ」、「歴史と伝統を未来へつなぐ街づくり」、「経済と環境が両立するSDGsしながわ」、「区民とともに進める新時代のしながわ」です。これらを各施策に落とし込み、積極的に展開してきたと認識しております。

新規事業の実施に当たっての区の考え方、また財源の確保についてお聞かせください。

○久保田企画経営部長 新規事業の実施に当たっての区の考え方等でございますけれども、令和5年度予算は、区民と共に進める新しい品川区政を実現するためのスタートの年と位置づけ、未来を見据えた積極予算を編成したところでございます。保育・給食・医療の3つの無償化をはじめとしまして、新規事業に対する区の考え方につきましては、事業の実施により見込まれる成果・効果、執行体制の適正化を精査しながら、区民ニーズを踏まえ、区民が真に必要とする事業に対して大胆かつ重点的に予算を配分し、積極的に予算化したところでございます。

また、予算を執行するためには、財源を確保していくことが重要な視点であり、令和5年度予算は、これまで培ってきました財政基盤の下で、攻めと守りの双方の視点から戦略的な予算編成を行いました。その根底には、これまで継続的に取り組んできました不断の行財政改革の下で事業のスクラップ・アンド・ビルドを推進するとともに、新規・既存事業にかかわらず、国や東京都からの特定財源の獲得に積極的に取り組み、財源の確保に努めてきたところでございます。

○西村委員 新規事業と財源の確保についてお伺いさせていただいたのですが、様々、新規事業に関しまして実施していただいていることは理解しております。ただ、予算執行の過程においては、年度途中における不測の事態等により補正予算を組まれることもあるかと思います。どのような考え方の下に補正予算を編成されているのか、改めて区のお考えをお聞かせください。

〇久保田企画経営部長 補正予算でございますけれども、当初予算を編成した後に年度途中で不測の

事態が発生した場合に、予算に追加変更を加えるというものでございまして、速やかに対応するために 事業を予算化するというものでございます。

この間、新型コロナウイルス感染症や物価高騰対策として、令和5年度は8回の補正予算を編成し、 議会の審議・議決を頂き、区民生活を支えるための施策を積極的に展開してきたところでございます。 また防災面におきましても、今定例会には補正予算第3号として、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴いまして、災害時の児童安否確認システムの導入や、子ども・女性の視点での避難所の備蓄物資を充実 させるための補正予算をご提案させていただいたところでございます。

昨今は、様々な緊急事態・事象への対応が強く求められておりまして、我々としましても、こうした 事態に対処するために補正予算を編成し、議会のご支援を頂きながら、区民の安全・安心を守るための 施策を実現していく必要があると考えております。

〇西村委員 様々、確認させていただきました。事業のスクラップの考え方について伺ってまいりた いと思います。

事業のスクラップは短期的には痛みを伴う可能性もありますが、中長期的には自治体の持続可能性と 区民サービスの質の向上につながる取組であり、今後も財源を確保し、新規事業を創出していく上で、 非常に重要であると考えています。一方で、特に長年続いている事業などは廃止することに様々なハー ドルがあり、現状では、ほとんどの自治体において積極的に進められていないと認識しています。

初めに、区では事業のスクラップの必要性をどのように捉えているのか、伺いたいと思います。また、 スクラップに向けた取組の状況についてお知らせください。

○久保田企画経営部長 事業のスクラップにつきましては、健全財政の維持につながるとともに、多様化する区民ニーズに対応するため、新規事業の立ち上げや必要な事業を継続的に行うことを可能とするなど、重要な取組であると認識しています。

区としても従来から、スクラップ・アンド・ビルドを基本とした事業の見直しを行うなど、不断の行 財政改革に取り組んできました。また、令和5年度からは、全ての事業を対象に事務事業評価を行い、 事業の必要性・有効性・成果指標等に加えて、新公会計制度に基づく事業ごとのコスト情報等を勘案し、 客観的な評価を行い、事業の見直し・改善を図ってきたところでございます。その中で、事業のスク ラップ等につきましても進めてきたところでございます。

○西村委員 ただいまご説明のありました事務事業評価は、本格実施となりました昨年度、より実効性の高い施策展開に向けた事業内容の充実や、中長期的な視点からの事業のスクラップ・アンド・ビルドを行っていくなど、事業の不断の検証・見直し・改善を進め、それを予算に的確に反映させていくマネジメントサイクルを確立し、行政サービスに資源を振り向けることを目的とされていることは理解しております。二度目の決算特別委員会に当たりましても、私自身も様々参考にさせていただきました。この事務事業評価の実施により、全事務事業を見直された結果として約23億円が削減され、それを原資として、必要な事業・サービスに振り向けられたことは評価いたします。

ここでお尋ねいたします。この削減された約23億円については、どのような視点で算出されたものなのかをお知らせいただきたいと思います。また、今年度も事務事業評価により20億円を捻出することを目標とされています。どのように捻出していかれるのか、現状のお考えをお聞かせください。

○久保田企画経営部長 初めに、事務事業評価による予算削減の視点・考え方についてお答えします。 評価の視点や考え方を大きく分類しますと、まずは1点目として、事業目的の達成や需要の減少、事業の再構築等により、事業の廃止を判断したというものがございます。また2点目としましては、委託 業務や事務費、施設やインフラ整備等の維持管理費などの内容や規模、数料を見直したもの。そして3点目としましては、事業の再構築や一部の事務の廃止などにより、事業の手法を見直したものなどがあります。

令和6年度におきましても、一般会計予算の1%、約20億円を捻出することを目標として、全ての 事務事業を対象に課題や改善点を洗い出し、事業の目的や成果、費用対効果、さらには区民ニーズなど を含めて各事業を分析・検証し、多角的・客観的に評価を行いまして、財源の確保に努めていきたいと 考えております。

○西村委員 事務事業評価による予算削減の考え方については理解しております。事務事業評価も昨年度、約10年ぶりの実施ということで、この間の社会情勢や区民ニーズも大きく変化してきております。廃止する事業や見直しする事業が一定以上あったことから、昨年度、23億円の削減ができた。今年も20億円の削減を目標とするということも理解はしております。

しかしながら、今後もその規模の削減が続いていくとなると、そもそもの予算編成に問題があると指摘されることはないのだろうかと考えられますが、区はどのように考えていらっしゃるのか。その点、また見解をお聞かせいただきたいと思います。

○久保田企画経営部長 まず、予算の編成に当たりましての考え方でございますけれども、予算編成 方針を定めまして、所要経費を精緻に積算し、査定を行い、予算案として区議会に提案、審議・議決を 頂いているというところでございます。各施策を立案するに当たりましては、長期基本計画や総合実施 計画等の中長期的な展望の中で、区民ニーズを踏まえ、事業の必要性や手法の効率性などを総合的に検 討し、予算化しているところでございます。

しかしながら、昨今の社会経済情勢等は短期間のうちに変化し、区民の価値観やライフスタイルなども変化し、多様化しているといった実態がございます。区民に最も身近な基礎自治体である区は、こうした変化や多様化する価値観に、迅速かつ的確、柔軟に応えていかなければならず、そのために、区は区民ニーズに即した施策の実現に向かってスピード感を持って取り組んでいるといったところでございます。

また次に、こうした限られた予算の中で効果的・効率的に施策を推進していくためには、役割を終えた事業などを大胆に見直していかなければならず、スクラップ・アンド・ビルドを継続的に実施し、新たな施策に財源を捻出し、振り向けていきたいと考えているところでございます。

〇西村委員 様々、事業のスクラップについてお伺いしたいと思って伺ってまいりました。区でも創意工夫を重ねながら鋭意進めていただいていることを理解しております。

この間、区民の方より、品川区は無償化を進めているけれども、区の財政は大丈夫なのかとお声をいただくことがありました。区は令和5年度において3つの無償化を進め、令和6年度においては学用品の無償化に取り組んでいます。これら無償化に係る事業については、区立学校等に通う全ての子育て家庭の負担と不安を減らし、誰もが安心して子どもを育てられる環境づくりに寄与したことと考えます。一方で、事業の目的・効果からスクラップがしづらい事業であると思います。毎年度、継続して支出される経常経費の肥大化につながるのではないかとの懸念を抱いております。

こういった懸念を解消するために、ぜひ予算編成や事務事業評価にサンセット方式を取り入れてはいかがかとご提案いたします。サンセット方式とは、事業が効率的に行われているかどうかを常に見直すために、あらかじめその事業の見直しまたは廃止の期限を予算編成時に明示しておき、その時期が到来したら自動的に見直し、また廃止していくという方式です。行政の活動は、そのままにしておくとどん

どん肥大化していく傾向があります。あらゆる事業にフィットするものではないかもしれませんが、スクラップ・アンド・ビルドのマネジメントサイクルを活性化させていくためにも、導入を検討されてはいかがかと考えます。

サンセット方式の課題も含めて、区の考えをお聞かせください。

○久保田企画経営部長 初めに、サンセット方式に対する区の認識・考え方でございますけれども、サンセット方式は補助金などの見直しにおいて有効な手法の一つであると認識しているところでございます。次に、このサンセット方式の課題でございますけれども、事業のスクラップに関する明確かつ客観的な基準がないなどの理由から、自治体で導入がなかなか進まないという課題があるということも、我々、認識しているところでございます。

こうしたメリット、課題等を受けまして、品川区の考え方でございますけれども、現在、区は方針等を定めてサンセット方式を導入しているものではございませんが、事業の目的を迅速かつ効果的に達成するために、事業によっては一定の期間を定めて取り組んでいる事業もございます。例えば令和6年度の新規事業であります防災関連のエレベーター用防災チェアの配布につきましては、3年間の計画ということで、進めているところでございます。

限られた財源の中で、社会経済の変化に伴う新たな行政課題や区民ニーズに的確に対応していくためには、あらかじめ事業の終期、完了時期を定めますサンセット方式は、事務事業を見直すための有効な手法の一つであると考えております。今後の予算編成や事務事業評価を進めていく中で、他自治体の取組などを調査研究しつつ、検討していきたいと考えているところでございます。

〇西村委員 一度始めた事業を簡単に止めるわけにはいかないという点からも、スクラップとビルドの難しさがあると思っております。事業の廃止や縮小がすぐには難しい点もあるのではないかと思っております。

社会経済情勢に合わせた新規施策を展開していくためには、既存事業の見直しが不可欠と考えます。 物価高騰や自然災害の懸念など、先の見通しがしづらい時代において、区民ニーズに合わせた柔軟な施 策を実施していくためにも、ぜひ全庁一丸となってスクラップ・アンド・ビルドを進めていただきたい と要望いたします。利益、財政の健全化だけがゴールではないという行政運営の難しさもあると思いま すが、引き続きの取組をお願いしたいと思います。

続きまして、款別でも質問させていただきました5歳児健診について伺います。

衛生費では、5歳児健診に関して、品川区がやる意義をご答弁いただきました。3歳児健診よりも、言葉の理解力や社会性が高まる時期であり、集団における振る舞いや発達状況を確認することの重要性が、こども家庭庁の通知でも伝えられています。発達支援の観点からは早期発見は望ましいが、発達障害と診断されるお子さんが増える中で、フォローや支援の体制が重要になってまいります。

区内の児童発達支援教室の方に伺わせていただきました。1年生になってからの通所希望も多い中、5歳児健診があることにより、少しでも早い段階で療育が行えることは支援の幅が広がるとおっしゃっておられました。

3歳児健診で発見できる点と、また就学に向けた課題があればお聞かせください。

○阿部健康推進部長 私からは、3歳児健診でできる点と課題についてお答えいたします。

3歳児は成長に伴い、健康・発達の違いが比較的明らかになってくる時期です。3歳児健診では、身長・体重など発育の状況、視力・聴力・運動や発達等の心身の状態などを観察し、その他の疾病も含め、所見があった場合には、早期に必要な指導や治療につなげております。また、発育や生活習慣など、育

児に関する指導を行い、幼児の健康保持および増進を図っております。

一方、3歳児健診の時点では発育・発達の個人差がまだ大きいため、集団における振る舞いや社会性などについて、子どもごとの支援の必要度の見極めがまだ困難であることが課題であると認識しております。

〇西村委員 せっかく総括の機会でありますので、今、母子保健について担当課から伺わせていただきましたが、課を越えての取組をお願いしたいと思います。

横断的にという点におきましても、教育についても伺ってまいりたいと思いますが、5歳児健診は年中で実施しますので、就学相談は年長児となります。ここの連携をしないと成り立たないと考えております。

入学前、保健センターでは就学前健診、教育面では就学相談を実施していただいていますが、精神面の発達に力点を置きまして、より時間をかけて検査をすること、発達障害早期発見支援に向けて、5歳児健診は突破口になると思っております。就学相談の課題、そして就学後の現在の課題があればお聞かせください。

〇米田教育次長 教育部門の5歳児健診との連携につきまして、お答え申し上げます。

就学相談は、今年度は5月から11月までが受付期間となりまして、保護者からの申込み制となっております。就学時健診は10月から11月に実施しているため、そこから就学相談を進める場合、手続や検討を含め、期間が短くなる現状がございます。今後も、区民への周知や、就学前施設との連携を図り、就学相談について丁寧に案内していくことで、保護者がお子様の今後の支援などについて考える期間を確保してまいります。

その際、5歳児健診を受けられた保護者の方へ就学相談の案内をすることも、1つの手だてとして考えられるものと認識してございます。就学後につきましては、学校生活を過ごす上で、お子さん一人一人の状況は様々あるところです。そうした実態を踏まえながら、保護者との対話を通して丁寧に対応していく必要があると考えております。

○西村委員 5歳児健診を受ける対象者のお子さんたちは、保育園・幼稚園に通う子どもたちが多く、 ぜひ子ども未来部も連携をお願いしたいと思っております。

先日の新聞で、保育園にて5歳児健診を実施する大田区の事例が掲載されました。3歳から就学後までをつなぐ大変重要な施策になると考えます。

ここで、鳥取県母子保健対策協議会の5歳児健康診査マニュアルから一部引用させていただきたいと思います。鳥取県で5歳児健診が行われている背景には、3歳児健診までは特に問題が指摘されなかったにもかかわらず、保育所等で集団生活を行うようになり、保育士や幼稚園教諭から、落ち着きがない、指示が入りにくい、集団行動が取れないなどを指摘される幼児の存在が挙げられる。運動発達や言語発達が良好な場合、これらの行動を3歳段階で指摘するには限界がある。それは、見落としているのではなく、集団生活をする年齢にならないと適切に指摘できない、大脳発達段階に起因した問題だからである。これが5歳児健診の潜在的ニーズでありますと、記載されておりました。集団行動の中で見えてくる視点、そして、日々子どもに接する保育士・幼稚園教員の目線が重要なことが分かります。

区内事業者の方からも伺っております。実際は、診断がつかなくても加配が必要な子どもたちはおり、 事業者もしくは保育現場の負担になっている点があります。特別支援児が増加する一方で、根本的に人 手が足りない問題の解決とセットで導入を検討してほしいと声を頂いております。

国からの通知では、様々な導入方法が示されております。課を越えて取り組む必要性を痛感しており

ます。令和7年度以降、様々な自治体が取り組んでくると思われますので、品川区でどのような方法が 実現可能か。こちらはこれから検討される段階ですので、要望とさせていただきたいと思います。

次に、国際交流について伺ってまいりたいと思います。

品川区・オークランド市友好都市締結30周年記念式典に出席するため、令和5年度、森澤区長、渡辺議長も共に、ニュージーランドオークランド市を訪問いたしました。大変有意義な時間だったと伺っております。語学が堪能な区長の下、国際理解もぐんと進んでいると感じます。

まずは、これまでの30年の振り返り、そしてこれからの未来の30年をどうつくっていくのかを伺います。

〇柏原区長室長 それでは私から、国際交流についてのご質問についてお答えいたします。

オークランド市でございます。これまで、友好都市を結んで30年というところでございますけれども、オークランド市とはこれまでの30年間で約1,300人の方が交流してきたところでございます。これらの交流の成果につきましては、参加したお子様たちからの感想からも分かるところではございますけれども、新しい視野の獲得や、異なる文化への理解、成長した実感、自信といったものが挙げられるといったところでございます。具体的には、派遣に行ったお子様たちに、後に派遣事業の引率者として参加いただいたり、海外へ関心を高め、進学や就職の道を選んだ方もいらっしゃるということを聞いてございます。

今後でございますけれども、さらなる国際交流の発展を目指しまして、様々な見地から検討いたしまして交流を促進いたし、異なる文化・価値観を超えて人間関係を構築する力を身につけた品川区の子どもたちが、世界へ羽ばたき、国際社会発展に寄与できるよう、推進してまいりたいと考えてございます。 〇西村委員 1993年にオークランド市と友好都市を締結してから30年になります。

区は、青少年語学研修派遣や青少年ホームステイを行ってきました。お金の問題もあって、この制度がなければ海外に行けることはなかった、人生が変わったなど、私自身も様々、声を頂いています。各区立校から1名と、公募枠を設けていただいていると思います。倍率も高く、ニーズがあるので、ぜひ広げていただきたいと思っております。引き続き、経済的なものも含めて、行政が支援すべきと考えます。

また、テーマ性を持ったホームステイだけではないスタイルの様々な取組も、検討をお願いしたいと思っております。例えば事例といたしまして、先月にはニュージーランドホッケー協会、元ニュージーランド男子代表らが品川区を訪問し、区内数か所の学校でホッケー指導をしていただきました。子どもたちが80人近く集まったと伺っております。昨年の訪問がきっかけです。ホッケーを通じた国際交流事業の強化を提案したことで実現した、オークランド市とのスポーツ交流は初めてとなります。このような取組をぜひ広げていただきたいと思います。

語学だけではなく、文化、芸術、スポーツの交流も求めますが、区の見解を伺います。

〇柏原区長室長 それでは、派遣機会の拡大、またいろいろな面での交流の拡大といったところのご 質問でございます。

まず派遣機会の拡大の部分でございますけれども、派遣に際しまして、グローバル社会に必須な資質・能力を育むために、国際教育や英語教育の充実を図るといったことは重要でございまして、海外への派遣事業も有効な機会だと、区としても捉えているところでございます。

この事業の参加枠を増やしていくといったところでございますけれども、実施体制や経費のところ、 また安全管理などもございますので、こういったことも踏まえまして、国際友好協会と共に総合的に検 討してまいりたいと考えております。

次に、語学だけでなく、いろいろな部分での交流を広げるといったところでございます。ただいまご 紹介いただきました、ホッケーを通じた国際交流でございます。今年度、両国のホッケー協会の連携の 下に、区内の学校で子どもたちにホッケーの指導をいただいたり、オークランドの学生とホッケーで交 流を行ったというところがございます。

また、本年の7月でございますけれども、スイスのジュネーブ市のカデ音楽院というところが、城南 小学校を訪問いたしまして、演奏いたしました。このときも児童との交流なども行ったということで、 これはこれまでの交流してきた中での結果といったところでございます。

このような、語学のみならず、文化、スポーツの面からも交流を行っていきたいとは思ってございまして、様々な分野、形で、いろいろなところで広がりがあろうかとございますので、さらなる取組の拡充について今後検討していきたいと考えてございます。

〇西村委員 これまでの関わりと歴史があったからこそ、できていることだと考えます。

また、少し難しい要望かもしれませんが、対象地を広げるということもご検討いただきたいと思っております。例えば、アジア圏の交流都市、タイ、ベトナム、シンガポールなどはビジネス的な交流が進んでいます。区内でいえばモンゴルは、地域産業振興課で交流が大変活性化しております。子どもたちが日頃から学んでいる英語圏ではないかもしれませんが、言葉が通じない中、サバイバルイングリッシュで交流することは、一生忘れられない経験になり、子どもたちの生きる糧にもつながります。こちらもぜひご検討いただきたいと思っております。子どもたちが人生を開く、自信を持って生きていけるきっかけになるよう、引き続きの取組をお願いいたします。

以上で終わります。

ご答弁いただいてもよろしいですか。ありがとうございます。

〇柏原区長室長 対象地を広げる検討といったところのご質問でございます。

今、委員よりご紹介もございましたけれども、英語圏にとらわれないアジアの国々との交流というと ころもあろうかとございます。これまでの姉妹友好都市の交流でございますけれども、3都市につきま しては提携を結んでいるところでありまして、この間の歴史的な経緯や文化的な側面というところで提 携してきたといったところでございます。

今後、区内には13の大使館や領事館といったところもございます。これらの国々との交流もさらに 広げていくなど、新しい国際交流の在り方については模索してまいりたいと考えてございます。

〇西村委員 本当に、子どもたちのこれからの国際交流、グローバルな子どもたちを育てていくということを考えると、いろいろな取組が国際交流で考えられると思いますので、文化、芸術、そしてスポーツと、ぜひとも様々な発想で取組をご検討いただきたいと思います。ありがとうございます。

〇新妻委員長 以上で、西村直子委員の質疑を終わります。

次に、澤田えみこ副委員長。

〇澤田副委員長 私からは、西村委員に続きまして質問させていただきます。

まずは、特別支援学校等運営費、発達障害教育支援員についてです。令和4年度に行われた文部科学省の「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」のデータによると、特別な教育的支援を必要とする生徒は、小学校には10.4%、低学年には約12%在籍しているとあります。35人のクラスであれば、三、四人ほどが在籍していることとなります。発達支援教室に通う児童、また特別支援教室の対象とならないグレーゾーンの児童のサポートを行っているのが発達障害教

育支援員の役割と理解しています。令和4年度には5校、令和5年度には15校、今年度からは小学校・前期課程全校配置となりました。学校に関わる方から、「先生方の負担が減った」、「授業が中断されることなく、以前よりスムーズに進行されることになった」、「生徒が落ち着き、教室の雰囲気がよくなった」などのお声をお聞きしており、成果が出ていると感じています。

そこで伺います。教職員、保護者、当事者である児童などから、発達障害教育支援員が配置されてから寄せられているお声はありますでしょうか。区としてどのような成果があったとお考えなのか、また課題などもありましたらお聞かせください。

○米田教育次長 発達障害教育支援員全校配置後のお声でございますが、副委員長からもご紹介のありましたとおり、1日7時間掛ける週5日の配置となりまして支援の時間が広がったこと、毎日配置されることで時間割や授業に応じて柔軟に対応できることなどが挙げられております。

成果や課題といたしましては、まず成果としては、毎日1名の支援員がいることで、計画的な支援につながっていること、また、派遣での配置となり、学校からの直接の指示の下、柔軟に対応できることなどが挙げられております。課題としては、学校規模や状況によっては、さらに支援を充実してほしい等の意見がある点がございます。

○澤田副委員長 児童や教職員の先生方にとって大変よい効果が出ていること、また課題も含めて確認できました。

今年度からは発達障害教育支援員が毎日1人入ってくださっていますが、1校に1人では足りないというお声も伺っております。現在は派遣により人材を確保していますが、より多くの支援員を確保するためにも何らかの施策が必要なのではないかと考えます。例えば認知症サポーター養成講座のように、発達障害教育支援員をはじめとした、学校を支える様々な支援員に関する講座を開き、多くの方に知ってもらう。講座を受講していただくことが支援員として働くことの入り口となる。派遣に関する情報の提供なども併せて行えば、よい循環が生まれるのではないでしょうか。

そこでお伺いします。支援を行う人材の拡充の強化についてどのようにお考えでしょうか。

〇米田教育次長 支援を行う人材の確保につきましては、随時、広報紙やホームページなどにより、 募集等の周知を行ってございます。また、近隣大学との連携も行っているほか、NPO団体が実施して いる養成講座につきましても支援を行っているところでございます。

認知症サポーター養成講座のような仕組みについて、障害特性の理解や対応において有効なものであるかとも考えてございますので、今後の在り方につきましては、支援員を含めまして、区で実施している特別支援教育に係る施策などについて、引き続き、区民の方々への周知に努める機会を様々検討してまいります。

また、人材の確保に関するのみならず、配慮を要するお子さんへの対応など、各学校や教職員の特別支援教育の理解や啓発、支援員への研修の充実など、質の向上にも併せて努めてまいります。

○澤田副委員長 様々周知していただき、人材確保へもご努力されていることがよく分かりました。 引き続き、養成講座などもご検討いただき、人材確保への取組の強化をお願いいたします。

ここまでは、特別な支援を必要とする児童に対しての支援員についてお伺いしてきました。支援員の サポートも大変重要な取組ではありますが、同時にクラスメートの理解、当該児童自身の理解、また保 護者からの理解と支援、それらも大変大切であると考えます。

そこでお伺いします。児童に対して、発達障害をはじめとした障害についての理解教育は現状どのように行われていますでしょうか。また、理解教育の必要について、区としてはどのようにお考えでしょ

うか。お聞かせください。

〇米田教育次長 児童・生徒向けの発達障害の理解に向けた教育の実施についてですが、現在、区主催の研修会や各学校の校内研究で教職員向けの研修を実施しており、担任等がその成果に基づき、市民科など人権教育や道徳教育の機会を捉えて、自己理解や他者理解などを指導しております。また、特別支援教室の訪問指導教員が通常学級の子どもたち向けに、発達障害等について、年齢や発達段階に応じた理解が進むよう、指導を展開している実践もございます。

発達障害を含め、他者の多様な個性を尊重し、互いに認め合うことは重要なことと認識しておりますので、引き続き、こうした事例を校長連絡会や特別支援教室連絡会等の機会で共有しながら、各学校での取組につなげてまいります。

○澤田副委員長 担任の先生による日常的な授業や、特別支援教室の先生方による訪問指導なども 行っていらっしゃる学校もあるということですので、ぜひ情報を共有しまして、理解教育を全校にスタ ンダードにしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、保護者の理解についてですけれども、自身の子どもが発達障害であることを受け入れられず、 学校での支援を受け入れない場合も多々あると聞いています。先ほどの西村委員の総括質疑にもありま したが、5歳児健診でまず気がつくことも大変重要でありますけれども、それとともに、受容するには、 まず発達の特性について理解することが第一歩です。富山県では「ひとりじゃないよ」という発達障害 支援ハンドブックを作成しており、相談窓口や医療機関、親の会の紹介のほか、不安に思う保護者に向 けて、絵を多用した説明で理解を促し、接し方についても紹介しています。品川区でも、シナモロール がかわいく、手に取りやすい表紙の「子ども発達支援ガイドブック」を作成しており、子育てや教育に 関する相談窓口、移動支援事業など、障害児全般に関する情報、ペアレント・トレーニングの紹介など もしていらっしゃいます。

そこで伺います。本区には、発達障害児に特化したリーフレットなどはあるでしょうか。また、保護者に対する理解促進のために区として行っていることがあればお示しください。併せて、保護者に向けた発達障害児の理解についてどのようにお考えでしょうか。

○米田教育次長 区では、ご指摘のございました「子ども発達支援ガイドブック」の中で、就学相談を含めた様々な取組を掲載し、区民の皆様へ周知しております。特別支援教育の区民への理解促進につきましては、現在、保護者等、区民の方からの直接の相談を受ける就学相談を実施しておりますが、今年度より、就学相談の説明会の日程や内容についての情報を、広報紙やホームページによって広く区民の方々へ周知いたしました。また、説明会についても、回数、実施場所を増やして対応したところです。説明会後には個別の相談も受け付け、丁寧に対応しております。

今後、教育委員会で作成しております特別支援教育リーフレットをホームページに掲載するなど、引き続き、区民の方々への周知を行い、理解啓発に努めていくとともに、福祉・就学前施設等、関係部門との連携も図ってまいります。

○澤田副委員長 就学相談の説明会の回数・実施場所を増やし、より丁寧に対応してくださっている とのことでしたので、障害を前向きに受け入れられる保護者が増え、早期対応の機会につながり、生き づらさを少しでも軽減できる児童が増えることを願っています。

冒頭にお伝えさせていただきましたけれども、発達障害児は定型発達児と比べ、マイノリティーとはいえ、決して少なくはありません。発達障害に特化したリーフレットをご検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。また、今後の特別支援教育のリーフレットがホームページに掲載されるとのこ

とであれば、例えば子育て応援アプリの「しながわこどもぽけっと」と連携するなどすれば、より多くの方にご覧になっていただけるのではないかと思います。通称「しなぽけ」との連携についてなど、区のお考えをお聞かせください。

〇米田教育次長 発達障害につきましては、今後も説明会や研修会などの機会を捉え、区民の方や教職員への理解啓発に努めてまいります。

発達障害児に特化したリーフレットにつきましては、関係各課とも連携し、既存の刊行物の活用など、 その作成の在り方について検討を行ってまいります。

「しながわこどもぽけっと」との連携につきましては、就学相談の情報など、既に掲載、連携を進めている部分もありますので、さらに多くの方に分かりやすくご覧になっていただけるよう、連携を一層深めてまいります。

○澤田副委員長 保護者への理解教育の普及と、そして対応についても理解が進むように、ぜひお願いいたします。

続きまして、先ほどの質問の中で触れました「しながわこどもぽけっと」についてお聞きします。

「しなぽけ」のアクセス回数は、事務事業評価シートによると、令和3年度31万3,880回、令和4年度21万2,101回、令和5年度82万8,072回とあり、アプリのリニューアルを機に飛躍的に増加しています。その要因としては、チラシを母子手帳配付時に配ったこと、内容の充実が功を奏しているのではないでしょうか。例えばオアシスルームについては、アプリから簡単に区ホームページの案内にアクセスでき、ホームページからインターネット予約へもアクセスできることや、予防接種のプッシュ通知、子どもの年代別に欲しい情報を入手できるなど大変便利で、ほかにも様々、まさに欲しかった、子育て中の保護者が望む機能が充実しています。

そこでお聞きします。回数増加の要因の区としての分析、またどのような年代の子どもを持つ保護者が多いのか、保護者からどのような声があるのか、現在のアプリの周知方法も具体的にお知らせください。

〇佐藤子ども未来部長 「しながわこどもぽけっと」についてお答えいたします。

まず、アクセス数増加の要因ですが、ターゲットを絞った情報配信を目指し、地域や年代ごとにプッシュ通知を配信することで、ユーザーにとって関心の高い情報を適時提供することに努めております。また、リニューアルにより画面デザインが刷新され、より直感的で使いやすいものに改善されたと考えております。これらの対応により、利用者の満足度が高まり、結果としてアクセス数の増加につながったものと分析しております。

次に、利用する保護者の児童の年代ですが、登録されている児童の年齢層は、現在、未就学児79%、 小学生18%、中学生以上2%となっております。

次に利用者の声ですが、「ウェブサイトのデザインが洗練され、親しみやすさが増した」や、「情報へのアクセスが容易になり、イベントへの参加を決めやすくなった」といった好評の声が寄せられております。甘んじることなく、サービス向上に引き続き努めてまいります。

最後にアプリの周知方法についてです。まず小・中学校への周知についてですが、アプリの配信開始 に伴いまして、全校の保護者宛てにご案内を配布いたしました。また、小・中学校から配布されている タブレットに「しながわこどもぽけっと」のトップページが表示されるよう設定しております。さらに 現在の取組といたしまして、児童センター等でも適宜お知らせしているほか、新機能が追加されたタイ ミングで、区のSNSを通じて周知を行っております。 今後も引き続き、子育てメッセなど、子育て中の保護者が集まるイベントを含めまして、様々な機会を捉え、周知活動を進めてまいります。

○澤田副委員長 様々周知を行っており、また大変多くの方が満足しており、必要な支援の情報なども提供されていることが分かりました。

小学生・中学生が、まだ知っていただく機会があるとよりよいのかなと思いますので、小・中学生を 持つ保護者にとっても有益な機能もたくさんありますし、ぜひ小・中学生以上の子どもを持つ保護者の 方に登録していただくためにも、改めての周知をしていただくなど、ご検討をお願いいたします。

続きまして、アプリには公園の紹介があり、場所だけでなく特徴、複合遊具などが紹介されており、 大変便利な機能もあります。そこで、さらに公園の写真掲載や、子どもに人気の水遊びができるかどう か、砂場・駐車場の有無、ボール遊びが可能かどうか、近くにカフェやコンビニがあるかなど、さらに 詳しく情報を増やすのも利便性向上につながると考えます。公園での水遊びを望む候補者の声も多く耳 にしております。ぜひ検討いただければと思いますが、当初、アプリから公園を紹介することとなった 経緯、また公園を紹介するに当たり、公園課と子ども育成課で連携している点、公園についての項目の 充実への考え方をお聞かせください。

〇佐藤子ども未来部長 公園等に関わるご質問にお答えいたします。

まず、公園の情報を紹介している経緯ですが、公園はレクリエーションの空間であり、交流の場として多くの子育て世帯にも利用されていることから、公園等の情報を載せているところです。

次に公園課との連携ですが、アプリ開設当時、最新の情報の取得等について連携して対応いたしました。

最後に、公園や遊具、近接情報の紹介などの充実につきましては、多くの子育て世帯が必要な情報の一つと考えますので、関係部署と連携しながら検討を進め、サービスのさらなる向上に努めてまいります。

〇澤田副委員長 小さなお子さんを持つ保護者にとっても、公園紹介は大変魅力的でありますので、 ぜひ写真掲載なども含め、より一層の情報の充実を期待しております。よろしくお願いいたします。

また、ほかの項目には、障害のある方に向けた項目もあり、とても便利です。ただ、まだ障害は確定していないが不安を抱える保護者に向けての入り口もあるといいのではないかと考えます。例えば、「発達が気になる方」のような項目をつくり、相談機関の紹介や予約ページへのアクセス、ペアレント・トレーニングの講座情報を伝えたり、双子や三つ子などの多胎児の交流ページの案内など、需要があるかと考えますが、ご見解をお聞かせください。また本区には、子育ての大きな流れが記されている「子育てガイド」がありますけれども、せっかくよいものですので、こちらももっと分かりやすい場所に示していただけるとうれしいと思っております。今後のアプリの内容に対する考え方、検討している内容などがあれば教えてください。

○佐藤子ども未来部長 アプリの機能の充実等についてお答えいたします。

まずご質問の、発達が気になる方に関する情報提供についてです。現在のアプリでは年齢ごとに「相談」というボタンを設けておりまして、そこから様々な事業をご案内しております。しかし、必要な情報を適切に届けることは大変重要なことですので、さらなる利便性の向上に努めてまいります。

多胎児に関する情報提供につきましては、現在、児童センター等で多胎児の保護者が交流できる場を 提供するなど、様々な事業を実施しております。そういった事業の紹介も進めてまいります。

最後に、今後のアプリの考え方ですが、子育てガイドの掲載位置の改善、掲載する情報のさらなる充

実、利便性の向上など、機能の改善を検討してまいります。これらの改善に当たりましては、専門家への相談も視野に入れて進めたいと考えております。

「しながわこどもぽけっと」は、子育て世帯を中心に、誰もが必要とする情報に簡単にアクセスし、 利用できるツールとすることを目指しております。そのために、機能等の向上に継続的に取り組んでま いります。

○澤田副委員長 遊び場から支援まで広くカバーしている「しなぽけ」を、より一層、区内外の多くの方に活用していただけるよう、今後もさらなる情報の充実、利便性の向上を図っていただけることを楽しみにしております。よろしくお願いいたします。

続きまして、「マイガーデン」農業体験についてお伺いします。

品川区では平成15年から「マイガーデン」が設置され、現在では大井町と西五反田に整備されています。大変好評と伺っており、今年度は「子ども青空農園」を第二庁舎で開催、また「マイガーデン」の3園目を検討されています。現在の「マイガーデン」の申込み状況、また「マイガーデン」の利用者の声や「子ども青空農園」の開催状況など、今後の方向性や課題も併せてお聞かせください。

〇溝口防災まちづくり部長 私からは、マイガーデン「子ども青空農園」の状況などについてお答え させていただきます。

まず「マイガーデン」の申込み実績でございますが、令和5年度の「マイガーデン南大井」は3.8倍、「マイガーデン西五反田」は6.9倍となっており、とても多くの区民の方からご応募いただいているところでございます。利用者からは、「自分たちで育てた野菜はどれもおいしくて大変満足です」、「たくさんの夏野菜が収穫できました」など、好評を頂いているところでございます。

続きまして、9月に開園いたしました「子ども青空農園」ですが、毎月の第2・第4土曜日に開催しており、参加の申込み状況といたしましては毎回ほぼ満員となっており、「参加者からは野菜がいっぱい取れて楽しかった」、「子どもたちに野菜がどうできるのかを見せることができてよかった」など、こちらも好評を頂いているところでございます。

区といたしましては、豊町三丁目の区有地を活用して、新たな「マイガーデン」の開設に向けて、設計を現在進めているところでございます。また、「子ども青空農園」につきましては、庁舎のように大きな建物で、かつ一定の広さを有する屋上などが必要となり、今回は第二庁舎の屋上緑化スペースを活用するなどの工夫をすることで実施することができました。さらなる事業の拡大を図っていきたいところですが、適した用地や場所を確保するのが難しいのが実情でございます。区民が土に触れ、野菜等の収穫を楽しみながら緑化を楽しめる「マイガーデン」や「子ども青空農園」につきましては、大変ご好評を頂いている事業でございますので、できるだけ発展できるように、今後も持続的に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

〇澤田副委員長 「マイガーデン」、「子ども青空農園」ともに大変好評であるということが、改めてお伺いできました。

ただ、適地というのが難しい状況の中で、3園目を楽しみにしている方もたくさんいらっしゃいますけれども、4園目と続けて造っていただく上で、例えば区有施設の屋上を使っていただくということなどは、お考えはいかがでしょうか。今後の方向性も含めてお聞かせください。

○久保田企画経営部長 区有施設の屋上に、青空の「マイガーデン」の設置ということのご質問でございますけれども、区有施設の屋上には現在、空調設備の機器などというものがたくさん置かれているということで、なかなかそのようなものを活用するスペースが確保できないということ、それと安全管

理上、自由に出入りができないというのがほとんどでございますので、既存の区有施設の屋上に青空農園を設置することは難しいものと考えているところでございます。

○澤田副委員長 既存の区有施設の屋上の活用というのは難しい課題があるということでしたけれども、ぜひ今後、新しく建設される区有施設においてご活用を検討していただければと思いますが、そちらについてもお答えいただけたらと思います。また以前、品川女子学院に「区議と区民の交流会議」でお伺いした際にも、お話しした生徒の皆さんは、農業体験をしたい、野菜を育ててみたいとおっしゃっていました。また、私には小学生の子どもがおりますけれども、子どもたちも野菜を育てるのが大好きで、また育てたいなどということも言っていますし、ほかの保護者のお子さんたちも、自宅のプランターでコンニャク芋を育てたり、お野菜を育てるということが本当に大好きというお声をよく聞いております。品川カブも育てております。

品川区の子どもたちは、小学校の授業の一環で、トマトを育てたりへチマを育てたり、様々しております。学校によっては、稲についても育てて、それを自分たちで収穫して調理実習で食べてみたりというようなことも行っているとお聞きしています。畑として使えるスペースを確保できている学校もあると思いますが、現在の学校の畑の保有状況などについてお聞かせください。併せて、屋上を活用している学校があるのかもお聞かせください。

〇久保田企画経営部長 私からは、今後整備する区有施設に「マイガーデン」を設置したらどうかというようなご質問にお答えいたします。

今後整備いたします区有施設につきましては、施設の種別や目的、用途などによりまして農園を整備する可能性というものはあると考えているところでございます。その場合には、ただ屋上ということで限定ではなくて、いろいろな場所がありますので、新規施設を整備するということでございますので、施設の構造や費用の面から総合的に判断して検討していかなければならないと考えているところでございます。

〇米田教育次長 区立学校における菜園の整備状況についてご質問いただきました。

小学校と義務教育学校を中心に、全46校中32校で設置しております。設置場所は校庭内だけでな く、敷地の状況に応じて校舎屋上に設けている学校もございます。

菜園の活用方法につきましては、品川区立学校教育要領において、生命の尊さや自然現象について体験的に学習することが重視されていることから、学校ごとに工夫を凝らして、野菜や果物など、様々な作物を栽培しております。例えば小学校・義務教育学校(前期課程)では、1・2年生の生活科でミニトマトやキュウリなど、5年生では社会科の学習に関連して稲の栽培を行っている学校もあります。中学校・義務教育学校(後期課程)の技術科の授業では作物の栽培を扱うこととなっており、サツマイモなどを栽培しております。また、校種を問わず、市民科の中で食育の一つとして品川カブを育てている学校も複数ございます。収穫した作物については、家庭科での調理実習や給食で使用するなど、子どもたちの食の関心を高めているところでございます。

○澤田副委員長 お伺いしたところ、全校でというわけではなく、いろいろな学校施設で、屋上やグラウンドを使って作物を栽培されているということでしたけれども、全校ではない中で、ぜひ品川区の小学生みんなに食育や、食べるものを育てるという喜びを理解していただくためにも、今後とも屋上活用なども含めてご検討いただければと思います。

心理学の世界では園芸療法が行われており、かつてアメリカでは、戦争から帰還した兵士に、PT SD回復のために農作業を勧める取組も行っていたそうです。現代社会では、子どもも大人も大きなス

トレスにさらされています。ストレスを軽減するには、スポーツや散歩など、様々、解消方法はありますけれども、農作業をすることもストレスの軽減、食育などの効果もあります。引き続き、食育の推進も含め、屋上の活用などは課題があるかと思いますけれども、「マイガーデン」をはじめとした農業体験を区民に提供していただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で私の総括質疑は終わります。ありがとうございました。

○新妻委員長 以上で、澤田えみこ副委員長の質疑を終わります。 次に、ゆきた政春委員。

〇ゆきた委員 品川区議会公明党を代表して、塚本委員と共に総括質疑を行います。

日本では、2040年過ぎに高齢者人口がピークに達して、生産年齢人口が激減すると指摘されています。この問題に対処するため、公明党は社会保障を中心に、日本が目指すべき将来像を示した2040ビジョンの中間取りまとめを公表しました。同ビジョンは、少子高齢化、人口減少の時代の諸課題に対処する制度改革だけではなく、人々のつながりと支え合いを幾重にもつくり上げ、全ての人の尊厳を守るとともに、それぞれの自己実現につながり、最適な環境を提供できる社会である創造的福祉社会の構築を目指すものです。その実現のため、公明党は、医療や介護、福祉、教育など、人間が生きていく上で不可欠な公的サービスに関して、所得にかかわらず、誰もが平等に、かつ必要なときにアクセスできる権利の保障を目指す、いわゆるベーシックサービスの考え方を踏まえた取組に努め、弱者を助ける社会から、弱者を生まない社会への転換を促し、全ての人に安心と、将来不安や生きづらさの解消を目指します。

初めに、品川区における福祉政策についてお尋ねします。 1 点目は、聴覚に困難を抱える方への支援 についてです。聴覚に困難を抱える方は外見では分からないため、周りの人から聞こえないことを理解 してもらえず、誤解されやすいという困難を抱えています。また、会話の際、相手に、自分が聞こえに 不自由があることを伝え、大きな声で話すなどの対応をお願いしますが、この毎回のやり取りが、聴覚 に困難を抱える方にとってストレスになっているとの声を伺いました。

さて、耳マークが、コミュニケーションの配慮と理解を求めていくシンボルとして、聞こえない、聞こえにくい人たちを社会一般に広く知ってもらうため、1975年に名古屋市の難聴者の発案により制定され、全国各地で普及が進められていますが、一般人を対象とした内閣府の認知度調査では12%であり、まだまだ知られていないのが現状です。来年は、日本で初めてデフリンピックが開催されます。この機会を捉え、聴覚に困難を抱える方への理解促進のため、耳マークの普及啓発の促進が必要ではないでしょうか。

既に具体的な配慮として、現在、品川区の障害福祉や高齢者福祉の窓口には、我が会派が求めた軟骨 伝導補聴器が設置されました。さらに、款別審査で我が会派より質問しましたが、直接区民の方とやり 取りをする窓口には、税務課や戸籍住民課、国保医療年金課などがあり、個人情報の管理が必要な窓口 であることから、こうした窓口への設置も必要ではないでしょうか。現在、外見からは分からなくても 援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせるヘルプマークの普及は進んでいますが、聴覚に困難 があることを理解してもらうには、ヘルプマークのほかに耳マークの掲示も必要だと考えます。

そこで、品川区における聴覚に困難を抱える方への支援として、耳マークの普及啓発と、聴覚に困難があることを知らせるマークであることの周知および活用を要望します。また、軟骨伝導補聴器については、現在設置されている所管窓口のほか、特に個人情報取扱い窓口についての設置を提案します。ご見解を伺います。

○寺嶋福祉部長 初めに耳マークの周知ということでございますが、ヘルプマークと比べまして、耳マークの認知度は残念ながら高くないと認識しております。関係団体と意見交換等をしながら、効果的な普及啓発について検討してまいります。

次に、個人情報を扱う窓口に軟骨伝導補聴器の設置ということでございますが、今年度に入りまして、まず城南信用金庫から寄贈いただいた2台を高齢・障害各窓口に設置させていただきました。また、本定例会の補正予算では、福祉部各窓口、それから在宅介護支援センター、支え愛・ほっとステーションに計30台配置するほか、個人情報を扱う庁舎内の窓口への貸出し用に5台分の計上をさせていただいておりますので、ご議決を頂きましたら速やかに設置を行い、実施状況を確認した上で今後につなげていきたいと考えております。

〇ゆきた委員 さらに耳マークの周知と活用を含めて、進めていただければと思います。

厚生労働省によると、現在、難聴の患者数は約1,430万人、国民全体の約10%といわれ、国立長寿医療センターによると、聴力レベル25デシベル以上の難聴有病率は65歳以上で急激に増加し、75歳から79歳では、男性71.4%、女性67.3%と報告されています。難聴の原因は様々ですが、主に年齢などにより徐々に聞こえが不自由になる、いわゆる加齢性難聴は、高齢者においても最も頻度の高い症状の一つと言われています。品川区では、こうした課題解決の拡充策として今年度から、65歳以上の補聴器購入費助成の要件であった所得制限を撤廃しました。加齢性難聴の症状は、左右の難聴度合いに差がある場合もありますが、多くは両耳に同程度の難聴が起きるとされています。そのため、片方の耳だけの補聴器では、使っていないほうの耳は刺激されにくいため聞き取り能力が低下し、その影響で脳の機能も衰えてしまうことにつながりかねないことが懸念されています。そのようなことから、両耳装着のほうが左右バランスのよい聞こえ方となり、方向感覚や距離感の改善などに有効と考えられています。

中野区では、所得制限はあるものの、片耳の購入費は4万5,000円、両耳購入費は9万円の助成を今年度の8月から実施し、両耳への購入費助成を実施する自治体も出てきています。東京都は、高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業として、加齢性難聴の高齢者コミュニケーション機会の確保と介護予防に取り組む自治体を支援しています。

そこで、都の事業の説明をいただくとともに、両耳の補聴器が購入できるよう、費用助成の拡充を求めますが、区の見解を伺います。

○寺嶋福祉部長 まず東京都の補助制度についてということでございますが、東京都の補助制度は片耳・両耳を問わず、上限を7万2,450円としております。片耳・両耳を問わないという点につきましては、品川区も同様でございます。ただし、東京都の場合は所得要件として、非課税者については、先ほど申し上げた金額の倍が上限となっていると聞いております。

続きまして、補聴器購入費助成の拡充ということですが、ご案内のとおり令和5年7月に、65歳以上の中等度難聴の方を対象にスタートいたしまして、当初は非課税者に対して上限3万5,000円を助成させていただきましたが、今年度より所得制限を撤廃するなど、ニーズに応えて拡充を行ってきたところでございます。事業開始からまだ1年と数か月というところでございますが、これまでの検証がまずは必要と考えております。昨今の経済状況につきましては十分認識しているところでございますので、東京都の補助スキームとの相違点、具体的には所得要件等の違いがありますので、こちらとバランスを取りつつも、さらなる社会参加支援に向けて、拡充について検討を進めていきたいと考えております。

〇ゆきた委員 バランスを取りつつとありましたが、ぜひ検討していただければと思います。

2点目はベーシックサービスの観点から、さらなる教育費の無償化を求めて質問します。

森澤区長は、区長に就任されてからのこの2年で、保育・教育・医療について所得制限を設けない子育て3つの無償化など、先進的な子育で支援施策を精力的に進めてこられました。特に教育の分野においては、区立学校の給食費に加え、都内初となる学用品費の無償化、そして本定例会の補正予算では特別支援学校の補助教材費の無償化が可決・成立しました。会派として、本年の予算特別委員会において、教育のベーシックサービスとして修学旅行費など校外での体験活動の費用の無償化を提案していましたので、この事業展開を高く評価しています。

そこで、改めて伺います。区立の小・中・義務教育学校における移動教室、夏季施設参加費、社会科 見学、そして修学旅行費などの校外での体験活動に必要な各家庭の経済的負担について、それぞれの平 均の金額と、無償化に必要な総額をお知らせください。また、中学校・義務教育学校の標準服、いわゆ る制服の購入に必要な金額の平均と、無償化に必要な総額をお知らせください。

〇米田教育次長 移動教室等の校外での体験活動に関しまして、各家庭での平均負担額および、無償 化に当たっての必要額の見込みについてお答え申し上げます。

まず移動教室につきましては、既に宿泊費やバス代等を公費で負担しておりますが、食事代等として各家庭において現在ご負担いただいている費用を無償化した場合、6年生は平均で1人当たり約7,000円、総額として約2,100万円。7年生は平均で1人当たり約1万1,000円、総額として約2,000万円を見込んでおります。また、5年生の夏季施設については、宿泊費を公費で負担しておりますが、同じく現在、保護者負担していただいているものを無償化した場合、平均で1人当たり約1万6,000円、総額として約4,800万円を見込んでおります。社会科見学のバス代につきましては、1人当たりの平均は把握してございませんが、必要な台数は約700台、総額は約1億1,000万円と想定しております。修学旅行につきましては、令和5年度の実績で平均約6万5,000円、今後の価格上昇も考慮いたしますと、総額は約1億3,000万円と想定しております。

続きまして、標準服につきましては、1着そろえた場合、平均費用が約4万7,000円、1つの学年におきまして1着分を区が補助した場合は総額で約8,000万円になるものと想定しております。

〇ゆきた委員 金額のそれぞれの確認ができました。ありがとうございます。

款別審査では、我が会派からの質問で、子ども食堂フォーラムで読み上げられた1人の少女の区長への手紙の内容を通して、体験活動への参加や標準服、いわゆる制服の購入に、経済的に困難を伴うご家庭があることをお伝えしました。

そこで、家庭の事情や所得にかかわらず、誰もが必要な公的サービスに平等にアクセスできる権利の 保障を目指すベーシックサービスの考え方から、修学旅行費をはじめとした校外での体験活動について、 所得制限のない無償化を決断していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。また、中学校・義務 教育学校の標準服、いわゆる制服も教育のベーシックサービスにほかならず、標準服代金の無償化を要 望しますが、ご所見を伺います。

○米田教育次長 区ではこの間、子育て家庭の負担を軽減し、子育てしやすい環境を整備するため、 給食費や補助教材費の所得によらない無償化を段階的に進めてきたところです。修学旅行費や標準服代 等、さらなる無償化とのご提案につきましては、今後の予算編成作業の中で考え方を整理し、検討を進 めてまいります。 **〇ゆきた委員** 予算編成の整理の中で、ぜひ検討を進めていただければと思います。

ベーシックサービスの考え方について、森澤区長は今定例会一般質問では、「区民の幸せを実現する上で重要なものと認識しており、ウェルビーイングな地域社会を実現するための施策を引き続き積極果敢に展開してまいります」とあります。また、款別審査での区長の答弁では、ベーシックサービスの考え方は、区民の幸せ、ウェルビーイングな社会を求める区政の考え方と軌を一にするものと考えるとの評価でした。

品川区では、これまで教育の各段階において、幼児教育・義務教育費の各無償化、高校生の返済免除型奨学金制度などを精力的に進め、特に子育て世帯からは、森澤区政になって、さらに住みやすくなったとのお声を本当に多く聞くようになりました。一方で、品川区の教育における一連のベーシックサービスとしてまだ完成していないのは、高等教育の無償化、つまり大学の授業料・入学金の無償化です。学業成績が優秀でありながら、経済的な理由により大学等への就学を諦めてしまう高校生、国が実施する日本学生支援機構の貸与型奨学金がありますが、卒業後の返済が厳しく、社会問題となっています。款別審査において、医学部を目指す少女の区長への手紙の内容に触れ、その背景には、経済的な困難を抱える多くのご家庭の声なき声、小さな声があることを受け止めていただきました。

そこで、子どもの未来の育成のため、改めてベーシックサービスの考え方とウェルビーイングの関係について、どうお考えか伺います。また、教育段階におけるベーシックサービスを完成させる所得制限のない高等教育、大学と授業料の無償化である、品川区独自の給付型奨学金の創設を求めますが、ご所見を伺います。

〇佐藤子ども未来部長 まず、ベーシックサービスの考え方とウェルビーイングの関係に関わる区の 認識についてお答えいたします。

人々が自分らしく暮らしていく上で不可欠な生活の基礎となる行政サービスについて、所得制限をなくし、全ての人に提供する、いわゆるベーシックサービスの考え方は、区民の幸せを実現する上で重要なものと認識しております。幸せや自己実現を支えていくという考え方は、区が進めていくウェルビーイングの考え方とも同じ方向と思っております。

次に、区独自の給付型奨学金の創設についてお答えいたします。区では、世の中に漂う不安を少しでも取り除き、未来に希望を持てる社会の実現に向け、ウェルビーイングの視点から施策を展開しております。区独自の大学生向け奨学金の実施につきましては、子どもの幸せな未来、自己実現をしっかり支えていく、そういった意味として、どういった形で実現できるのか、所得制限によらない奨学金の在り方について具体的に検討していきたいと考えております。

〇ゆきた委員 ぜひ区民の幸せの実現のために、前向きに検討していただければと思います。

最後に防災対策として、耐風診断について質問します。

耐風診断とは、建物、特に屋根が強風に耐えられるかどうか、耐風性能を評価するための診断であり、 近年、強風による災害が増加しているため、国では建物の安全性確保のために、屋根の耐風診断および 耐風改修に関する事業を実施していると認識しています。

そこで、国の事業について、区の認識をお聞きするとともに、耐風診断の目的など、事業概要と利用件数など、実績についてお聞きします。また、過去の台風における品川区内の被害状況について、屋根被害の件数や区の対応についてもお知らせください。

○鈴木都市環境部長 耐風診断についてのお尋ねでございますが、令和元年の房総半島への台風では、 千葉市で被害家屋6,600件余りなど、多数の住宅屋根の破損等が発生し、風雨が屋内にも吹き込む など、重大な被害をもたらしたところでございます。

この被害を受けまして、令和4年度より、屋根の耐風診断および改修補助事業が国より開始され、区としましても、強風による住宅屋根の被害防止に効果があるものと認識しているところでございます。 国の耐風診断助成は、住宅瓦屋根の緊結方法等が国の定める基準に適合しているか、調査費用の一部を助成するもので、耐風改修も基準に適合していない瓦屋根の改修費用の一部を助成するものでございます。

次に、この補助事業の他の自治体での活用状況でございますが、都内では現在、御蔵島のみという状況でございまして、関東でも千葉県で2自治体、茨城県で1自治体の状況でございます。

次に、区内でのこれまでの台風等による住宅屋根の被害状況は、令和元年度以降で一部損壊等81件の状況でございます。

そうした状況の中での区の対応でございますが、見舞金や罹災証明の発行、それから住宅改善工事助 成等の事業の周知を行ってきたところでございます。

〇ゆきた委員 品川区でも一定の被害があることを確認しました。定期的なメンテナンスをすること で被害を防げたと思われます。

さて、5年前、千葉県を中心に甚大な被害のあった台風15号では、記録的な暴風で8万棟の被害がありました。同市では、国の耐風診断補助事業を活用し、耐風診断は2万1,000円を上限に費用の3分の2を補助し、耐風改修工事は55万2,000円を上限に費用の23%を補助しています。一方、近年の屋根工事の点検商法トラブルが年々増加しており、区民生活センターでは、悪質な業者の高額な屋根工事の契約について注意喚起を行っています。こうしたトラブルに巻き込まれないためにも、公的な機関による事前の耐久診断は重要であり、診断後に発行される診断報告書により、建物の耐風性能を正確に把握することができ、改善点が必要な場合は対策を打ち、建物の安全性を確保することができることで、悪徳商法などによる屋根に関する調査を抑止する一助ともなります。

そこで、品川区において風害による被害を減災するためにも、国の補助事業を活用した耐風診断・耐 風改修助成の実施を提案します。また、併せて耐風診断、耐風改修の周知について求めますが、区の見 解を伺います。

○鈴木都市環境部長 区では現在、屋根の安全化に関する直接的な事業は実施していないところでございますが、一方、瓦屋根を含む老朽木造住宅の耐震化や不燃化を、現在、強力に推し進めているところでございます。耐震化や不燃化建て替え助成、また住宅改善工事助成の中で、瓦屋根の軽量化や基準に適合した建物の建て替えなど、建築物の総合的な防災性向上の取組の中で屋根の安全化も図られるよう、現在、助成制度の活用について、区民への積極的な周知啓発を行っているところでございます。

ご提案の耐風診断助成補助につきましては、今後の補助に関する都の動向や他区の取組状況などについて注視してまいります。

- **〇ゆきた委員** 近年増加する風水害に対して、ぜひ前向きに進めていただければと思います。 これで私の質問を終わります。
- ○新妻委員長 以上で、ゆきた政春委員の質疑を終わります。 次に、塚本よしひろ委員。
- **〇塚本委員** ゆきた委員に引き続き、品川区議会公明党の総括質疑を行います。

初めに、豪雨による水害対策について伺います。

都は令和5年12月に東京都豪雨対策基本方針を改定し、気候変動による豪雨の激甚化に対応するた

め、目標降雨を1時間75mmの浸水被害防止から10mm引き上げ、85mmに改めました。品川区では都の改定を踏まえ、令和6年度に品川区総合治水対策推進計画の改定作業を開始しています。

以下、品川区総合治水対策推進計画で対策の基本となる、流域対策、河川・下水道整備、家づくり・ まちづくり対策、避難方策について、それぞれ質問します。

まず流域対策では、目標降雨85mmのうち10mm分を、河川に雨水が流れ出ないようにするとあります。区では時間10mmを流域対策の目標としつつ、当面、令和6年度までに時間6mmを目指すとしていますが、流域対策としてどのような対策を講じているのか。そして、現在までの取組成果と目標達成度合いについて、区の公共施設などと、また民間の土木建築とのそれぞれについてお聞かせください。

○溝口防災まちづくり部長 流域対策につきましては、民間、公共、各施設の幼稚園内に貯留浸透施設を整備することで、時間10mm相当分の雨水の河川や下水道への流出を減らし、浸水被害の軽減に資する取組であり、改定いたしました東京都豪雨対策基本方針の目標である時間85mm降雨に対して浸水被害を防止するため、その一部を担う不可欠な取組でございます。

公共の施設においては、道路や公園、学校などの改修に合わせまして、浸透ますなど貯留浸透施設の 設置を進めており、民間においては主に開発行為などの一定規模の敷地面積を要する建物の新築・改築 に合わせまして、敷地内に貯留槽などの設置を行っていただけるように、要綱に基づき指導を行ってお ります。

令和6年度までに区内全域で14.3万㎡相当の貯留浸透施設を整備する目標に対しまして、令和5年度末現在で約14.8万㎡であり、既に時間6㎜降雨相当の目標を達成しているところでございます。設置の割合につきましては、民間が全体の7割となっている状況でございます。

○塚本委員 今ご答弁いただきました、6 mmの目標についてもほぼ達成しているというところで、これはすばらしい、区としての成果だと思いますけれども、その中でも7割が民間の対応によって達成されているというところをお伺いいたしました。こういった流域対策での民間の貢献度の高さについて、一般の区民の方々はあまり知らないという状況ではないかと思います。民間の流域対策は義務ではなく、任意の協力によってなされているという点なども考慮し、区として流域対策への民間の貢献に対して、検証するよう提案いたします。そして、さらなる民間の協力が得られるような施策展開を検討すべきと考えます。区の見解を伺います。

〇溝口防災まちづくり部長 民間への検証等についてお答えさせていただきます。

まず、改定いたしました東京都豪雨対策基本方針において、流域対策を積極的に実施している企業を都が認定することにより認知度向上を図り、企業のイメージアップと社会貢献、流域対策の推進を、一体となって進めていくこととしております。今年度より新たなプロジェクトが開始されているところでございます。

区といたしましても、今年度、都の取組について情報収集し、活用を図るとともに、様々な場面を捉えまして民間の取組をPRするなど、民間の協力を一層得られるよう検討を行っていきたいと考えているところでございます。

○塚本委員 次に、河川・下水道整備については、戸越・西品川地区で第二戸越幹線整備工事と立会 川幹線雨水放流管工事が進められています。これらの工事に加え、これまで整備した既存の貯留管や調 整池などの活用も併せて、都が改定した時間85mmの目標に対してどのように対応するのか。今後の下 水道における浸水対策について、区の考えを伺います。

家づくり・まちづくり対策では、防水板設置助成や土のうの設置を行っています。款別審査でも触れ

ましたが、区内には地盤の弱い地域があり、住居の新築の際、地盤調査の結果、改良が必要になる場合があります。地盤改良が必要になった土地に住居を新築する際の区民の負担について、区として実態を把握し、負担軽減策を講ずるよう求めます。区の見解を伺います。

避難方策については、目黒川氾濫、高潮浸水、土砂災害、津波について避難対象地域を定め、当該地域に居住する区民が避難情報緊急通知コールに登録することで、緊急時に避難情報を個別に通知しています。対象地域に居住する区民に対し、避難情報緊急通知コールシステムのさらなる周知啓発を求めます。また、近年の豪雨の激甚化に伴い、浸水被害のリスクが高まっていますけれども、避難情報緊急通知コールの登録対象地域の見直しについて区の見解を伺います。

〇溝口防災まちづくり部長 まず、下水道における浸水対策と避難情報緊急通知コールについてお答 えいたします。

まず、下水道における浸水対策の考え方ですが、改定した東京都豪雨対策基本方針では、時間75mm降雨に対する下水道整備に、時間10mm降雨に対応する流域対策を加え、目標降雨である時間85mm降雨に対して、内水氾濫による浸水被害を防止することとしております。

品川区ではこれまでも、23区内でいち早く、東京都がやるべき下水道事業を受託することで浸水対策を着実に進めてきており、現在も第二戸越幹線の整備を受託しております。また、都においても立会川幹線雨水放流管の整備が進められているところでございます。

一方で、第二戸越幹線および立会川幹線雨水放流管は、時間 5 0 mm降雨に対応する施設として整備しているものですが、都では流出解析シミュレーションにより、既存の下水道施設の余裕分やマンホール内の空間など、既存施設の能力を最大限評価した上で、時間 7 5 mmの降雨対策に対しても大きな効果があることを確認しており、計画どおり整備を推進していくと聞いているところでございます。また、都としては、早期に内水氾濫による被害を軽減するため、都内全域で内水氾濫リスクが高い地域を重点化し、今後の整備を進めていく計画と聞いているところでございます。

区といたしましても、都の打ち出した時間85mm降雨への対応として、これからも下水道事業を受託したり、貯留浸透施設を整備するなどの、時間10mm降雨相当分の流域対策を促進したり、様々な対策を実施していくことで、豪雨リスク増加への対策に取り組んでまいります。

次に、避難情報緊急通知コールについてですが、区避難情報を発令した際にメールや電話で伝達するもので、平成29年度から運営しているものです。避難対象者に直接伝達するものとして有用な手段と考えており、今後とも様々な場面で周知啓発を図ってまいります。また、登録対象地域の見直しについてですが、令和元年度から、誰でも登録できる方法に変更しているところでございますが、このことにつきましても、引き続き周知啓発を図ってまいります。

〇鈴木都市環境部長 私からは、建物の住宅の新築の際の地盤調査・改良への支援についてお答えいたします。

建物を新築する場合は、建築基準法では、建築する建物の重量を支えることができる地盤かどうか、 事前に調査し確認することが求められております。地盤の支持力が低い場合には、建物基礎への支持くいの整備や、地盤改良による支持力の向上を図るなどの整備が計画されることとなります。

現在、国や都、他区において、建築基準法で必要な地盤調査や地盤改良工事へ直接補助する事業は行われていない状況であり、現在のところ、区としての補助の実施は難しいと考えているところでございます。しかしながら、区建築課等の窓口において、近隣の支持地盤データの提供や助言・アドバイスの実施など、区としましては引き続き、必要な支援を行ってまいります。

○塚本委員 今後、激甚化が予想される豪雨被害についての様々な対応を、今後ともよろしくお願いいたします。

次に、高齢者・障害者福祉の人材確保について伺います。

福祉人材の人手不足は深刻です。言うまでもなく、福祉事業はエッセンシャルワーカーによって成り立つもので、人手不足は事業が立ち行かなくなることに直結します。公明党は公明党2024ビジョンでも、エッセンシャルワーカーへの支援と負担軽減をとりわけ重視しています。

さて、区内の介護事業所で、技能実習制度により来日した外国人人材の受入れが進んでいると聞きま した。日本に長く定着して働いてもらうことが肝要と考えます。

ところで、技能実習制度では、在留期間内に介護福祉士の資格試験に合格できないと、帰国を余儀なくされます。そして、本年6月に技能実習制度が育成就労制度に改正され、在留期間が最長5年から原則3年に変更されました。また、事業所が受け入れている外国人が、生活習慣の違う日本に適応するため、様々な問題もあり、介護事業所側が外国人受入れを担う登録支援機関に一定の金額を支払って、日本での生活をケアしている状況があります。

まず、区内介護事業所で外国人介護士が働いている状況について、区はどのように捉えているのかお聞かせください。外国人にとって日本語の試験は大きな壁であり、介護のスキルは申し分なくても、試験にパスできずに帰国せざるを得ない事態を避けるため、区として日本語習得も含めた資格試験合格のための支援策を求めます。また、生活支援のため、登録支援機関への支出について、区はどのように考えているのか。事業所の負担を軽減する支援策について、区の見解を伺います。

○寺嶋福祉部長 まず、介護事業所における外国人雇用の状況ということですけれども、区内の介護 事業所における外国人につきましては、数年前から多くの法人で受入れを進めているところで、多いと ころでは20人近くの外国人が1つの事業所に勤務しているといった状況もあると聞いております。就 労の形態につきましては、EPA特定技能、それから技能実習生など様々となっておりまして、出身国 につきましては、インドネシア、ミャンマー等、全件調査を行ったわけではないのですけれども、確認できている範囲で7か国以上はいるということが分かっております。

続きまして、試験合格の支援策というご質問でございますけれども、まず前提としましては、入国・ 就労の際には、EPA特定技能、技能実習生、いずれも一定程度以上の日本語能力が必要となっており ますけれども、ご指摘のとおり、試験に必要な日本語力ということになりますと、さらに高いレベルが 要求されるということになっております。区内の状況を見ますと、実際に区内で働いている外国人の方 で、既に試験に挑戦している方は大勢いらっしゃいまして、合格した方もおるように聞いております。 その辺りを踏まえて、区内法人が自主的に外国人実習生の情報交換会なども開催して、試験対策や生活 習慣の情報交換を行っているという話も聞いているところでございます。

区としましては、こういった状況も踏まえて、どのような形の支援策が必要で効果的であるか、事業 所のこういった実例等も意見交換をしっかり持ちながら、今後の重要な検討課題として捉えているとこ ろでございます。

それから3つ目の、登録支援機関への支出に対する負担というところなのですけれども、全国展開している大手の登録支援機関を視察した際にお聞きした情報がありまして、ご案内のとおり、文化の違いから起こるトラブルや日常的な生活支援、それからビザの更新、細かいことで言いますとクレジットカード作成やスマホ購入といったあたりも、外国人ゆえの困難さがあると聞いております。各法人は、それらの支援を行うための登録支援機関に1人当たり月額で2万円から3万円の負担があることも聞い

ており、それがかなり大きいというお話も存じ上げているところでございます。

外国人雇用を進める上では、こういったあたりの支援が大変重要だと考えておりますので、こちらの 点につきましても検討課題として認識しているところでございます。

〇塚本委員 やはり様々、外国人の方の力を借りながら、区内事業者が介護事業所としての人材を確保しているというところが分かったと思いますので、今提案したことについての検討課題ということでございましたけれども、着実に成果の上がるような形を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

さらに、区内介護事業者による外国人人材のニーズということで、これは拡大していくだろうと思います。介護人材の確保策として、品川介護福祉専門学校で外国人を受け入れていくということもあるのではないかと考えます。これまで品川介護福祉専門学校で外国人が入学した実績についてお知らせください。また、介護福祉専門学校に一定の外国人枠を設け、区内介護事業者の人材確保を支援してはいかがでしょうか。区の見解を伺います。

○寺嶋福祉部長 まず介護福祉専門学校の外国籍の学生の過去の入学状況ということですけれども、過去10年間で6か国10名の留学生の方が入学していたという実績がございます。現在も1名の外国籍の方が在学しております。

それから、介護専門学校に一定の外国人枠をという2つ目のご質問でございますけれども、現在、介護学校の学生数の減少が続いているということ、それから、一方で現場では外国人の受入れが進んでいると。この両面を鑑みまして、現在、区と介護学校との間で外国人留学生の受入れ策について意見交換を行っているところでございます。また、そのような学生を支援する団体の聞き取り等も始めておりますので、どのような取組が可能であるか、引き続き情報収集に努めていきたいと思っております。

○塚本委員 今、10名の受入れの実績があったということでしたけれども、聞くところによると、 基本的には日本で生活していて、日本語が達者であるというような方も多いと聞いておりますので、本 格的に外国人の人材育成ということになっていったときには、やはり言語、日本語の問題も含めての、 一定の外国人としての枠での支援というか、クラスみたいなものをつくっていくのが有効なのではない かと考えておりますので、今後ぜひこれは進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願い いたします。

次に、視覚障害者の同行援護についてです。

今年度から、区は重度障害者等就労支援特別事業を開始し、経済活動にも同行援護サービスの利用を拡大しました。品川区では、年1回の同行援護従事者養成講座を開催しています。また、週20時間を超える同行援護従事者に、都が補助している1万円に加えて、今年度から区が1万円の上乗せ補助をしています。しかしながら、同行援護従事者の不足は解消されず、利用者のニーズに十分応えられていない状況が続いています。区が今年度から始めた、週20時間超えの従事者への1万円上乗せ補助により、支援の輪は広がっているのか、区が捉えている現場の声をお知らせください。

同行援護従事者が契約している事業所は、介護事業所と一体で運営されている場合が多く、介護事業 所で働く介護士が同行援護も兼務するケースも多いと聞きます。同行援護の資格取得のための研修は 約2万円の費用がかかりますが、区内介護事業所で働く介護士に対し、同行援護研修費を補助し、同行 援護従事者を増やす試みを提案します。区の見解を伺います。

〇寺嶋福祉部長 まず視覚障害者同行援護に関してですけれども、居住支援手当、今年度から始めた ものについての現場からの声というご質問でございますが、まずこれは直接的な処遇改善策となってい るということ。それで、介護職本人からは大変喜ばれているということは、もとより品川区が独自で実施したということで、職員定着につながるのではないかという期待も込めて、事業者からも大変高い評価を頂いているところでございます。

それから、同行接護研修費の助成ということですけれども、ご指摘のとおり、研修費用が負担になっていることは認識しておりまして、この部分の支援が何らか必要ではないかというところは、区でも十分考えているところでございます。実際の支援の仕方も含めてなのですけれども、資格取得そのものも大変重要なのですが、実際に取得した資格を使ってサービスにつなげていただくということが最も重要だと考えておりますので、どのような支援をすることが一番効果的であるのか、この辺についてもしっかり検討していきたいと考えております。

〇塚本委員 よろしくお願いいたします。

次に、アピアランスケア事業について伺います。

品川区は昨年度、がん患者が薬物療法など、がん治療による経済的・精神的な負担をケアするため、アピアランスケア事業を開始し、予算額524万8,000円に対し460万5,000円余りを支出し、多くの区民に利用されました。この事業は、抗がん剤治療による脱毛や、乳がん治療による胸部切除に対し、ウイッグと胸部補整具の購入費を助成するものです。

さて、がん治療の現場では、抗がん剤治療による毛髪への副作用を軽減する頭皮冷却療法が広まっています。頭皮冷却療法とは、頭皮を専門の医療機器で冷却することで、脱毛から発毛までの期間を短縮し、脱毛量の抑止効果もある治療法です。現在、都内では10の医療施設、全国では50を超える医療機関で導入され、既にこの治療を受けた区民もいます。この治療法には、9万円を超える専用キャップが必要で、個人で購入するため、経済的負担があります。また、当事業の財源は、東京都が助成費用の半額を上限10万円で負担しており、1人2回まで申請できるとしていますが、区は上限3万円で、申請は1人1回のみになっています。

アピアランスケアの助成対象品について、これまでウイッグと胸部補整具以外に申請されたものには どのようなものがあったかお知らせください。頭皮冷却療法で特筆すべきは、脱毛から発毛の期間を短 縮する点で、これはアピアランスケアの目的である経済的・精神的な負担のケアに合致するものと考え ます。専用キャップを助成対象品に加えるよう求めます。助成上限額と申請回数についても、都の上限 額10万円と2回まで申請可能としていることを最大限に活用し、拡充するよう求めます。それぞれ、 区の見解を伺います。

〇阿部健康推進部長 初めにアピアランスケアの助成対象者について、お答えいたします。

ウイッグ、胸部補整具以外の助成実績についてでございますが、ウイッグに類するものとしまして、 ウイッグのような毛のついた帽子、それから通常の帽子、バンダナ。胸部補整具に類するものでは、男 性着衣、胸帯、胸に巻く帯のようなもの、それから人工乳房、パッドつきキャミソール等の実績がござ います。

購入等費用助成の対象につきましては、ウイッグのみではなく、ウイッグの装着に必要なネットや帽子なども含むとしておりまして、医療用のキャップについては、帽子の一種とみなせるかどうか、詳細を確認した上で検討いたしたく存じます。

次に、助成の拡充についてのお尋ねですが、アピアランスケアは昨年令和5年7月に開始して1年数か月がたちまして、申請が徐々に増えてきているところでございます。現在のところ、助成の拡充を求める声は届いておりませんけれども、1人の方が複数品目を購入するケースなどもありますので、申請

者のニーズをよく酌み取った上で、支援の拡充について検討してまいります。

〇塚本委員 医療現場で本当に冷却キャップというようなものも私は初めて今回知ったところですけれども、いろいろ進歩しておりますので、それに合わせてアピアランスケアも対応していっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

現在、アピアランスケア事業は、がん治療に伴うものが対象ですが、一方で事故や病気、先天的な原因で身体の一部を失った人がいます。片目失明者や先天的に身体の一部を失った人は、健常者と障害者のはざまにあり、同じように経済的・精神的な困難を抱え、高額な義眼や、エピテーゼと称されるシリコン製の補装具を全額自己負担で購入しています。

今年度、東京都は、がん以外の原因による脱毛や義眼使用などの実態調査を自治体に対して実施しました。また、令和6年都議会第3回定例会の公明党代表質問で、アピアランスケア事業の対象を、がん治療に伴うものだけでなく、片目失明者などにも対象拡大するよう求めたのに対し、都からは、外見が変化してもその人らしく生活が送れるよう取組を推進していくと、前向きな答弁がありました。

都が自治体に対して実施した実態調査の内容と、調査に対する区の回答をお知らせください。今後、 都は対象者拡大に動くと思われます。機を逸せず、区としてアピアランスケア事業の対象者拡大を検討 するよう求めます。区の見解を伺います。

○阿部健康推進部長 ただいまお尋ねの、東京都が実施したアピアランスケアの支援に関するアンケートについてでございます。

質問といたしましては、アピアランスケアの支援の対象者ががん患者のみなのか、それからがん患者の方以外からアピアランスケア支援の要望があったか、それはどのような疾患でどのような品目の購入に対する支援の要望かというような内容でございました。

これに対する区からの回答でございますけれども、現在、アピアランスケア支援の対象はがん患者に限っております。また、この事業につきまして、がん患者以外の方からのご要望につきましては1件ございました。疾患については詳細不明ではございますけれども、片目を失明した方から、義眼の装着についての支援があるかどうかというような内容でございました。

東京都の今後の方向についての区の考え方でございますけれども、現在のアピアランスケアの助成事業につきましては、がん患者の就労継続あるいは社会参加を支援するという目的で展開しているものでございます。しかしながら、一方、がん以外の疾患におきましても、エピテーゼ等、アピアランスケアを必要とする方への支援の必要性については、区も認識しております。今後、都や他区の動向を注視しつつ、支援の拡充については検討してまいります。

〇塚本委員 ぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上で総括質疑を終了いたします。ありがとうございました。

〇新妻委員長 以上で、塚本よしひろ委員の質疑を終わります。

次に、ひがしゆき委員。

〇ひがし委員 しながわ未来 (無所属・立憲・ネット) 会派を代表しまして、松永よしひろ副委員長 と共に総括質疑を行わせていただきます。

私からは、地域と医療の連携強化について、また災害医療を中心に質疑をさせていただきます。

まず、令和5年度の決算では、医療連携推進費は健康課、災害時応急物資確保費は防災課が所管して おりました。その事業の概要について教えてください。

また、今年度、地域医療連携課が新設され、この2つの事業が移管されたと伺いました。どのような

問題意識があり、この課が新設されたのか。さらに、地域医療連携課の目的についても併せて伺います。 **〇遠藤健康推進部次長** まず、健康課と防災課で決算についていた費用の問題でございます。

まず、健康課で出ています地域医療連携の費用でございますが、こちらは災害時医療の連携のために、 専用の携帯等購入あるいは使用料ということで使っているところでございます。また、医療連携推進会 議というのをやっておりまして、そちらの開催経費という形になっております。

防災課で措置していただいているものにつきましては、学校医療救護所の医薬品の購入、あるいは緊急医療救護所の医薬品の入替え、それから救護所で使いますビブスや医療ミニセット等の購入になっておりまして、令和6年度はどちらにつきましても地域医療連携費として、地域医療連携課に措置しているところでございます。

それから、地域医療連携課の設立の経緯というところでございますが、大きく2つございまして、1つは、コロナ禍の対応を総括する趣旨で検証いたしました、新型コロナウイルス感染症対応の検証と、健康危機管理体制の基盤整備検討報告書の中において、医師会をはじめとする関係団体と連携強化が必要であろうということが1点と、それから先ほど予算の措置を1つに集めたようなお話もさせていただきましたが、日本各地で地震災害等が多くなっていく中で、これまで防災課・健康課で行っていた災害医療を1つにまとめて加速させていこうというような形で趣旨になっているところでございます。

〇ひがし委員 様々ご説明ありがとうございます。

地域医療連携というのは、様々な地域内の病院、また医師会、薬剤師会など多くの関係機関がある中で、区がそれぞれ関係機関をつなぐ中心となり調整する必要があり、重要な役割でもあると考えております。今回、課ができたこと、また明確化されたことについて、まず評価しております。

コロナ禍には住民も緊急事態に戸惑い、医療現場も混乱している状況がありました。日本看護協会、2021年看護職員実態調査の結果によると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って受けた影響として、8割近くが自身への感染の恐怖や不安を感じ、次いで職場・労働環境の悪化、自分自身に対する差別や偏見、子どもが通う学校・保育園への休校の対応などが挙げられ、長引く感染症対策で心身に疲労が深まる様子が伺えました。

私自身もまさにコロナ禍に、看護師として病棟のチームリーダーとして仕事をしておりました。実際の現場でも外来には多くの患者が集まり、未曽有の事態の中で、現場で判断・対応しなければならないことも多く、患者の命を救いたい、看護をしたいという気持ちとは裏腹に、自分も感染してしまうのではないかという不安、また業務量の増加、精神的な負担から、職場を離れる仲間も多くいました。この経験から、行政、そして病院、医師会など、関係機関が一丸となって、災害時だけではなく平時から密に地域の医療課題について協議する必要があると思っております。そして、災害の際に迅速に対応できるような体制を整えておく必要があると感じております。

そこでお伺いいたします。今までは、品川区地域医療連携会議が年に1回、品川区災害医療連携会議が年に1回、実施されていると思いますが、それぞれの参加者と内容についてお聞かせください。また、地域医療連携課ができて変わったこと、今年度、既に新たな会議も実施されたと伺いました。どのような内容が話し合われたのか、今までの会議体はどうなるのか、また品川区の地域医療連携における課題についても、あれば教えてください。

〇遠藤健康推進部次長 まず、品川区地域医療連携会議の概要という形になります。こちらは、いわゆる医療間の連携、それから医療介護間の連携を話す場として年に1回開催しておりまして、参加者といたしましては、医師会、歯科医師会、薬剤師会の3医師会、それから区内にあります各病院、区とい

たしましては区長・副区長をはじめ各幹部が出席するような形になっているところでございます。

それからもう一点の品川区災害医療連携会議でございますが、こちらは災害医療体制の整備、関係機関相互の連携を話す場として、こちらも年1回やっているところでございます。参加者といたしましては、先ほどの地域医療連携会議とかなり重なる部分がございまして、そのほかに災害医療コーディネーターという、東邦大学医療センター大森病院がそういう形になりますけれども、そちらの方や、あるいは警察や消防というような方たちがメンバーになっているところでございます。

それから、今年度から地域医療連携課ができて、3医師会の窓口という形でやらせていただくに当たりまして、いわゆる定例会というのを開催させていただいているところでございます。現在といたしましては、いわゆる連携して取り組む事項、それから情報交換、それからそれぞれの要望や相談事項など、基本的には制限を設けずにざっくばらんに話していこうという形でやっておりまして、それぞれ1回ずつ開催を既に行っておりまして、医師会につきましては、この後、2回目を開催するということで、今週中にも実施することで進めているところでございます。

課題といたしましては、やはり災害の部分につきましては、なかなかまだ進んでいないというところでございますので、こちらについて、それぞれの参加者の方の話を聞いて、どこまでできる・できない部分がございますので、それをより詰めていければと考えているところでございます。

〇ひがし委員 まず、地域医療連携課ができたことによって、今までより密に会議等で話が進められると認識いたしました。

品川区では現在、かかりつけ医や在宅医療の推進をしております。在宅で患者を診る場合には多職種が関わることが多いため、医療関係機関、また介護事業所などでの情報共有が大変重要となります。こちらについても、行政によって地域医療維持・向上に成功した事例として、山形県鶴岡市の事例を紹介させていただきます。

インターネットを使って患者情報共有ツールを使用、病院やクリニック、検査センターの医療従事者のみで情報共有していたものを、医師と介護の連携を推進するために、介護職員に加え、家族やヘルパーも患者の見守り状況を共有できる介護者参加型高齢者見守りWeb連絡ノートを導入し、ICTツールの活用を図った。これらの取組の成果として、医療側・介護側双方がお互いの立場・業務内容を理解でき、入退院時の情報共有が厚くなることで、在宅ケアが円滑になったというような変化が見られたそうです。介護と医療の垣根を取り払い、互いの連携を深めることで、患者や高齢者の健康管理等、支援の質の向上につながると考えます。

そこでお伺いします。ICTの活用は、地域医療の効率化、また医療サービスの充実を図ることができると思います。地域医療におけるICT活用についての区の考えを教えてください。また、医師会では、令和5年度から東京都の在宅医療推進強化事業の助成を受け、相談窓口の設置に加え、24時間診療体制の構築など、在宅医療推進に向けての取組を行ってくれております。各病院、また品川区情報連携システムなど、独自のシステムは存在しているものの、現在、品川区全体が情報共有できるというようなシステムは存在しておりません。医療者だけではなく介護も含めた情報共有システムの導入が、多職種との連携強化のためには必要と考えますが、こちらについても区の検討状況を併せてお答えください。

○遠藤健康推進部次長 いわゆる医療連携の部分についてのICTの活用という形でございます。

こちらにつきましては、現状、例えば患者がいたような場合ですと、介護の方や医療の方など関係者 の方がファクスでやり取りをするなどというような話も聞いているところでございます。適正なプラッ トフォームがあれば、うまく回るのだろうということはすごく感じるところでございます。

ただ一方で、現在、先ほどお話しいただきました在宅医療推進強化事業ということで、荏原医師会が窓口になって東京都からの補助金を頂いて、昨年度からやっているということは聞いているところでございます。やはり、同じような課題を持っているというところで、それぞれ現在はソフトの導入や、いわゆるハード面ということの整備をしているというところでございます。今後、動き始めて、それほどまだ動いていないというところもございまして、これをどう活用していくかということで課題に感じられているというところでございます。

今後、区としてどうするかというところでございますけれども、東京都の補助金が3年というところで聞いているところでございます。来年度までは補助金を使って医師会で進めるという形になりますけれども、今後につきまして、区としてはそれについてどのような形で関わっていけるかというのは、話を聞いて検討していくような形になろうかと思っているところでございます。

〇ひがし委員 ご説明ありがとうございます。多職種との切れ目のない介助を行うためにも、ぜひ積極的に検討を進めていただければと思います。こちらは要望とさせていただきます。

続いて、災害時の対応についての質疑に入らせていただきます。

品川区で行われております、しながわ防災学校の資料を一部、参考にさせていただきます。東日本大震災による高齢者・障害者の被害状況についてです。年齢が判明している1万5,681人のうち、60歳以上の高齢者は66.1%を占めています。災害関連死の死者2,688人のうち、66歳以上が2,396人と、全体の89.1%を占める。また障害者の死亡率については、総人口に対する死亡率が1.03%であったのに対し、障害者の死亡率は2.06%と約2倍であったそうです。地震によって高齢者・障害者に被害が多く出ているという状況の報告がありました。

この点について、昨日の決算特別委員会でも他の議員から、在宅で人工呼吸器を使用している人の人数、また品川区が助成している非常用蓄電池を昨年購入した人数などについても質疑がありました。災害時の医療体制整備や避難行動要支援者への対応は重要な課題であります。人工呼吸器だけではなく、在宅で医療的ケアをされている方々の物品の助成、また障害がある方、高齢で介助が必要な方などの状況を把握し、備える必要があると思います。

現在、品川区では、避難行動要支援者に対して個別避難計画の作成を進めていると思いますが、進捗の状況について、また高齢者、障害者、精神疾患のある方、それぞれの対象、また作成する人、またその作成における課題についてもお聞かせください。

○寺嶋福祉部長 個別避難計画の状況でございますが、まず障害者からご説明させていただきますけれども、対象者は、身体障害者手帳1級から3級、愛の手帳1度から2度の方。作成している方ということですが、日頃から支援をしている相談支援員の方が作成に当たっております。進捗状況としましては、手帳所持者のうち障害福祉サービスの利用者、サービスがないと生活が困難な方という意味ですけれども、約650人中450人、約7割が作成済みとなっております。これを踏まえて、福祉サービスの利用がない方も段階的に作成を始めているところでございます。それから課題ということですけれども、こちらの作成に当たってはご本人・ご家族の同意を必要としておりますが、様々なご事情で拒否される方も一定数いらっしゃるというところが課題と捉えております。また、避難誘導支援者の欄が空白になっている方や、ご高齢の方が避難の支援者になっているということもあるので、実際に発災した際になかなかうまくいかないと想定される部分も、少し懸念があるというところが課題として捉えております。

次に高齢者でございます。対象者は、在宅の要介護度1から5、要支援1・2の方が対象となっておりまして、こちらの作成は担当のケアマネジャーが作成しております。進捗状況ですけれども、現在、在宅の要介護認定者は約1万1,500人いらっしゃいますが、最初にケアマネジャー側で原案というものを作成しますが、こちらが9,000人分、8割以上進んでいるところでございます。それから、その原案を踏まえて利用者ご家族の確認を取った後、本計画として位置づけるものが、今5,800人分なので、大体半分以上ということになっております。課題としましては、先ほどの障害の方と同様に、同意を得る作業に一定の時間がかかるということ。それから、避難誘導の支援者を決めるということ。それから、長期間、避難生活になった際の支援員に恐らく交代要員が必要になっていくということで、この辺の確保も今後の課題と捉えております。それから、町会・自治会からのご意見としては、福祉的な対応になかなか不慣れで不安があるといったようなご意見も頂いているところでございます。

○遠藤健康推進部次長 私からは、精神障害者の方の状況についてお答えいたします。

まず対象者でございますが、精神障害者保健福祉手帳1級および2級をお持ちの方で、計画作成を希望する方となっております。作成者につきましては、訪問看護ステーションデライト品川と、精神障害者地域生活支援センターたいむにお願いしているところでございます。こちらも最初、窓口でアンケートを取りまして、その中から希望者という形になりまして、昨年からの実施で最終的には50件の作成が行われたところでございます。

課題というところでございますが、精神障害というところで、結構、自分でできるとか家族の方、あるいは配慮するほどではないという形のお話を頂いているのと、あと、先ほどの障害者や高齢者と一緒で、町内会の方に知られたくないというような話を聞いているところでございます。

〇ひがし委員 状況について把握することができました。前回確認したときよりも大分進捗が進んでいると実感しております。ただ、こちらの個別避難計画というのは、作成するだけが目的ではなく、こちらを活用するというところが次のステップになるのかなと実感しております。

先ほど部長からご説明がありました、昨年予算特別委員会での質疑の中の答弁で、防災課とのモデル 事業を実施した町会から、福祉的な対応が分からないという声や、当事者の動きが見えてくると効果的 ではないのではないかというような課題が上がってきた、支援者と結びつける難しさが課題として上が るというようなお話がありました。支援者の確保といった課題について、地域の方ばかりではなく、介 護事業者の支援も仰ぐ必要があると感じております。区の考えをお聞かせください。

また、具体的に立てた個別避難計画について、実際に避難支援をする地域にどのように伝えていくか ということが重要になってくると思います。現在どのように進めているのでしょうか。こちらについて も併せてお答えください。

〇寺嶋福祉部長 まず、事業者の支援が大前提にはなりますので、各介護事業者等々に協力は仰いでいるといったことは当初から進めておりまして、現在も協力を頂けるように、協定等も含めて進めているところでございます。

一方で、やはり人数にも限りがありまして、必ずしも専門職の方だけが支援側に回るということにはなり得ないところもありますので、例えばですけれども、認知症サポーター養成講座やユニバーサルマナー検定といった、いわゆる基本的な接し方等についての普及啓発といったものも広げていって、支援者を増やしていくということが必要であろうと考えております。

それから、作成の段階で相談支援員、それからケアマネジャーがモニタリング等も行っておりますけれども、こういった段階で細かく避難方法などといったものについてもしっかり周知を図っていくこと

が必要だと考えております。

○滝澤災害対策担当部長 私からは、個別避難計画の運用上の課題についてお答えしたいと思います。 区では、避難支援に当たる防災区民組織に対しまして、本人の同意が得られた方の名簿をお渡しして、 災害時の避難支援に活用していただけるよう連携しているところであります。一方、区で現在、福祉部、 健康推進部等で作成を進めております個別避難計画につきましては、避難行動要支援者の生年月日や緊 急連絡先、要介護認定など、多くの個人情報が記載されております。そのため、避難支援に当たる防災 区民組織に対して、個別避難計画の記載内容のうち、必要とされる情報の開示要領について、現在、庁 内で検討しているところでございます。

また、福祉避難所につきましては、現在、区内に39か所、点在しているということで、共助による 避難支援の要領も非常に複雑化しているという問題点を抱えております。今後は、個別避難計画につい ては、開示すべき情報の方向性が定まりましたら地域の方々にご説明していきますとともに、福祉避難 所に避難される避難要領につきましても、今後さらに分かりやすく、かつ実際的・実践的な避難要領が できる体制を整えていきたいと思います。

いずれにしましても、災害弱者と言われます避難行動要支援者の支援体制を万全にできるよう、さらに検討を具体化していきたいと考えております。

〇ひがし委員 様々課題があるということについても把握させていただきました。

しながわ防災学校に、私も地域の方と共に参加させていただいた経験がございます。やはり近くで、ここには高齢者の方がいらっしゃって、「最近見かけないから入院しているのかしら」など、本当に具体的な内容も知っている地域の方に支えていただくということは、とても重要だと思っております。ただ、障害がある方や、対応についても迷うことはあると思いますので、しっかりと計画に反映させていただいて、急にやってということではなくて、本当に起きたときに対応ができるように、事前の準備ということが重要になってくると思います。

先ほど部長から説明がありました、名簿にどこまで記載するかというような課題というのも重々分かっております。そのような課題についても、ぜひ区民の皆様と相談をしながら、そして福祉部とも連携をしながら進めていただきたいとお願いさせていただきます。誰一人取り残さない支援を行うために、品川区が一丸となって取り組んでいけるよう、私も議員として取り組んでいきたいと思います。そちらをお願いさせていただきまして、私からの質問は以上で終わります。ありがとうございました。

〇新妻委員長 以上で、ひがしゆき委員の質疑を終わります。

次に、松永よしひろ副委員長。

〇松永副委員長 ひがし委員に引き続き、総括質疑を致します。

初めに2025年問題について伺いたいと思います。

2025年問題とは、日本が直面する高齢化問題のことであり、2025年度には約800万人を超える団塊の世代の方が75歳以上となり、これは、日本の人口の約4分の1が後期高齢者という状況になります。そこで、どういった問題が起こってくるのか。例えば、社会保障、そして医療、労働力など、様々な深刻な問題が予想されます。そこで、深刻な問題とされるこの労働力について伺いたいと思います。

高齢化が進むと、生産年齢人口の減少によりまして労働力が不足し、経済成長が伸び悩んでおります。 そこで質問いたします。本区では、2025年には65歳以上の方がおよそ何人ぐらい予想されておりますでしょうか。そこで、なぜ65歳以上について伺ったかといいますと、65歳になりますと、やは り定年退職される方が多く、また、その人数の方がほぼ退職されるのはないかと危惧しております。そこで、私はまだまだこの中で働きたいという方もおられるかと思っております。そこで、本区として、この65歳以上の方についてどのようにお考えを持って、どのように分析されているのか、お知らせください。

○川島地域振興部長 区の最新の人口推計、令和3年の推計になりますが、2025年の人口につきましては41万851人、65歳以上の人口が8万2,578人で、人口全体に占める65歳以上の高齢者の割合、高齢化率につきましては、20.1%と推計しております。なお、令和6年10月1日現在の品川区の住民基本台帳による人口は41万2,421人で、65歳以上の人口が8万862人、高齢化率が19.61%となっております。ちなみに、品川区の人口につきましては、昭和37年6月の人口42万2,880人が記録上の最多の人口になっておりますが、今のペースで人口増加が続きますと、近い将来、品川区の人口は過去最多の人口を超える見込みでございます。

次に、65歳以上の方の中で、まだ働きたいような方がいるだろうということで、区の考えということですけれども、今後、品川区を含む日本全体で、人口の高齢化とともに生産年齢人口の減少が進む一方で、平均寿命、それから健康寿命も伸びていく時代を迎えていくと考えております。こうした中で、年齢にかかわらず、新しい知識も学びながら、これまでの人生経験を活かして仕事やボランティア活動でもう一段と活躍していく、新しい人生設計も必要になると考えております。

区としても、いわゆる人生100年時代などと言われておりますが、そちらを見据えまして、ご指摘の65歳以上の方でも、働く意思と能力のある方々には引き続き、生きがいと喜びを持って地域社会で活躍していただくことが望ましいと認識してございます。

〇松永副委員長 品川区の高齢化、65歳以上ということです。65歳の方は8万人ということでございまして、全体の20.1%ということで、全国的にはかなり低いほうではないかと思っております。そうした中で、先ほども述べさせていただきましたけれども、やはり今後、年金もそうですけれども、年金だけではなかなか暮らしていけないという方が、そうした環境の方も多くおられるかと思います。

そこで区にぜひお願いしたいことがありまして、人生の選択肢として、定年後もまだまだ働きたいという職場環境の改善を提供していただければと思っております。例えば短時間アルバイトや自分に合った職とのマッチングシステムの構築、そうした環境の整備をお願いしたいのですが、区としての考えをお知らせください。また、シルバー人材センターについて伺うのですけれども、現在、シルバーセンターに雇用として登録されている数について伺いたいと思います。そして、シルバーセンターの中でどのぐらいの職種があるのか、併せて伺いたいと思います。

〇川島地域振興部長 まず短時間就労というようなところのご質問かと思いますが、シルバー人材センターでは、会員登録された60歳以上の方々に対しまして、企業や自治体、一般家庭などから受けた仕事を提供しており、就業が月10日程度以内、週20時間を超えないという枠内でお願いしております。

シルバー人材センターを通じた就業は年齢制限や面接がないため、自分の得意なことや、やりたいことを選んで働くことができ、会員専用サイト内で自分に合った職とのマッチングを支援するシステムを運営しながら事業展開を行っているところでございます。また、引き受けた仕事の内容に応じまして、土曜、日曜、祝日、早朝や繁忙期のみの就業など、短時間あるいは超短時間での対応も可能としているものでございます。

それから、現在のシルバー人材センターでは、区内に住みます60歳以上の方が年会費2,500円

を支払いまして会員登録を行っており、令和5年度末現在の会員数が2,112人となっております。 シルバー人材センターでは、請負業務として仕事を引き受けているケースがほとんどで、この場合、発 注者と仕事に就く会員の間に雇用関係・指揮命令関係は発生しないので、雇用人数という概念ではない のですけれども、令和5年度が1万2,647件の業務を受託しております。

また、職ということですが、センターで受注している主な就業内容としましては、軽作業分野、広報 紙等の配布や内職作業など、それから技能分野、植木の剪定や畳の張り替えなど、事務・管理分野、施 設管理業務、それから簡単な事務作業などがありまして、ホームページで紹介されている範囲で言えば、 主なものだけで約20種類ほどあると認識しております。

〇松永副委員長 約20種類ぐらいということで伺いました。

実は先日、地域の方からご要望を受けまして、PTAの方も年々減ってきているという状況で、登下校の交通安全指導員の方が不足されているそうです。こうしたご要望にもぜひ応えていただきたいと思っておりますので、これは要望で終わらせていただきたいと思います。今後もこうしたいろいろなニーズに応えられるためにも、しっかりと区として取り組んでいただければと思い、この質問を終わらせていただきたいと思います。

次に、ドッグランについて伺いたいと思います。

ドッグランはなぜ必要か。そこには様々な理由があります。1つは、犬のストレス発散に効果的なため、健康によいこと。そして、飼い主同士の交流や犬同士のコミュニケーションが促進され、犬同士の遊び方やコミュニケーションの取り方を学ぶなど、様々ございます。そこで、本区において近年、犬を飼われている方は増えてきており、現在では約1万3,000頭の予防接種登録数となっております。

なぜ犬を飼われる方が増えてきているのか。その理由については、大きく3つ。1つは、動物が好き。癒やされたい。そして、人生のパートナーが欲しいと言われております。そこで、品川区はその状況を理解し、以前では犬が入れる公園はほとんどない状況でしたが、現在では20か所まで増やしていただき、また公園で愛犬と一緒に楽しむための愛犬しつけ教室を、4か所の公園、しながわ中央公園、東品川海上公園、大井水神公園、そして戸越公園で実施されており、区民のニーズに応えていただき、とても感謝しております。

そこで、愛犬しつけ教室について伺います。現在、4か所の公園で愛犬しつけ教室を開催されておりますが、ここ3年間の実績、いわゆる年に何回開催され、どのくらいの方が参加されているのか、回数と人数についてそれぞれお答えください。

○溝口防災まちづくり部長 愛犬しつけ教室の実績といたしましては、令和3年度は10回、125人、令和4年度は14回、156人、令和5年度は16回、178人の方にご参加いただいているところでございます。

〇松永副委員長 こうした人数と回数を確認させていただきました。これは年々増えているということを見て取れるかと思います。

そこで今、実際、愛犬しつけ教室と併せて、現在、仮設のドッグランを試行実施しているかと思います。この状況についても、同じく回数と人数を、もし計算してあれば教えていただきたいと思います。

〇溝口防災まちづくり部長 令和5年度から愛犬しつけ教室の開催に合わせまして、仮設のドッグランの試行実施をしているところでございます。

令和5年度の実績といたしましては、しながわ中央公園、東品川海上公園、戸越公園の3公園で計8回、実施できているところでございます。参加者としては、しつけ教室に参加された方が多くそのまま

参加していると聞いておりまして、特段、人数等は把握していないところですが、しつけ教室に参加されている方が利用されているといった実態があると聞いているところでございます。

〇松永副委員長 仮設のドッグランの実績を理解いたしました。

そこで、愛犬しつけ教室の利用者からアンケートを取っていただいているそうですが、主にどういった声が上げられておりますでしょうか。また、飼われている犬の頭数を考えますと、犬と遊べる場所については、まだまだ足りないかと感じております。そこで、アンケートの声も含め、本区として今後、ドッグランについてどのような方向性を持っておられるのか。併せて、恒久的なドッグランの設置を要望いたしますが、いかがでしょうか。それぞれお答えください。

〇溝口防災まちづくり部長 愛犬しつけ教室の利用者からは、ペットの公園利用について他の利用者 に迷惑をかけないならばよいという肯定的な意見を頂いているところでございます。一方で、ペットを 連れていない公園利用者からは否定的な意見も頂いているところでございます。

ドッグランの整備につきましては引き続き、愛犬しつけ教室の利用者の声、またペットを連れていない公園利用者や周辺にお住まいの方といった方々の意見を広くお聞きしながら、ドッグランの設置に向けて、引き続き検討していきたいと考えているところでございます。

〇松永副委員長 ぜひ、こうした区民の声を実現していただきたいと思います。そして、ドッグランの方向性につきましては、犬も家族の一員でございます。そう思われる方が増えてきていることを理解していただき、ぜひ今後、恒久的なドッグランの設置を要望し、次の質問に移りたいと思います。

次に、ペット同行避難について伺います。災害が発生したら一番大切なことは、自身の安全をまず確保することでございます。もし飼い主が無事でなければ、ペットの安全を守ることはできません。ペットに関する防災の基本は、飼い主が責任を持って対応することです。もし避難が必要な場合は、原則としてペットを同行して避難することが重要になります。

そこで伺いますが、もし万が一、飼い主の安否が確認されず、ペットのみが発見された場合、区としてどのような対応をされているのでしょうか。そして、その仕組みについてなのですけれども、例えば連携団体等々はあるのでしょうか。併せて伺います。

〇滝澤災害対策担当部長 私から、飼い主の安否が確認されずペットのみが発見された場合ということで、放浪ペットの対応についてお答えいたします。

都の災害時における動物愛護管理対応マニュアルにおきまして、被災動物の保護は、東京都が東京都 獣医師会、動物関係団体などと共同して設置し運営する動物救護本部が中心となって行い、東京都はこ れを支援するということになっておりまして、基本的には東京都で実施するようになっております。

区としましては、東京都と連携しながらペットの適切な保護に努めてまいりたいと考えております。

〇松永副委員長 今後、こうした連携、東京都と獣医師会と連携し、しっかりと取り組んでいただければと思うのですけれども、この中で避難所などでも、そうしたところでまた獣医師会と連携して、また訓練等にも一緒に参加していただいて、今後、皆さんからの、何というのでしょう、安全に避難できるような場所を確保していただきたいと思っております。

そうした中、ペットを飼われている方が、先ほども述べさせていただきましたが、その中で、多くの 方が避難所へ犬や猫を一緒に避難させることが予想されます。そこで、避難されてこられる住民の理解 を得るためには、区が新たな避難所運営マニュアルを作成させていただいて、そうした中で、ペットと 一緒に避難所へ避難することが必要だとも考えております。そこで、避難所生活を送る中で、私たち人 間も体調を崩すこともあります。そしてペットも同様に、ペット同行避難ができたとしても、その避難 所においてペットが体調を崩した場合、区としてはそうした対応をどのようにされているのでしょうか。また、犬や猫を避難させた方たちへの受入れ体制は大丈夫なのでしょうか。併せて伺いたいと思います。 〇滝澤災害対策担当部長 ペットの同行避難要領についてでございますけれども、現在、52か所の 区民避難所のうち34か所でペット同行避難が可能な状況でございます。区では今年度、避難所運営マニュアルの更新を行っておりまして、その中で全ての区民避難所においてペット同行避難ができるよう、整備しているところであります。また、ペットの同行避難の際は、飼い主の方が必要な物資を持参するというものが基本になっておりますけれども、実際、災害が起きまして家屋等が全壊したような場合には、必要なペットの備蓄品などを持って来られない場合もございますので、併せてペット用の避難の備蓄の充実を含めて、現在、受入れ態勢を万全にしていこうと考えているところでございます。

〇松永副委員長 すみません。確認なのですが、先ほどの34か所については全部、ペット受入れ可能ということだったのでしょうか。それで、備蓄についてもペット用品、例えばどういったものなのでしょうか。トイレやドッグフードといった食べ物等を含めて、大体どのぐらいなのでしょう。3日分なのか、人間と一緒なのか、もしあれでしたらお答えいただければと思います。

○滝澤災害対策担当部長 ペット用の備蓄品でございますけれども、ペットのゲージやトイレシート、猫砂などを備蓄している状況でございまして、これは現在、ペットが、例えば犬であると区内に1万3,000頭、猫もほぼ同数と見積もっておりますけれども、区民の避難も約2割が避難所に避難されるということで、ペットにつきましても同様の数のペットが避難するという想定に基づいて、備蓄数については検討しております。

なお、基本は飼い主が必要なものを持ってくるというのが原則になっておりますので、その中でも、 家屋が倒壊、全壊する確率は5%程度となっていますけれども、5%程度の方が備蓄品を持って来られ ないということを前提に、備蓄品についてはそれを基準に保管しているところでございます。

〇松永副委員長 約5%という計算でされているかと思います。

そうした中で、やはり、ぜひペット同行避難をされる方は必死で助けを求めて来られておりますので、 そうしたことも含めて、なるべく全ての方が受け入れられるような体制づくりをしていただきたいと思 います。

また、防災ハンドブックも改訂されて、以前よりも分かりやすく細かくなっているかと思います。ぜ ひとも、こちらも区民への周知を徹底していただければと思います。

あとは、先ほども述べさせていただきましたが、区民からの要望、例えばさっきのペットのお話、ほかにも様々なペットがいると思います。例えば、猫は先ほど言いましたが、ウサギとか、そうした動物も含めてどういった形で、今後もしかしたらそうした要望が来るかもしれませんので、そうした受入れ体制についてもしっかりと取り組んでいただければと思います。

最後になります。アスベストについて伺いたいと思います。

アスベストは、かつて建材をはじめ幅広い用途で使用されてきましたが、その細かい繊維を吸引することによって、肺がんや中皮腫、そして石綿肺等の重篤な健康被害を引き起こすことが明らかになっております。そこで、それによって法改正、法規制や管理体制は現代的にどんどん年々強化されてくるようになりました。そこで、国としてもアスベストが段階的に規制されて、2012年にはアスベストの使用が完全に禁止され、建物の解体や改修工事をされる場合に、2022年4月からアスベストの事前調査報告が義務化され、2023年10月からは事前調査に専門の資格が必要になりました。これが必要になったことによって費用や工期がかかってしまい、事業者や発注者にとっては大きな負担となって

いるのが現在です。

そうしたところで質問なのですけれども、現在、この費用負担の軽減対策や、アスベスト調査・除却 費用、目視調査について、それぞれ3年間の実績を伺いたいと思います。

〇鈴木都市環境部長 アスベスト対策事業につきまして、現在、区では3項目の事業を行っております。その3年間の実績でございますが、分析・調査費用の助成につきましては、令和3年が4件、令和4年が4件、令和5年が4件。アスベスト自体の除却助成につきましては、令和3年が1件、令和4年が2件、令和5年が1件。それから事前調査の派遣になりますが、こちらは令和3年が1件、令和4年以降では0件の状況でございます。

〇松永副委員長 いろいろ調査の実績を3年間伺いました。現在、アスベスト調査について、除却もそうなのですけれども、年々リフォームをされる方もとても多くなっております。ホームページを見ますと、調査が6件ということなのです。受け付けておりませんということになっておりまして、これも様々なニーズがあって、そうしたところで受け入れられなかったのかとは感じております。いろいろな方から声は頂いております。

そこで、アスベスト調査についてですが、以前から免許もなくて調査をされている事業者がおられたかと思います。そこで、本区において現在、解体や調査については免許があるかないか、そうした事業者についてどのような形でやられているのか、お知らせいただきたいと思います。また、2028年頃にはピークを迎えるかと思います。いわゆる建て替え工事です。そうしたことも踏まえて、今後この助成についてどのように検討されていくのか、お知らせください。

○鈴木都市環境部長 お尋ねのアスベスト調査でございますが、以前、法では調査者の資格要件がなかったというところでございますが、やはりアスベスト対策、健康被害を防ぐために、国ではこれまで規制が強化されてきたというところでございまして、令和5年10月には、事前調査のやはり信頼性を高める、担保するという観点から、有資格者による調査が義務づけられたというところでございますので、現在、事前の調査は、こうした有資格者、当然ながら区でもしっかり、そうした資格をお持ちの方が調査を行っているかというのをしっかり確認しながら進めているというところでございます。そうした意味では、安全で適正な作業となるように、事業者に対しては制度内容等について、引き続き周知・指導を行っていきたいというところでございます。

それから、助成制度の拡充につきましては、先ほど直近の3年の実績を紹介させていただきましたが、項目によっては予定件数に達しているものもございますが、これまでの実績を見ると、やはりまだまだ 周知をしっかりしていって、予定件数まで事業者にしっかり使っていただきたいと思いますので、利用 増加に向けて制度の積極的な周知を図っていきたいというところでございます。

それから拡充につきましては、現在の助成費用・助成内容につきましては、国の助成を活用し、協調補助で行っている関係から、対象が吹付け材のみという状況になってございます。例えば今、成形板への拡充も法的には図られておりますので、国や他自治体の状況を注視しながら、今後必要な検討をしっかりしていきたいというところでございます。

〇松永副委員長 ぜひ、こうした補助金や件数を増やしていただきたいと思っておりますので、どう ぞよろしくお願いします。

以上で終わります。

〇新妻委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時08分休憩

〇新妻委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総括質疑を続けます。

鈴木ひろ子委員。

〇鈴木委員 日本共産党品川区議団を代表して、安藤たい作委員と共に総括質疑を行います。 初めにマイナ保険証について伺います。

品川区の国民健康保険でマイナ保険証に登録した人は48%、半数以下です。さらに、実際に使っているのは9%。つまり、9割以上の人が使っていません。それでも医療現場はトラブル続きです。昨日の東京新聞1面で、「保険証を残してほしい」が国民の8割です。それでも自公政権が12月2日から保険証廃止をごり押しする。多くの区民が不安に思っています。

マイナ保険証の登録をしていない人、登録した人、それぞれどうなるのか。登録した人が取り消したい場合の手続の仕方。短期証と資格証明書の対応。また、介護施設での保険証の管理はどうするのか。 詳しくご説明ください。また、区としてその周知はどうするのか。周知する中身についても伺います。 マイナ保険証に登録しなくても、医療にはこれまで同様かかれるのか、伺います。

○遠藤健康推進部次長 私からマイナ保険証に関して順次お答えいたします。

初めに、12月2日の保険証廃止後の対応でございます。12月2日以降に新たに国民健康保険への加入手続をされた方、区内転居などを届出された方については、マイナンバーカードを健康保険証として登録されている方には資格情報のお知らせ、登録されていない方には資格確認書を交付することになります。12月1日までに発行した保険証をお持ちの方については、有効期間は令和7年9月30日までとなっておりますので、それまではご使用いただくことが可能でございます。

また、有効期限後の取扱いでございますが、マイナ保険証の登録をしている方には資格情報のお知らせ、発行されていない方には資格確認書を、それぞれ保険証の有効期限までに交付・発送することになっております。なお、資格確認書の有効期限につきましては、70歳以上の方は1年、70歳未満の方は2年を予定しております。

次に、マイナ保険証の登録の取消しについてでございますが、所定の解除申請書を窓口に申請していただくことになっており、10月28日から受付を開始できるよう、現在、作業を進めているところでございます。

次に、短期被保険者証および資格証明書に関しましてですが、まず世帯数は8月現在でそれぞれ1,369世帯と32世帯であり、どちらも有効期限までご利用いただけます。また、12月2日以降はどちらも廃止となりまして、短期被保険者証は通常のマイナ保険証と同じ扱いに、資格証明書につきましては資格確認書に「特別療養」の文字が印字される運用となっております。

次に、介護施設等についての保険証の管理でございます。国の作成した管理マニュアルによりますと、マイナンバーカードは本人が管理するのが基本となりますが、入所時の契約や預かり証等の合意に基づき、施設側で入所者のカードを管理することが可能となっております。

次に、マイナ保険証に関する周知でございますが、12月2日からの国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険証廃止および、現在お持ちの保険証の取扱い等について、11月に広報紙でお知らせする予定となっております。また、国民健康保険につきましては、来年4月に全被保険者世帯へ「国保の便り」を発送いたしますのと、後期高齢者医療保険制度でも東京都後期高齢者医療広域連合で発行する広

報紙で周知するなど、様々な手段により行ってまいりたいと考えています。

最後にマイナ保険証に登録していない方につきましては、先ほど申しました資格確認書によりまして、 引き続き受診することが可能となっているところでございます。

〇鈴木委員 共産党は、保険証は残すべきと主張しています。医療現場でも国民も、今の保険証を残すべきと強く求めています。それでも保険証廃止を強行するわけですから、「マイナ保険証に登録していなくても医療にかかれます」と、このことを徹底して周知していただきたいと思っています。それが行政の役割でもあると思います。

保険証の期限が切れる前に資格確認書が送られて、それで医療にかかれることや、「マイナ保険証に 登録した人でも取り消すことができます」と、これを周知していただきたいと思うのですが、周知する のか、またしないのであればその理由を伺います。

○遠藤健康推進部次長 「資格確認書を持っていれば医療を受けることができます」等々の周知方法 というところでございますが、まず保険証の有効期限が切れるのは来年の9月末日という形で、まだ比 較的時間があるところでございます。先ほど、11月に広報等でお知らせするという形でありますけれ ども、そちらも含めまして、一般的な事項の一つとして、そちらも周知を行う予定でございます。マイ ナ保険証の登録取消し等についても同様に考えているところでございます。

〇鈴木委員 「マイナ保険証に登録していなくても医療にはかかれます」と、その周知の徹底について、改めて強く求めておきたいと思います。

開業医の6割以上が加盟する全国保険医団体連合会が8月に実施したマイナ保険証トラブル調査は、1万3,000件の医療機関から回答がありました。「保険証を残すべき」、「廃止を延期すべき」が9割です。7割の医療機関で、今でもトラブルが起きている。顔認証ができない、暗証番号を忘れた、ロックされた、操作に時間がかかり受付混乱、機器の不具合、レセプト返戻、電子証明書の期限切れなどなど、1割も使われていないのに医療現場は大混乱です。この調査結果をご覧になられていますでしょうか。医療現場が大混乱の実態をどう受け止められているか、伺います。

資格確認書は暫定的なものであり、保険証とは根本的に違います。保険証はなくすべきではありません。今からでも保険証廃止をやめるよう、国に求めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。 〇遠藤健康推進部次長 まず周知のお話でございますけれども、こちらにつきましては、先ほど申しました広報等でやっていくところでございます。基本的に、マイナ保険証は国で進めているということ

になっております。こちらを進めることによって、今までは本人確認ができないなどのデメリットも あったというところでございます。そういう様々なところにつきましても、きっちりとこちらで周知を

進めたいと思っております。

それから、マイナ保険証のトラブルでございますけれども、全国保険医団体連合会が実施した調査、 それからその結果については、区で確認させていただいているところでございます。こちらの結果につ きましては様々あるかと思いますけれども、区といたしましては国により是正するものと考えておりま すので、対応を注視していきたいと考えているところでございます。

それから最後に、保険証の廃止を国に求めるというお話でございますが、保険証の廃止につきまして は国で決定したところでございますので、区として国に対して特に意見を述べる考えはございません。

〇鈴木委員 混乱は本当に医療の現場で起こっているのです。全国保険医団体連合会が何度も怒りの 記者会見を開いています。それもぜひ見ていただきたい。また、抗議集会、国会前の抗議行動、何度も 医療現場の先生方が怒りの訴えを続けています。患者も医療現場もメリットなしです。忙しい日常がさ らに混乱する。国民の8割、そして医療現場の9割が反対しているのに、なぜこれほど強行するのか。 それは、IT企業の利権と、国民の個人情報と医療情報のビッグデータを、大企業のもうけのために活 用を狙っているからです。これが進めば人権侵害にもなりかねないと指摘もされています。保険証は残 すべきです。今からでも保険証廃止の撤回を国に求めるよう改めて強く求めて、次の質問に移ります。

次は、障害者グループホームの増設を求めて質問したいと思います。

森澤区長は選挙公約7つの重点政策や100の政策に、障害者グループホーム100名分を追加整備と掲げました。私の一般質問で、令和3年度末から今年8月までに71人分がつくられ、今後20人分の計画があるので既に91人分は定員増になると答弁されました。私は少しびっくりしました。森澤区長の就任は令和4年12月です。グループホーム100人分の追加整備の公約は、森澤区長が就任後の整備ではなかったのか。就任前の計画も含むとは、どこに明記されているのか。残り9人分で公約達成ということなのか伺います。これまで補助金を出して建設されたグループホームの数と、その年度についても伺います。

○寺嶋福祉部長 障害者グループホームの公約のご質問だと思いますけれども、まず令和3年度の128名という定員をベースに、もともとは令和6年度までに48名分の定員増という実施計画の指標、これに対しまして令和8年度末までに100名分の定員増に引き上げる。これが公約でございます。実際に当時、インターネット等で様々な機会を捉えまして、障害者向け48名分をぐっと引き上げて、令和8年度末までに100名分を整備と目標を掲げており、私もはっきりと記憶しているところでございます。

それを踏まえまして、令和5年の第1回定例会所信表明でも200名増という全体数値を掲げた上で、 その後の代表質問で、令和6年度末までに48名増と、まずは当初目標を着実に達成することを公式の 場でご答弁しているところでございます。

続きまして、補助金を受けて建設したグループホームの数ですけれども、施設整備費補助を受けて建設したグループホームは令和4年度に1件、それから開設準備補助、備品設備工事等ですけれども、こちらを活用したグループホームは、令和4年・5年度に各1件ずつでございます。

○鈴木委員 残り9名分で公約達成ということなのか、確認させてください。

私は、これでは区長公約は達成しても、とても必要な数からは程遠いと言わざるを得ないと思っています。グループホーム等施設入所者の6割、324人もの方が区外に入らざるを得ない状況です。このことに対して、区としてどう捉えているのか伺います。また改善が必要だと思いますが、いかがでしょうか。そして、区内に戻りたいと希望している方の人数と、その受皿をどうつくるのかも伺います。

〇寺嶋福祉部長 まず数字ですけれども、細かいのですけれども、直近で1名の定員増の届出がありましたので、残り8名ということになります。

それから、区外を利用されている方ということに対する見解ですけれども、グループホームにつきましては、日中、就労もしくは活動場所等がありまして、その所在地によっては必ずしも区内を希望している方だけとは限りません。選択については、それぞれご事情があろうかと思いますけれども、ただし、とりわけ他県、遠方のグループホームをご利用で区内を希望しているという方がいらっしゃるようでしたら、それについては整備促進が必要だと考えております。

それから、区に戻りたい方ということですけれども、以前、国の指針に基づきまして、施設入所者全員に対して意向調査を行ったことがありますが、これはグループホーム対象外でありましたので、そちらの数値は区で把握しておりません。

〇鈴木委員 私は、区内にグループホームがたくさんあれば、家族とも会えないような遠くの施設に 入らずに済んだのだと思います。施設と併せて、区内に戻りたいと希望している方の人数を教えていた だきたいと思います。

それから、この間、民間任せでできたグループホームは、多くが精神障害の軽度者対応です。最も求められている知的障害、身体傷害、中・重度者、また医療的ケア対象のグループホームをどう整備していくのか。この方針が品川区の計画では全く見えません。世田谷区は、障害者施設整備の基本方針というのを作成して、区が責任を持って整備する必要数を明確に示して、2030年までに整備するということを示しています。グループホームでは、世田谷区の場合は、中・軽度者対象が200人分、そして重度者対象は300人分ということで、そのうち日中支援対応が70人分ということで、合計500人分を2030年までに整備するという方針を掲げています。そのために、公有地活用、多機能型施設を造っていく。民間物件の購入、また借受け可能な土地建物の積極活用、そして事業者負担の軽減策などを具体的に検討するとしています。

品川区としても、知的障害、中・重度者、そして医療的ケア者を対象としたグループホームについて、整備が必要な数は明らかになっているのか、それぞれ何人分と考えているのか伺います。

○寺嶋福祉部長 まず区内を希望している方の数ということですけれども、先ほど申し上げたとおり、調査は施設入所者全員に対して行いまして、19人が区内を希望しているという回答を頂いております。それから、障害種別に応じたグループホームの必要数等々のご質問でございますけれども、まず医療的ケア者につきましては個々の状態像が様々であることから、数を見込むことは大変困難でございます。ご紹介の世田谷区も確認しましたけれども、医療的ケアについては想定数という形になっていると把握しております。また、身体障害のみという希望者は実態としてニーズが少ないということもありまして、現在は見込み数317名、うち精神障害が123名、このように見込んでおります。

〇鈴木委員 それは、「これだけになります」という見込み数ですよね。そうではなくて、区として これから整備することが必要な数ということで聞いていますので、その数をお願いします。

○寺嶋福祉部長 先ほどご答弁したとおり、まず品川区としては、これまで見込み数という形で数字を出しております。これは、用地確保や事業者公募等の不確定要素が多いということが理由で、計画数ではなく見込み量として記載してきたというような経緯がございます。しかしながら、事業計画という位置づけを踏まえまして、計画数あるいは目標数を示すということも必要ではないかという考え方もありまして、現在、福祉部では障害に限らず、様々な見直しを制度の根本から行っておりまして、今後の計画改定に向けてよりよい方向に進むよう、様々検討したいと考えております。

〇鈴木委員 整備が必要な数と、整備時期も明確に示した計画をぜひとも持っていただくように私は求めたいと思います。そのことについても改めて伺います。

そして、その具体化のために、世田谷区のように区有地の洗い出し・活用とともに、民間物件の購入 や借受け可能な土地建物の積極活用の検討も求めますが、いかがでしょうか。また、重度者を受け入れ る場合の経営が大変です。事業者の負担軽減についても具体的に検討を求めます。いかがでしょうか。

○寺嶋福祉部長 先ほど申し上げたとおりですが、まず事業計画というところに立ち返りまして、今後の必要数、それから計画数、目標数といったものの表示の仕方も含めて検討していきたいと考えております。

それから用地確保については、区有地の活用を含めた用地の確保、助成金等を活用した事業者の参入、 この辺もしっかり進めていくとともに、重度者受入れをはじめとした事業者支援についても、これまで 同様、引き続き検討を進めてまいります。

〇鈴木委員 民間任せでは、当事者・家族が求めるグループホームは足りないままだと私は思います。 区が責任を持って、必要数と整備時期を明らかにする計画を持って具体化するよう求めて、最後に地域 包括支援センターについて伺いたいと思います。

今回の一般質問で、共産党が10年以上にわたって求め続けた、地域の総合相談窓口、地域包括支援 センターを地域に設置することを検討することとなったことを歓迎します。期待を込めて質問します。

関係者が、地域包括支援センターとはどうあるべきなのかの認識の共有がまず必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。どのように進めていくのか伺います。それから、委託することになるかと思うのですが、その場合、社会福祉法人など非営利の法人にするように求めますが、いかがでしょうか。 〇寺嶋福祉部長 地域包括支援センターの進め方等々、考え方ということだと思いますけれども、これまで品川区が先進的に行ってきました直営による地域包括支援センターの運営ノウハウを最大限に活かしまして、実際の検討は、毎年開催しております地域包括支援センター運営協議会の場で検討することになると思います。

それと、高齢者福祉課を中心としました地域包括支援センター職員と地区の在宅介護支援センター職員、実務者レベルによる会議体等を設けて二重構造で検討を進めるなど、実効性のあるものにしていきたいと考えております。

スケジュール感としましては、今年度第9期がスタートしたということになりまして、先ほど申し上げた地域包括支援センター運営協議会が毎年開催されますので、この中で10期に向けて方向性を示せるように検討を進めたいと思っております。

それから運営主体のことですけれども、まずこちらは、適切なサービスをより効果的・継続的に提供 していただく。これが基本でございます。その上で、社会福祉法人、株式会社、分け隔てなく事業者を 決めていきたいと思います。

○鈴木委員 18年間にわたり地域に地域包括支援センターをつくらずに、保健師や社会福祉士を配置してこなかったひずみというのは、私は大きいと思っています。一般質問でも指摘しましたけれども、様々品川区が行ってこなかったこと、また遅れていることがあると思います。切り替えるに当たっては、体制も十分取っていただいて、区民にとって安心して暮らせる地域、頼れる包括センターの設置を求めて、安藤委員に代わります。ありがとうございました。

〇新妻委員長 以上で、鈴木ひろ子委員の質疑を終わります。

次に、安藤たい作委員。

〇安藤委員 私からは、羽田新ルート再開発について質問いたします。

2020年からの羽田新ルートの運用により、住民は騒音被害や不安を感じていますが、影響はそれだけではありません。昨年、区が実施した区民アンケートでは、新ルートによる影響を尋ねています。ホームページで公開されている自由意見をキーワードで検索するなどすると、それぞれ、大気汚染145件、電波障害136件、資産価値206件もの意見が寄せられていることが分かりました。幾つか声を紹介します。

大気汚染。空気の汚れによりバルコニーの汚れがひどくなった。外に洗濯物を干さないようにしている。家屋内に黒い粒子の汚れが増えた。黒い粉じんが増えて、植木の葉がとても汚れる。脂っぽくて落ちない。排気ガスによる汚染、臭いを感じることがある。

電波障害。飛行機が通るたびにテレビの画面が5秒くらい真っ暗になる。上空に飛行機が飛ぶとテレ

ビの画面が消えてしまいます。飛行機が頭上を通るときは、かなりの確率でWi-Fiが切れてしまいます。在宅勤務でオンラインミーティングをするときなど、非常に不便を感じています。真上に飛行機が飛ぶようになることを知っていたらマンションは購入しませんでした。携帯の通信障害がよくあるので対応を考えてほしい。録画がきちんと撮れない。

資産価値下落。資産の評価が下がったなどです。

改めて伺います。率直な感想はいかがでしょうか。それと、これだけの声が寄せられているわけです から、区として測定や調査を行うべきではないでしょうか。伺います。

〇鈴木都市環境部長 区が行いました昨年の区民アンケートでは、ただいまご紹介いただいた意見も含めまして、自由意見2万7,922件のご意見を頂いたところでございます。区としましては、このアンケートを通し、改めて多くの様々な声があることを把握したところでございます。

調査を区が行うべきではないかというところでございますが、大気環境につきましては、国が羽田空港周辺における調査を実施し、結果が公表されているところでございます。電波障害につきましては、国は、航空機とテレビ等が使用する電波は、使用している周波数帯が異なるとしており、また資産価値下落については、成田・伊丹・福岡空港における調査では因果関係を見いだすことができなかったとしてございます。

昨年の区民アンケートで頂いたご意見は、区としては国に直接、自由意見も含め、全て届けていると ころでございます。区としましては今後も、区に寄せられた区民の声を直接国に届けるとともに、引き 続き必要な取組の実施、区民負担の軽減を、国に対し強く求めてまいります。

〇安藤委員 今、国の調査を理由にして、実施するとは言いませんでしたけれども、国がやっている 調査は、大気汚染調査の測定地点は全て空港内です。被害の訴えが出ている生活の場所、品川区内の測 定調査が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

また、資産価値の調査も、国が行っている資産価値の調査の対象は、成田・伊丹・福岡の3空港周辺 のみです。区は、国のこの調査により、羽田新ルートは資産価値に影響がないと考えているのか、伺い たいと思います。

また、電波障害については、電波障害を訴える声がこれだけ出ているわけです。私は、この声を受け て調査が行われるべきだと思うのですけれども、調査は行われる必要がないと考えているのか伺います。

○鈴木都市環境部長 初めに大気汚染の環境調査でございますが、離発着が繰り返し行われている、 一番大気環境の影響が大きいと思われている羽田空港内での調査ということを国が実施しているわけで ございますが、区としては、十分この地点の調査で足りるものと考えているところでございます。

また、航空機のエンジンには、国際基準に基づく排出規制が課せられており、それに適合した航空機でなければ国内を飛行することはできないとされております。引き続き、国に対し、大気環境調査の定期的な実施など、必要な取組の実施を求めていくというところでございます。

資産価値につきましては、調査の結果の考察あるいは結果につきましては、実施主体の国において区 民に丁寧に説明・周知が行われるべきものと考えております。区としては今後も、資産価値に対する意 見も含めて、寄せられた声は国に届けるとともに、様々な手法による区民への丁寧な周知・説明を求め てまいります。

最後に電波障害につきましては、国は、アナログの放送時代と違いまして、現在の地上デジタル放送 は構造物等の反射に強い方式が採用されているとしております。しかしながら、自由意見でも頂きまし たが、新飛行ルート運用開始以降、これまでに電波障害に関する問合せが16件も区に寄せられている というところでございます。こうした頂いた意見は直接国に届けておりますが、改めてでございますが、 今後も国に対し、引き続き必要な取組、それから環境負担軽減の取組を強く求めてまいりたいというと ころでございます。

○安藤委員 私は、大変無責任な答弁だと思います。このアンケートに対しては、こういう声も寄せられているのです。まちの汚れ、住民の健康被害への無理解は行政の怠慢。電波障害があっても何も区としての対応がない。アンケートを取るだけで終わってしまわないかと不安との声も寄せられています。 区民は、区が行ったアンケート、その後の対応を見ているのです。一件、二件ではないのです。先ほど紹介したように、区の責任で行ったアンケート調査に対し、影響を訴える声がそれぞれで百数十件以上寄せられているのです。これは事実なのです。だから、調査を実施し、行政の責任を果たすよう、強く求めたいと思います。

時間の関係で、次に行ってしまいます。先ほどの答弁も後でください。

再開発の質問なのですが、品川区は、23区の中で最も熱心に税金投入で積極的に開発企業を呼び込み、超高層再開発を推進する自治体です。それは、森澤区政になっても変わっていません。しかし、実際の開発の現場、地域では、開発企業の利益のために地権者・住民が犠牲にされています。区長はつぶさに知っているのでしょうか。開発の問題について、議会で様々、区の姿勢をただすと、決まって区は、地元で住民同士が話し合って決めた計画、住民発意のまちづくりを区は支援すると答弁を繰り返し、責任を住民や開発企業に転嫁してきました。しかし、実際には何が起きているのでしょうか。まず、品川浦周辺地区開発から聞きたいと思います。改めて、この3つの街区それぞれの開発協力企業の名前を教えてください。また、それぞれの土地所有者、借地権者、マンション区分所有者の数と、開発地区面積、見込まれる事業費と補助金額も伺います。

先ほどの羽田の質問と併せて答弁をお願いします。

○鈴木都市環境部長 昨年実施の区民アンケートでございますが、回答した区民の44.5%が新飛行ルートによって影響を受けていると。そのうち88.9%が騒音の影響を受けているとの結果でございます。自由記述についても、とりわけ騒音に関するご意見が顕著に見受けられました。

区では、区長、副区長が国土交通省を直接訪問しまして、アンケート結果を国土交通大臣に直接届け、 区民負担の軽減につながる取組の実施を強く求めたところでございます。大臣からは、重いアンケート であり、しっかり受け止め、検討すると応じていただいたところです。今後も引き続き国に対し、区民 への丁寧な説明・周知と、区民負担の軽減につながる取組を強く求めてまいります。

〇鴇田都市整備推進担当部長 私からは品川浦についてお答えさせていただきます。

まず開発協力企業者でございますけれども、本地区は品川浦の北・南・西の3地区がございます。まず、北地区についての開発協力企業者でございますけれども、日鉄興和不動産、三菱地所、三菱地所レジデンス、旭化成不動産レジデンス、清水建設、大林組、京浜急行電鉄、住友不動産、中央日本土地建物、東急不動産、長谷工不動産から成ってございます。次に西地区でございますけれども、日鉄興和不動産、三菱地所、三菱地所レジデンス、旭化成不動産レジデンス、五洋建設、清水建設、京浜急行電鉄となってございます。次に南地区でございますけれども、日鉄興和不動産、三菱地所、三菱地所レジデンス、旭化成不動産レジデンス、東京建物、五洋建設、大林組、東急不動産から成ってございます。

また、それぞれの街区についての土地所有者面積、借地面積等でございますけれども、こちらも地区 別で答弁させていただきますと、まず土地所有者数と借地権者数ですけれども、北地区で土地所有者 が62名、借地権者が8名、西地区で土地所有者が55名、借地権者が5名、南地区で土地所有者 が39名、借地権者が52名となってございます。また、区分所有者につきましては現時点で調査中と 聞いてございます。

続きまして開発の面積でございますけれども、北地区で約6ha、西地区で約3.5ha、南地区で約4haとなってございます。

また、総事業費、補助金額につきましては、現在、各準備組合によりまちづくり検討が行われている状況であるため、未定となってございます。

〇安藤委員 パネルをまた出したいと思います。

ただいまの答弁がありましたけれども、こちらは昨年4月の開発協議会のニュースに掲載された写真なのですが、下です。東京ドーム約4個分の面積に、14棟のビル建設、人道橋を架け、都市計画道路の付け替えも行う大規模な計画です。事業費は幾らか。それに伴う税金投入額は幾らか。現在、事業化が狙われている武蔵小山の2地区を参考にしますと、こちらはビル3棟で補助金が466億円との計画ですので、ビル14棟の品川浦をこのまま進めたら、ここだけで優に1,000億円を超えるのは明らかです。開発企業は、規制緩和でビルを高くすれば高くするほど、売ったり貸したりするビル床が増えるため、不動産利益が上がります。また、補助金が増えれば増えるほど、開発利益は底上げされます。こんなおいしい話はない。だからこそ、先ほどありました13社もの名立たる開発大企業が、どこでも聞くような大企業が群がっているのです。しかも、開発企業は土地を取得する必要がありません。土地を提供するのは、もともとそこに住んでいた地権者・住民です。つまり、地権者がいなければ開発の商売は成り立たない。にもかかわらず、開発の検討内容が住民・地権者にほとんど知らされずに進んでいるというのは大問題です。私は地権者の方から、準備組合に入らないと資料を渡さないと開発準備組合から言われたと伺いました。

伺います。権利を持つ住民には情報を出さずに、人の土地・資産の上に勝手に再開発ビルの検討を進める。おかしいと思いますけれども、いかがでしょうか。また、権利を持つ住民には、加入の有無にかかわらず、準備組合は検討資料を渡すよう指導すべきです。組合がやらないのであれば、区の責任で情報を提供する努力をすべきです。いかがでしょうか。

○鴇田都市整備推進担当部長
まず、各準備組合により検討されている内容の情報発信でございますけれども、基本的には、情報を保持している主体である各準備組合が判断するものと考えてございます。また一方で、委員ご指摘のとおり、準備組合に加入したくない方、また様々な事情により不安を抱えている方などがいるということは区としても認識しているところでございます。こうしたことから、区としましても、権利者の再開発に対する理解や協力といったものが得られるように、各準備組合に対してまちづくりの情報発信をするよう求めてまいります。

〇安藤委員 ぜひ権利者には資料を出させるように、渡るようにしてください。

他の事例もお示ししたいと思います。武蔵小山三丁目第2地区では、長年この地で商売を行い、面積要件で1割もの権利を持っている大きな権利の方がいるのですが、この方は初めから、共有の開発ビルにだけは入らないと、一度も賛成したことがないのに、準備組合からは、〇〇さんも賛成しているからと触れ回られ、都市計画決定がされました。その後も本組合設立に向け、毎月、夜に呼出しを受け、3時間にわたり同意を迫られ、挙句、あなたが判子を押さないから補助金が下りないと言われたと言います。この方はもう、再開発不同意という通告書を区に送りました。

大崎駅西口駅前地区では、これは5棟の分譲マンションを含む、駅隣接の1等地です。大成建設が突然、オフィス1棟案を提示して、全ての住民を地区外に追い出そうとしていることに強い反発が起こっ

ています。総会の場で準備組合が反対住民の発言に対し、事件屋風の人間を同席させ、大声で恫喝させる場面がありましたが、同席していた区の職員は沈黙していたと、住民団体のニュースに告発されています。

伺います。これらの事例は真っ当な住民同士の話合いと言えるのでしょうか。区は準備組合に是正を 指導すべきではないのか、伺います。また、このように、住民合意どころか、開発企業の横暴で住民の 居住権・財産権・人権が侵されている実態に、住民からも、区長に直接話を聞いてほしい、この苦境の 話を聞いてほしいという要望が届いています。私は当然の要望だと思います。ぜひこの願いに応えて、 反対する住民の思いを直接、機会を区長に設けていただきたい。区長、いかがでしょうか。

〇鴇田都市整備推進担当部長 最初の質問でございますが、大崎西口駅前地区の再開発準備組合の総会では、委員長が円滑な議事進行を求めたのにもかかわらず、再開発に反対する方々が続けて意見を述べている状況があったことは認識してございます。

また、区ではまちづくりの進捗や地区内権利者の考え方を把握するために、任意で準備組合の総会等に参加してございます。このため、区としましては、総会等につきましては、準備組合において適正に運営されるべきものと考えてございますが、必要に応じ、適正な対策を講じるよう準備組合に助言してまいります。

続きまして次の質問でございますけれども、まず品川区内における市街地再開発事業というものは、 地域のまちづくりの課題を解決するために、地域内の権利者が主体となり進める事業でございます。一 方、一部の地権者より、区長に直接その実態を聞いてもらいたいという願いにつきましては、市街地再 開発事業を所管してございます都市環境部にて対応したいと考えてございます。また、その際に頂いた 様々な意見につきましては適宜区長にもお伝えし、情報を共有していきたい。このように考えてござい ます。

〇安藤委員 区長からの答弁がないのが非常に残念なのですけれども、区長に聞いてもらいたいという思いがありますので、ぜひ応えていただきたいと、改めて求めたいと思います。

最後に、区が開発に反対する住民を、クレーマー、カスハラ扱いしている問題です。こちらをご覧ください。これは、昨年行った悪質クレーム調査の抜粋です。ここに、再開発事業への反対者であり元区議会議員であることから、地域に反対の旨のビラを配布したり、区議会に多数の請願・陳情を提出することから、対応業務が増大し、業務量が増加しているなどとあります。

伺います。都市開発課は、なぜこちらの請願、議会に請願・陳情を出すことを、カスタマーハラスメントと捉えたのか伺います。

〇鴇田都市整備推進担当部長 まず、前段の区長への面談ということでございますが、こちらについては以前より一部の団体からそういう意向を伺ってございます。また、その際も、再開発につきましては、民民による課題といったものから対応できないということを区長室よりお伝えしているところでございます。その後は繰り返しになりますが、本件につきましては、所管している都市環境部で対応いたしますし、また、頂いた意見については適宜、区長とも情報共有させていただきます。

後段のカスタマーハラスメントの質問でございますが、委員のご指摘は、昨年区で実施しました悪質 クレームカスタマーハラスメントの状況調査と考えますが、本調査は悪質クレーム等の実態を把握する ための調査であり、本調査については、長時間対応を要するなど、業務の遂行の支障にあることの報告 の基準といったものに基づき回答したものでございます。なお、こちらは請願・陳情の対応業務そのも のを否定するものではなく、また本調査の回答をもってカスタマーハラスメントと捉えたものではなく、 もちろん請願権を否定するといったことにはつながらないものと認識してございます。

- **○安藤委員** 超高層開発は大きく見直すべきときに来ています。住民の暮らしと財産を守るのが区の 役割だと強く申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。
- ○新妻委員長 以上で、安藤たい作委員の質疑を終わります。
 次に、藤原正則委員。
- ○藤原委員 私は須貝委員と一緒に総括質問をさせていただきます。

まず初めに、昨日は西大井のお祭りでした。さらに、西大井愛が深まりました。まず、西大井から質問させていただきます。

ニコン本社が移転されまして、南側・西側・北側のオープンスペース、本当に区民の方は喜んでいます。歩行者のスペースが本当に増えました。また、シェアサイクルを何回も要望してきましたけれども、 それも実現されました。改めて感謝申し上げます。

ただ、西大井の駅前のイメージは、私はあまりまだ好きではないです。駅を、改札口を降りたら、煙もくもく。なぜあそこに喫煙所をつくらないといけないのでしょうか。そして、喫煙所を変えていく、場所ではなくて変えていくといっても、全然変わらないではないですか。これはどうなっているのですか。もう、場所も変更ということも考えて動いていかないといけないと思うのですが、いかがでしょうか。

そして、平和の花壇。向かって左側に、端に追いやられてしまっていますよね。大井町と全然違いますよね。何で西大井はああいうふうにしてしまうのでしょうか。そして、花壇とは名ばかりで、土壌の下だけは花壇があるのに、向かって左側は雑草だらけですよね。これは、西大井がイメージダウンしないために考えてください。

それと、再開発の動きは改めてどうなっていますか。そして、補助第205号線と滝王子通り。特に補助第205号線は都市整備なので防災の面が強いと思うのですけれども、原踏切で、ぐちょっとなってしまうので、そういう意味において踏切をどういうふうに変えていくか。重点地域ですよね。そのことについてもお伺いします。

〇川島地域振興部長 西大井駅前の喫煙所の煙の流出対策ということになると思いますが、お答えさせていただきます。

あちらは、通勤時間帯に喫煙者が集中する状況にあるということで、現在、路面にオレンジ色のラインを引きまして、喫煙スペースを、ここがたばこを吸うところだと分かるようにラインを引いて、喫煙スペースの中で順番に喫煙するようにしております。そして、生活安全サポート隊が定期的に声かけを行うなどの対策を講じているところでございます。

喫煙所の場所ということですが、現在の喫煙者数に対応するには、あちらが、場所的な環境、それから人の動線からも最適な位置であるということで、現時点ではこの場所が喫煙所に適した場所であるということから、パーティションを設置しまして、煙の流出対策等を行いたいと考えているところでございます。

〇柏原区長室長 私からは、平和の花壇に関するお問合せでございます。

まず平和の花壇でございますけれども、平和の像がまずありまして、そこの周りに平和の花壇ということで設置させていただいたというところでございます。そうしたことから、場所的には、最初はそこに置かせていただいたというところでございます。

移設等々のお話もございますけれども、先ほど地域振興部長からも答弁がありましたけれども、他の

いろいろな施設といいますか、ものがありますので、簡単に移設というのは、像と一緒に移設ということを考えなくてはいけませんので、なかなか課題が多いというところはありますけれども、そういったところは関係部署とも相談しながら、どういった形ができるかというのは検討していきたいと思います。最後に、お花の部分でございますけれども、ちょうど今、花の植え替えの時期になっていまして、まず植え替えのタイミングで新しい花を植えていきたいというところと、周りの草木のところについては、実は所管している、管理している部門が違うものですから、今まであのような状態だったのですが、お話も頂いておりますので、今後こちらは、お花を植えることも含めて検討していければと思ってございます。

〇鴇田都市整備推進担当部長 私からは、西大井駅周辺の再開発の動きについて答弁させていただきます。

まず再開発の動きでございますけれども、西大井一丁目南地区では令和2年8月に、また西大井二丁目地区では令和4年7月に協議会がそれぞれ設立されておりまして、協議会では地権者と意見交換を実施しながら、まちの課題や将来のまちづくりの方向性といったものについて検討してまいります。また、協議会におきましては年に数回、まちづくりニュースを発行しておりまして、地区内にお住まいの方に対して、まちづくりの検討状況についてお知らせしております。

引き続き、区は区民の自主的なまちづくり活動を支援するため、協議会に対し、活動費の一部を助成するとともに、まちづくりの方向性などの相談があった際は適宜対応するなど、西大井駅周辺の活性化に向けて取り組んでまいります。

〇鈴木都市環境部長 原踏切を含みます補助第205号線、滝王子通りから補助第29号線までの区間になりますが、現在の都市計画道路の事業化計画において優先整備路線に位置づけられているものでございます。都市計画道路として、補助第29号線とのネットワークや、木密地域における防災性の向上の観点から必要性がある路線であると、区としては認識しているものでございます。

一方で原踏切付近は、JR横須賀線と東海道新幹線の高架構造物により、整備手法に大きな課題があるところでございます。整備手法とともに、課題の解決手法について、今後も検討を進めてまいります。 **○藤原委員** 区長室長、そういう答弁になると思わなかったです。だって、植木のお花の入替えといって、私はずっと見ているのです。今のことではないです。ずっと雑草だらけだから、やってほしいと。あと、部署が違うといって、そんな広大な花壇ではないのだから、1つの課でできるでしょう。お花というのは大事です。そこをしっかりやってください。

それと、あそこは、区のマスタープランを見ますと、品川区の地域の中で1つだけ、西口のところが真っ赤なのです。いわゆる危険度5です。それで、これは堀越副区長にお伺いしたいのですけど、堀越副区長と私は、北海道胆振東部地震の体験者ですよね。音もない。そして電気もない。食料もない。部長だったとき、あの経験をした副区長、どういうふうに防災等に関してやっていきたいと思いを秘めているのか教えていただきたいと思います。

それと、平和の花壇のお水。あれは、西大井の駅の中の公衆便所から水を取ってきているのです。あの辺の水回りの設計はおかしいですよね。水が出ない噴水。水回りが全部、変ではないですか。それもよく考えて、まちづくり、駅前ということを考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それと、公衆便所として区が管理しているのであるならば、言いましょう。改札機を増やしてほしい、 そして西口をつくってほしいと、どんどんリクエストをかけていっていただきたいと思うのです。あと、 ホームドアの件も、ぜひ強く要望していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。 ○鈴木都市環境部長 私から、まず初めに西大井駅西側になります。こちらは、二葉三・四丁目および西大井六丁目というところでございまして、平成25年度より不燃化特区支援事業を導入しまして、建物の不燃化促進に、現在、強力に取り組んでいるところでございます。不燃領域率等も年々アップしているというような状況でございます。建築物の耐震化とともに、木造住宅密集地域の解消に向け、引き続き東京都と共に、強力に防災性の向上に取り組んでいきたいというところでございます。

それから、ただいまご紹介いただきましたが、西大井駅のトイレでございますが、設置された経緯をご説明いたしますと、西大井駅は昭和59年に建設が開始されましたが、こちらは区の求めで請願駅として整備されてきたというところで、駅舎建設につきましては、並行して行われた西大井一丁目地区の市街地再開発事業の中で整備されたというところでございます。請願駅であることや、当時の国鉄との協議により、駅舎に併設して公衆便所が設けられて、現在、区が管理しているというところでございまして、こちらを理由に、JRに改札口の設置を求めていくというのは、なかなか現在のところ、難しい状況でございます。ただ、今後、まちづくりの進展や駅利用者の動向等をしっかり注視しながら、改札口の設置についてはJRと協議をしていく考えでございます。

それから、既設の改札機の増設につきましては、こちらも、ニコン開業もしておりますので、こうした利用者の状況を注視しつつ、要望については検討してまいりたいというところでございます。

〇堀越副区長 今ご質問がございましたので、私からもお答えさせていただきます。

たしか、平成30年の9月だったと思います。区民委員会の行政視察で札幌市を訪れたときに、ちょうど北海道胆振東部地震に遭いました。そのときの状況といいますと、まず北海道電力管内が全て停電したという、日本でたしか初めての、いわゆるブラックアウトの状態だったと思います。その中で、食料の調達などといった部分において、当時の委員の皆様と一緒に活動したというのを思い出します。

全域停電となったときの場合は、外で例えば食料を調達するときなども、ちょうどビジネスホテルに 宿泊していましたので、そのとき懐中電灯を持って外に出るのですが、人が直前に来るまで、もう暗く て全く分からないというふうな状況で、非常にそれだけでももう危険な状況であったという状況であっ たことを思い出します。

明けて昼間は札幌市役所に回ったり、それから市内の行政区ですので区役所を回ったりいたしました。 札幌市役所の本庁は、たしか充電を求める人で長蛇の列で、情報を求める人が、札幌市役所の本庁舎は 非常用電源設備で動いていましたので、そういう方がいらっしゃる。それから、ほかの公共施設、区役 所や行政センターみたいなところは、もうトイレが使えないという状況で、非常に苦労していたという のを見ておりました。

それで、そういったものを目にしまして、今、部長からも不燃化領域率を上げる答弁がございましたけれども、そういった中で、品川区は危険なところも多いですし、それから23区の中では一番多く、不燃化の支援事業エリアとして設定しているというところもありますし、西大井地区も、たしか記憶では10ポイントぐらいの領域率が上がってきたとも認識しておりますので、そういったことも含めて防災対策はしっかりやっていかなくてはいけないと、このように認識しているところでございます。

〇柏原区長室長 私から、花壇の件についてお答えさせていただきます。

先ほどご答弁を差し上げた花壇の部分でございますけれども、改めまして、あそこを一体的に、美観を損なわないような形で、しっかりと管理していきたいと思ってございます。よろしくお願いしたいと思います。

それから水やりの件でございます。トイレからというところで、現在はそういう形で進んでいます。

それで、議員がおっしゃるとおり、あそこの水道の管が、なかなか近くには通っていなくて、そこに水道管を通すとなると、なかなか大きな工事になるというのもありますので、それは1つ、検討の材料ではあるのですけれども、直近のところで水やりのやり方については、委託している事業者とも相談しながら、どういったところが効果的なのかというのはもう少し検討させていただいて、工夫を取っていきたいと思ってございます。

〇溝口防災まちづくり部長 西大井駅のホームドアの件についてお答えさせていただきます。

年々、西大井駅につきましては乗降客が増加しているという認識があるところでございます。そういった中、JR東日本では令和13年度末までに、東京圏の主要路線にホームドアを整備するという形で公表されているものの、西大井駅のホームドアの整備に関する時期というのはまだ明示されていないところではございます。先ほど申し上げましたように、西大井駅のピーク時における混雑の懸念といったものもJRに伝えながら、区といたしましては早期整備について引き続き要望していきたいと考えているものでございます。

○藤原委員 原踏切の先に伊藤公墓地があります。まず、品川区の子どもたちに伊藤博文公ということでどういうふうに教育しているのか教えてください。

それと、品川歴史館で一応、伊藤博文公の特集といいますか、イベントをやられたほうがいいと私は思うのです。そして、あそこの四つ角の信号機、伊藤博文公の墓所前というプレートがついています。これは、私は同期の区議会議員だった方が都議会議員になったときに、そういう地域の声を聞いてつくってくれたところです。それだけ私たちは伊藤博文公に強い思いがあるのですけれども、いかがでしょうか。

〇米田教育次長 教育についてのお尋ねでございます。

区立学校では小・中・義務教育学校の社会科におきまして、伊藤博文公が初代の内閣総理大臣であることや、日本初の憲法をつくった人物であることを学習しております。また、市民科の5年生から7年生の教科書には「偉人や先人から学ぶ」という単元がございまして、様々な分野の伝記を読むことを通して、人物紹介や自分の生活に活かしたいことなどをまとめる学習を行っております。

伊藤博文が学校名の由来となっている伊藤小学校の正門前には、伊藤博文と伊藤小学校の関係について示した看板を立てまして、児童や保護者、地域の方に向けた紹介を行っているほか、6年生による伊藤博文のお墓の掃除を通して、伊藤博文と伊藤小学校の関係について知り、愛校心を育てております。また、出身地の山口県光市の小学校とのリモート交流会も、併せて行っているところでございます。

引き続き、地域ゆかりの人物や資源等の学習も含めまして、学校教育の充実を図ってまいります。

〇辻文化観光スポーツ振興部長 私からは、伊藤博文公の品川歴史館での取上げについてお答えいた します。

現在まで品川歴史館で、伊藤博文公を単独でテーマとした企画展というのは実施したことがございません。幕末の品川をテーマにした、ほかの人物と一緒に取り上げたことはございます。その理由としましては、品川区内の大井別邸での資料というのが十分にございませんで、単独で展示を企画するには、まだ現状としては困難な状況ということでございます。

しかしながら、今後、品川区での由来のものの資料がまた発見されたり、研究が進んでいく中で、単独での展示の可能性は十分あると考えております。引き続き、伊藤博文公に焦点を当てた展示の可能性を探りながら、歴史や資料の研究を進めてまいりたいと考えております。

○藤原委員 最後に、介護従事者の処遇改善についてお伺いさせていただきます。

4億4,600万円、処遇改善をつけてくれて本当にありがとうございます。これは、手続がとにかく複雑にならないようによろしくお願いいたします。

それと福祉部、役所の人員は大丈夫ですか。これだけ忙しくなって、事業が増えているのに、そこだけが本当に心配です。

それと、あと、今、国は在宅支援を求めているにもかかわらず、在宅支援をしてくださいというのに、 訪問介護の報酬が減るという、とんでもないことをやっていると思っています。この辺は区で云々では ないかもしれないけれども、思いは持ってください。

それと新井副区長、予算で答弁していただきたいのですが、私はよく銭湯に行くのですけれども、銭 湯で言われるのです。「森澤区長は若いから、子育て支援ばかりやっているね」と。そんなことはない ですよね。きちんと高齢福祉もやっていますよね。予算の観点から言ってください。

それと最後に森澤区長、昔、品川区は「福祉の品川」と言われたのです。ぜひ、そういうふうに言われるように、本当に人生、急に困ったことというのが、「まさかの坂」というのがあるのです。その辺についてご答弁を頂きたいと思います。

〇森澤区長 今ご指摘を頂きましたように、本当に困ったとき、突然困ることもあります。病気になることがあります。障害を抱えることもあります。そういったときにしっかりと区民の皆さんを支えられる品川区でありたいと思っておりますので、しっかりと施策を進めていきたいと思います。

〇新井副区長 頂いたご懸念について2点、ご説明させていただければと思います。1点目は論より 証拠ということで、データというかエビデンスに基づいた説明を、それから2点目は、数字だけのご説 明だと味気ないので、少し理論というか、財政論からお話をさせていただければと思っています。

1つ目のエビデンスですけれども、決算資料の中の民生費、224ページにあるのですけれども、民生費の中の社会福祉費が、いわゆる児童福祉費を除いた高齢・障害に係る経費なのです。今年度の決算額は304億9,361万円となっています。こちらは、森澤区政誕生前の令和4年度の決算、289億9,964万円に比べて105%の増となっているところでございます。

それから、社会福祉費にかかわらずですけれども、高齢者関係の決算額を抽出しましても、令和4年度の決算が82億9,834万円、令和5年度が99億7,383万円ということで、実は20.2%増加しているのです。そういうところがありまして、高齢者福祉の予算を軽んじているというより、むしろ拡充しているというのが実態のところでございます。それが数字のところ。

それからもう一点、高齢者福祉か子育て支援かという、要は高齢者支援と子育て支援の2つはトレードオフではないと考えているのが、森澤区政のスタンスでございます。強いて言えば、不要不急の事業をなくして、人への投資に振り替えていくというのが、森澤区政の予算編成の在り方だと考えておりまして、そういった視点があるからこそ、今年度の予算に関しても、子育て支援のみならず高齢者福祉においても、例えば各種施策の無償化や、あるいは所得制限の撤廃等を進めてきたといったところがございます。

さらにもう一つだけ言わせていただくと、子育で支援に関しても、決して子育で世帯のためだけに やっているものではなくて、言わば経済政策だと思っています。何かといいますと、品川区は、昭 和39年の人口のピークを今や超える勢いで過去最大の人口を記録しようとしていますけれども、子育 て世代や子どもたちが集まる場というのは、にぎわいや活気が生まれる。それで、活気が生まれるまち には経済が回っていく。経済が回れば税収が増えて、その税収を高齢者福祉や、そういったものに使っ ていけるということで、財政トータルで見ていければと思っているところでございます。いずれにして も、人々の不安や不満を解消して未来に希望が持てる、そういった予算をこれからも編成していくとい うのが現区政のスタンスだと考えているところでございます。

○寺嶋福祉部長 ご要望の部分もあったかと存じますが、3点お答えさせていただきます。

まず居住支援手当の手続の簡素化ということで、東京都の手続を基本的には準用しておりますけれど も、さらに簡略化できるところにつきましては、東京都よりも作業しやすい、簡略化した形での電子申 請等も含めた形で、今進めているところでございます。

それから2つ目、福祉部の職員は足りているのかというご指摘ですが、余力があるのかと言われれば、さすがに、ありますとはなかなか言いづらい部分はありますが、これも職員の努力によって、新しい事業も含めて、今、何とか回しているところでございます。人事異動で新しい職員が来たり、新規採用職員が入ったり、また新しい視点もいっぱい入ってきておりますので、今まで以上に視点を変えてアイデアを出し合って、効率化できるところがあれば、それは探っていく努力は必要なのだろうと思っているところでございます。

それから、訪問介護の基本報酬が下がったということなのですけれども、介護保険が国制度なのでということでの答弁で終わらせるつもりは全くございませんで、これまでもコロナ禍における業務継続支援金や今年度の居住支援手当等々、独自で支援策を打ち出してきたという経緯もございます。今後も工夫する余地、裁量が残されている部分を探して、積極的に支援していきたいと考えております。

〇新妻委員長 以上で、藤原正則委員の質疑を終わります。

次に、須貝行宏委員。

○須貝委員 品川改革連合の須貝行宏は、これから藤原委員から引き続いて総括質疑をさせていただきます。

今、大半の区民、中小企業は本当に苦しいと私は思います。1万品目以上の物価が上がっている現状です。そして、消費者物価や企業物価の高騰が続き、区民生活と中小企業は本当に厳しい状況にあると思いますが、区はその実態をどのように認識していますか。教えてください。そして、年金暮らしの高齢者、非正規雇用者、中小企業や個人事業主、介護・看護・保育関係者などは、物価高以上に収入が増えないため、預金を取り崩し、消費を抑え、節約しながら生計を立てているというのが現状です。一方、事業主は借金を増やしながら経費節減をして経営を続けていますので、区も何かしらの支援をするべきだと私は思いますが、教えてください。そして、認識していたら支援の手をやはり今は差し伸べる時期ではないかと私は思うのですが、ご答弁をお願いいたします。

○川島地域振興部長 現在の区の経済状況等の認識というようなところだと思いますが、地域経済に対する認識につきましては、委員がおっしゃったとおり、消費者物価、それから企業物価の高騰、とりわけ電気・ガス代などの光熱水費の上昇が長期化しているほか、消費支出も伸び悩み、企業の倒産件数も10年ぶりの高水準となるなど、引き続き厳しい状況にあると認識しているところでございます。

物価高騰などによる経済への影響は地域全体の課題であり、中小企業の資金繰り対策にとどまらず、 今後の事業継続、それから持続的な成長に向けまして、経済環境の変化を踏まえた支援策が引き続き必要であると認識しているところでございます。

○須貝委員 非課税世帯には給付金の支援がされています。子育て支援も増えていますが、年収が400万円以下の中・低所得者層にも支援が必要だと私は思います。また、お風呂屋や運送業には助成金支援がありましたが、他の産業には助成金がありません。あまりにも不公平だと私は思うのですが、お答えください。そして、こんな不公平な対応でいいのでしょうか。助けるなら今ではありませんか。

他の自治体のように助けるときではありませんか。お答えください。この現状では、所得が低い人ほど 物価高騰の影響が多いと私は思いますが、ご答弁をお願いいたします。

〇川島地域振興部長 不公平ではない支援をというようなお話だと思いますが、区としてはしっかり、物価高騰が長期化する中、設備資金、それから運転資金に関わる円滑な資金調達を確保するために、当初3年間無利子として信用保証料を全額補助する融資あっ旋制度を実施しております。この事業というのが全業種を対象としておりまして、令和7年3月まで期間延長を行って継続実施しております。

この物価高騰対策の緊急資金を現在実施しているというのが23区の中で7区ということで、融資あっ旋につきまして、区内企業に幅広く利用されております。令和5年度にこの制度を使って資金調達を行った企業というのが、延べ1,896社になります。それから、一部の事業者にだけ給付金があったということですけれども、今回の補正で、電気代、ガス代などの光熱水費高騰対策としまして、将来的な電気代・ガス代の削減が期待できる設備更新への助成金を提案いたしまして、11月から実施予定としております。また、この補助金につきましては、電気代・ガス代の将来的な削減につながる設備投資を後押しするとともに、例えば新紙幣機の券売機への買換えなども補助対象としております。かなり幅広に補助対象を設けておりまして、非常に使いやすい制度になったと思っておりますので、こういったものも活用していただきながら、今後とも区内事業者の経営環境の変化に対応しまして、必要な支援を積極的に進めていきたいと考えております。

○須貝委員 部長の答弁がありましたが、設備資金、融資あっ旋、そうではないですよね。今、何とか、毎日毎日つないでいく。生活もつないでいく。そして経営もつないでいく。もう、私は逼迫している状況だと思います。

葛飾区では、エネルギー価格の物価高騰は大きな負担になっているため、物価高騰緊急対策支援金として中小企業に出しています。そして、大東市では市独自の施策として、物価高騰対策給付事業として、住民基本台帳から11万8,000人分を対象として行っています。周りを歩けばこれだけ大変だということを各自治体は分かっているのです。品川区もそうです。まちの中を歩いて、商店街の中を歩いて、どれだけの人が大変だ。それを私はしっかり見て、そしてそれなりのことを、やはりしてやる。今はその時期ではないかと思うのですが、もう一回ご答弁をお願いいたします。

〇川島地域振興部長 委員と経済状況等の認識というのは同じでございまして、しっかりとした区と しての対策ということで、今説明したとおりの事業を着実に進めていきたいと思っているところでござ います。

〇須貝委員 では次に、品川区の入札についてお聞きします。

区では、区有施設の建設や改善計画を立てたら、その設計を行い、工事に係る予定価格を算出します。 次に、入札予定価格の上限価格を決めて、入札に参加する業者にこの金額を公表します。

まず、この上限価格の公表に疑問を感じます。それは、工事の入札予定価格の上限をあらかじめ業者に提示しているということは、業者は上限いっぱいの金額を入札価格として提示できるからです。1億円なら1億円まで提示できるからです。民間の建設業者、そういう事業者にはそういう商慣習はありません。これは、自治体だけの上限価格設定、そして公表している。これが実態です。我々が物を買ったり、修繕や建築工事等をするときに、業者に購入予定金額や契約金額を教える人は誰もいませんし、備品等を買うなら、より安いお店を探します。また、建築や修繕工事の場合は3社以上の業者から見積りを取り、より安く信用できる業者にお願いします。できるだけ安く購入したり契約したりするならば、販売先や契約先には購入予定価格は絶対に教えません。このことは民間の商慣習では当たり前のことで

す。

このように入札予定価格を事前に公表するなど、業者に都合のよい入札方法は間違っていませんか。 また、民間の商慣習とはかけ離れ過ぎてはいませんか。お答えください。

〇久保田企画経営部長 入札上限価格の公表についてお答え申し上げます。

私どもは、予定価格100万円以上の発注につきましては、予定価格を公表しているというところでございます。これは、契約事務の公平性・透明性の確保のほか、事業者等が職員から予定価格を聞き出そうとするような、いわゆる官製談合を未然に防止するということを目的として行っているといったものでございます。これらは、国の契約に関する指針等においても、こういったことが認められているというか、そういったことが国の指針にも書かれているといったところもございます。品川区としましては、そういったことによりまして、上限価格の公表をしているといったところでございます。

これはまた民間とかけ離れているのではないかというようなことがございましたけれども、やはり公 契約でございますので、契約事務の公平性・透明性の確保というところが大事でございますので、こう いった取扱いをさせていただいているというところでございます。

○須貝委員 民間の業者では一切、予定価格を提示していませんが、これも同じように、自治体が官製談合防止とおっしゃいましたけど、教えなくても教えても、民間でも同じような状況だと思うのです。それだったら私は提示して、この金額でやりなさい、やってください。そうしたら、もうあらかじめ、片一方は1億円の予定価格なら1億円、片一方は9,999万9,999円を提示すればいい。そのような状況だと大変まずいのではないかと私は思うのですが、その辺についてまたご答弁ください。

そして現在、入札参加者が5社以内と少ないだけでなく、入札辞退者が多いため、入札参加者数が1 社だけという入札も最近は見受けられます。おまけに、制限付一般競争入札の落札率は97%から99%と高率です。99.99%もあります。もう、いっぱいですよね。このような状況で入札辞退者が多く、競争原理が働かない1社入札は、あらかじめ落札業者が決まっているようなもので、随意契約と同じではありませんか。これはおかしくありませんか。お答えください。

○久保田企画経営部長 入札上限価格の公表につきましては、やはり公契約といったところを我々は 大事にしているところでございまして、契約事務の公平性、透明性といったところを確保するために 行っているというものでございます。

また、入札の辞退といったところのお話でございますけれども、工事の発注に当たりましては、区内事業者の育成、区内中小企業の受注の確保という観点を踏まえながら、我々は入札を行っているというものでございます。結果的に1社になってしまっているというところでございますけれども、公告の段階では複数の事業者が手を挙げて、いろいろと積算・見積り等をした結果、辞退されているといったところでございます。こういった辞退につきましては、やはり事業者側のいろいろな関係がありまして、工事の関係の技術者の配置が困難であるといったような理由により、入札を辞退しているといったものでございまして、そういったことは事業者の中での判断でございますので、あり得るものと思ってございます。

それと委員から、落札随意で、もう事業者が決まっているのではないかというようなご指摘がありましたけれども、私どもとしましては、入札といった制度をきちんと執行しておりまして、そういった指摘は当たらないものと考えているところでございます。

○須貝委員 先ほど部長のご答弁がありましたけれども、工事に参加できないなら、私は、入札の名 簿から外すべきだと思うのです。分かっているのだから。それをわざわざ載せて、辞退、辞退と、 我々に総務委員会で報告されます。だって、もともとやれないのではないですか。途中で気がついた。 気がついたら気がついたでいいですけれども、では入札自体は外せばいい。そうしたら、最後に残るの は1社だけ残る。それが1社入札ということですよね。やはり、我々の感覚はそういう感覚なのです。 いろいろ、公契約だ、何だというのは分かります。それを国で決めているのも分かります。でも、これ はあまりにも民間の考え方とかけ離れたものだと私は思いますが、もう一度ご答弁ください。そして、 最低価格こそ公表されていませんので競争原理があるように見えますが、大半の制限付一般競争入札の 経過を見ると、大半の入札参加企業は3社から5社程度で、年間を通じていつも決まった業者が参加し ています。ということは、業者間において簡単に打合せや談合が可能な環境にあるのではありませんか。 お答えください。

○久保田企画経営部長 工事に最初、辞退するような事業者は参加させないようにすればいいのではないかというご質問でございますけれども、どの事業者が辞退をするか我々は把握してございませんので、そういったことをすること自体ができないということと、やはり事業者に対しましては、公正に公平に入札に参加する機会を与えるといったことは、公契約上、大事な視点だと思ってございますので、そのようなことをする考えというものは私どものほうではございません。

また、最低価格についてのご質問もございましたけれども、これは、区としましてはいわゆるダンピングということで、適正な契約の履行の確保がなされないことや、行政サービスの質が低下するようなことを防止するために設けまして、設定しているといったところでございまして、こういったことにつきましても、適正な設定をして我々は対応しているということでございます。

また、事業者が談合できるような環境があるのではないかというようなことでございますけれども、 我々はそのような実態というものは把握してございませんし、そういうことはないと信じているもので ございます。

○須貝委員 入札辞退ということですが、だったら初めからそこに書いておいて、入札を辞退しそうならば、それは恐らく会社というのは、もう3か月、半年先、いや1年先まで予定というのを民間会社は組んでいると思います。そのぐらい各企業、自分の自己管理ができない、契約管理ができないようでは、そんな会社は危ないのではないですか。私はそう思います。それから、質の低下という話で、皆さんに平等に入札の機会を与える。でも、もし質の低下というお答えならば、では実際に質が低下したのでしょうか。そういう例が多々あるのですか。そして毎回毎回、きちんとした入札に対しても、後で適正な評価をしているのですか。私はそういうことまで考えるべきだと思うのですが、もう一度ご答弁ください。

○久保田企画経営部長 私は質の低下というようなお答えはしてございませんので、入札の機会を与えまして、きちんと公平性・透明性を担保していきたいということをご答弁させていただいたというところでございます。

それと、辞退して、その会社の経営が危ないのではないかというようなご質問がございましたけれど も、それもあくまでも想定の話でありまして、我々は入札という機会を設けまして、事業者にそういっ た経済活動をする環境・機会を与えることで、公契約の透明性確保を守っていくといったところでござ います。

○須貝委員 民間では、あまりそういうことはないのです。民間で入札するとき、辞退、辞退、辞退。 こんな例はほとんどないです。私は、そこはやはりもう一度よく考えるべきではないかと思います。 次に、JVである企業共同体についてお聞きします。1つの大規模工事を2者か3者で協力して行う 工事ですが、聞くところでは実際は1者だけで作業をしているが、共同体として組んでいる他者の作業着を着て、すなわち作業着を交換して、あたかも3者で作業しているように見せかけているという話も聞こえています。これが事実なら、何もしない、仕事をしないで支払いを受けていることになりますが、もしこれが本当ならおかしいと思うのですが、どうですか。お答えください。そして、このようなことが実際、事実なら、私は大変、大問題だと思うのですが、このことなどを区において実地調査をしていますか。お答えください。

○久保田企画経営部長 J Vに関するご質問でございますけれども、私ども、J Vからは、下請業者も含めました施工体制や、工事の技術上の管理をつかさどる監理技術者、主任技術者についての報告を受けているといったところでございます。そうしたことを通しながら、工事の実態について把握しているといったところです。

またさらに、JVの構成企業からは、管理事業者や主任技術者等が選任されまして、区と定例の会議や個別の打合せなどで、区の職員と一緒になって、やり取りをしているといったところもございまして、今、委員からご指摘のようなこと、JVの筆頭会社だけで仕事をしているというような事実はないというものでございます。

○須貝委員 次に、全国市民オンブズマン連絡会議では、全国自治体などの入札制度を20年間調査しています。ここの見解では、談合疑惑感度といって、各工事の落札率が95%以上になった工事は談合の疑いが極めて強い。そして、落札率が90%から95%未満になった工事は談合の疑いがあると考えています。このように、品川区は落札率が、談合の疑いを持たれるような数値に入っていますので、すぐにでもこれは改善すべき数値ではないかと私は思うのですが、そして、公平公正な入札制度をつくれば、年間三十億円、五十億円という金額は生まれて予算を捻出できると私は思うのですが、その辺についてご見解をお聞かせください。

○久保田企画経営部長 今、落札率が95%以上というようなお話がございますけれども、品川区としては、結果として落札率が95%等になってございますので、その手続の過程においては、きちんとした法律、また規定等に基づいてやってございますので、そういった談合というものはございません。また、そういったことを踏まえますと、品川区として公平公正な契約事務の手続を進めているところでございますので、そういったところを改善するといった予定もございません。

○須貝委員 落札率95%。これは恐らく、民間でやったらどうなのですかね。こんな額で、先ほど申し上げました、99.99%で落札している。それで、99.3%落札している。やはりこれは、私は考えてみるべきものだと思います。

そして、さて9月に香川県発注の工事で、一般競争入札では数十社が談合し、落札価格の高値安定を続けていたという疑いで、公正取引委員会は立入検査をしました。5年以上も前から一般競争入札で事前に受注予定業者を決めていた疑いがあり、受注を希望する業者が入札ごとに周囲に意向を伝え、話合いで落札業者を決めていたと見られるそうです。そして、受注予定業者は入札前に公表される予定価格の95%前後、ほかの業者は98%以上という高い価格で参加する決まりとなっており、受注業者だけが入札を行う1社入札になるように、各社で協力していたというものです。これは品川区の落札状況と似ていると思いませんか。どうですか。教えてください。そして、このような実態だったら、私はやはり、一般の人が見ても、これはおかしいと思うので、きちんと早く改善するべきだと思うのですが、ご見解をお聞かせください。

〇久保田企画経営部長 私どもは、何度も繰り返し言いますけれども、きちんとした手続を踏まえて

入札をして、こういった結果が出てございますので、今おっしゃったような事例とは全く異なるものと 認識してございます。また、手続上も、我々はきちんとした適正な手続を踏んで行ってございますので、 改善する予定はございません。

○須貝委員 何度も申し上げますが、民間ではこういうことはないです。あったら談合ではないかと 疑われて、公正取引委員会が入ります。

〇新妻委員長 以上で、須貝行宏委員の質疑を終わります。

次に、松本ときひろ委員。

〇松本委員 品川区議会日本維新の会を代表して、総括質疑を行います。

最初に、事務事業評価について伺います。

午前中に西村委員からも事務事業評価についての質疑がありましたけれども、こちらも昨年度、事務 事業評価を行うことによって、一般会計で1%、20億円の財源が捻出されたということは、1区民と してもとてもありがたいことかなと思っております。

この事務事業評価の評価シートですけれども、この編成には職員の皆様の多大なる労力、これはもう本当に時間がかかるものだと思いますので、そちらを編成していただきましたことに感謝を申し上げます。

最初のところで、改めてなのですけれども、今回、再開して2年目というところになるのですが、先ほどの午前中の質疑で、今回の令和5年度の事務事業評価の所管に近いところは、もう既に出ておりますので、私からはこれからの見通しといいますか、中長期的な、今後どういうふうに事務事業評価を行っていくのか、あるいは財源捻出の、もう来年度については、ある程度、お示しいただいていますが、今後どういう方向性を持っていらっしゃるのか伺いたいと思います。お願いします。

〇久保田企画経営部長 私からは、事務事業評価全体のことについてお答えさせていただきます。

事務事業評価を行うことによって、各事業の検証や見直し、改善を行いまして、質の高い行財政運営につなげていきたいと考えているところでございます。そうした中を踏まえまして、予算編成のマネジメントサイクルを確立しまして、事務事業評価で財源を捻出していくといったものでございます。令和6年度予算は、捻出しました23億円の予算、財源を使いまして、ウェルビーイング予算というふうなものに編成したというものでございます。また、同様の方針の下、令和6年度も20億円の財源捻出を目標にして事務事業評価を進めていきまして、そういった財源を活用しまして、区民の幸せにつながる、区民が真に必要とする区民サービスへと振り向け、「誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていける品川」の実現に向けて取り組んでいきたいと考えてございまして、こういった考え方を基本に、今後も事務事業評価を続けていきたいと考えているところでございます。

〇松本委員 本当に、この姿勢で続けていただきたいと私も思うのですが、この事務事業評価は当区だけではなくて、他区でもほかの自治体でも行われているところかと思います。その中で既にやっていらっしゃる自治体の中には、形式化・形骸化を課題として挙げている自治体もあるかと思います。したがって、事務事業評価はやればいいというわけではなくて、これはもう今回がいい・悪いではなくて、不断の見直しというのはどうしても必要なものかと思います。

今回は、では当区の場合どうなのかということを、課題を少し明らかにしたほうが、今後の見通し、 改善の方向性を考える上で資するのではないかと思いまして、少し細かいですが、各事業に入って、何 問か質問させていただきたいと思います。

今回の、昨年度の決算特別委員会で、私は長寿お祝い事業の見直し、これは今回、請願でも上がって

いるかと思うのですけれども、このお祝い事業の見直しを提案いたしました。これから高齢化、高齢者の人口が増える。これはもう間違いないことでございますが、そうすると、必要な予算というのもどんどん増えていく。この事業というのは、一定の年齢になると、資産あるいは所得に関係なく、区内共通商品券を5,000円から3万円、その方たちにお配りするという事業でございます。果たして、富裕層、お金をお持ちの方たちにまで、ある一定の年齢に達したという理由で商品券を配っていくというところがよいのか。それであるならば、より行政の支援を求めている方たちに予算を振り向けるべきではないかということで、私は昨年の決算特別委員会で質疑をさせていただいたのですけれども、今日は長寿お祝い事業について、事務事業評価の中で検討させていただきたいと思います。

この事務事業評価シートを拝見いたしますと、この事業は、高齢者の安否確認事業に分類されている。安否確認なのです。そして、必要性・有効性の項目には、高齢者が地域で生き生きと暮らし続けることを支援し、本人の所在確認・安否確認を併せて実施できる、必要性の高い事業と記載されております。前半の「生き生き」というところも申し上げたいところはあるのですが、今日は後半部分です。直接ご自宅を訪問することで安否確認が可能とのことなのですが、お祝い品の贈呈というのは、101歳以上、100歳、白寿、卒寿、米寿となっています。つまり、これは数年に1回なのです。数年に1回程度というところで、数年に1回、数年に1度訪問することが、果たして高齢者の安否確認、例えば孤独死、健康状態の異変などの予防、安全確認との関係で有効と言えるのか、伺いたいと思います。

さらに、効率性の項目。これは、今回の事務事業シートのほかの項目でもそうなのですが、執行率が記載されております。執行率も効率性を確認する1つの指標ではありますが、本来は、よりコストや時間をかけずに同じ成果を得られないか。これを見るのが効率性だと考えています。とするならば、安否確認という成果を得るためには、同じ高齢者安否確認事業の中にある高齢者見守りネットワーク事業のほうが効率的で、そちらに予算を振り向けたほうがよいのではないかと考えますが、この点はいかがでしょうか。

○寺嶋福祉部長 最初に、長寿お祝い事業と安否確認との兼ね合いということですけれども、品川区で実施しております高齢者安否確認事業につきましては、救急代理通報システム、それから先ほどの長寿お祝い事業、それからその後、お話がありました高齢者見守りネットワークの3事業を展開しているところでございます。

ご指摘のとおり、健康状態の異変、それから孤独死といったものにつきましては、明らかに救急代理 通報システムのほうが効果的であるということは認識しております。ただ一方で、地域の方や民生委員 などの対面による緩やかな見守りといったことも一定程度の重要性があると捉えております。

長寿お祝い事業につきましては、長寿を祝福して敬老の意を伝えるというお祝い事業という側面、それから民生委員を通してお祝い品をお渡しする際に声をかけるなど、安否確認の面も併せ持っているということで始まった事業でございます。長寿お祝い事業をきっかけにしまして、新たに民生委員の定期訪問につながったという過去の事例も多くございますので、効果自体は一定程度あるのかなと捉えております。しかしながら、昨今の感染症、それからマンションのオートロック化等で、直接お祝い品を渡すことが困難な状況がだんだん深刻化しているといったことがあることも事実でございます。それから、また近年の猛暑の中で、敬老の日に合わせて9月近くに実施するということもありますので、民生委員の負担が実はすごく大きくなってきているという側面も捉えております。したがいまして、安否確認としての効果、それから一方でお祝い事業としての意義、この辺も踏まえて、高齢者施策全体の中で事業の位置づけ等々も含めまして、様々な視点から検証を行っていく必要があろうかと捉えております。

それから2つ目、高齢者見守りネットワークに予算を振り向けるべきではというご質問でございますけれども、こちらは町会・自治会をはじめ、活動団体を増やして長期的にわたって活動ができるよう、これまでも補助金の見直しを何度か行ってきたといった経緯がございます。令和元年度までは着実に活動団体が増えていたのですけれども、残念ながらコロナ以降は減少傾向にあります。昨年あたりから少しずつ再開の兆しもありますので、この事業につきましては、ご指摘のとおり、区としても積極的に進めていきたいと考えております。

〇松本委員 いずれにせよ、やはり有効性・効率性の観点から考えていただければと思います。今日 はもう一例ということなので、ご答弁いただきましてありがとうございます。

次に、男女共同参画推進事業で、区が設置する審議会等における女性委員の割合の目標として、評価シートの中でも40%というのが掲げられておりました。それに対して、令和5年度の実績が大体35%ということも記載されております。区の男女共同参画のための品川区行動計画(第5次)では、令和5年度までに40%が目標でしたので、これは残念ながら行動計画で立てた目標が未達という結果に終わったわけです。今年、ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例を定めた品川区としては、この結果に終わってしまったことというのは極めて重大な事態ではないかと思っておりまして、早急に達成すべき目標だと考えます。

ところが、事務事業評価を拝見すると、達成目標年度が、では何年が書いてあるかといったら、令和11年度と書かれているのです。かなり先の年度が、今回また目標年度として設定されている。この達成目標年度なのですが、昨年の事務事業評価シートを拝見しても、やはり目標年度は令和11年度と書かれていたのです。そういうふうに拝見すると、昨年度の時点で、男女共同参画のための品川区行動計画(第5次)の目標をあたかも達成できないのではないかという見通しであったのではないかと、うがった見方ができてしまうわけでございます。ほかの目標も、各いつまでにというのは同じ表の中に示されているので、他の目標と合わせたのかもしれませんが、行動計画と事務事業評価シートで達成目標年度がずれてしまっている理由について伺いたいと思います。

そして、今回未達というところで終わりましたので、現状をどのように改善するのかというところが 重要になってきます。そこについては何を書かれているかというところを拝見すると、各部署での取組 を推進するため、ガイドラインに沿った適切な対応について継続的な周知を図っていくという記載がさ れているにとどまっているのです。なぜ未達だったのか、理由が書かれておりません。そうすると、未 達の分析が示されていないということなので、今後も場合によってはやはり同じ状況が続いてしまうの ではないかと、少し不安になってしまうところです。

そこで伺いたいのですが、女性委員の割合が低い審議会を、低いほうから3つ教えてください。そして、それぞれなぜ女性割合が低いのか、理由を伺います。都内には40%をクリアしている自治体もありますが、そうした自治体でなぜ達成できたのかの分析は行われているのでしょうか。伺います。また、割合が低い審議会を所管する部署に対して、個別に数値目標を掲げるようにしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。お願いします。

〇柏原区長室長 男女共同参画に関わる事業のお問合せを頂きました。

まず、最初のお問合せですけれども、40%の目標というところで、これが事務事業評価と達成年度がずれているといった点でございます。まず男女共同参画のための行動計画は、委員からもご紹介がありましたけれども、令和5年までの目標ということになっておりますが、計画そのものは令和10年までの10年間の目標になっています。ということで、トータルとしては10年間の計画ということで目

標を考えているといったところでございます。それで、事務事業評価は令和11年度になっておりますので、近い年次にはなっているというところではあるのですが、その中で、まず5年間の目標を立てたところでございます。それで、その中で直近のまだ目標値というのは定められていませんので、事務事業評価の目標は、この5年間の目標のところを横引いているといったところでございます。ただ、今年度、新しい条例に基づきまして、行動計画の部分の見直しも今図っているところでございまして、この目標値についても、検討しているといったところになってございます。

それから次に、審議会の中で女性の参加が少ないものを、低いほうからということでございます。 3 つ、申し上げますと、品川区建築審査会、それから品川区建築紛争調停委員会、それから品川区債権管理審議会の3つでございます。いずれも共通している部分なのですけれども、女性の委員が少ないというところは、まず専門的な分野のところで、法律や建築、それから行政実例に詳しい方というところで委員をお願いしているのですけれども、そもそものところで若干、女性の委員が少なかったというところがございました。それから、団体から、例えば弁護士の団体からなど、推薦を頂いて委員になっていただいているのですけれども、その推薦を頂く段階で、たまたまという言い方はあれなのですけれども、そのときに女性の推薦を頂けなかったといいますか、男性であったというようなところがございまして、そういった状況になってございます。これは、ほかの少ない審議会の部分でも近いところがございまして、例えば有資格者など、充て職で構成になっているところは、そもそも逆に女性しかいないなどといった団体もございますので、そういったところでの男性・女性の比率が少し出てきているといったところでございます。

それから、都内で40%をクリアしているといったところの部分でございますけれども、こちらに関しましては、都内では40%を超えているのが5自治体あります。そちらの状況等も確認して、どういうふうにやられているかというのは確認しておるのですけれども、大体、品川区が今やっていることと同じような取組をしてございまして、庁内の周知の呼びかけや、目標に届かなかったところに理由・状況を確認して、女性委員の参画について周知を図っているといったところでございます。

今後の我々の部署と、低い審議会に対する目標値を掲げる部分についてでございますけれども、先ほど事務事業評価のところでご紹介いただきましたガイドを、今年、改めてつくったといったところがございまして、そのガイドを基に、各所管に周知いたしまして、こういった形で広げられるようにということで、周知をこれから図っていきたいといったところでございます。

〇松本委員 ぜひご対応いただきたいのと、紹介してくれる、今、弁護士会の名前も挙がりましたけれども、やはり紹介してくれるところに、なかなか女性がいないということを、もう既にやっていらっしゃるかとは思いますけれども、伝えていただいて、できるだけそういうところから推薦が、全体で見たら男女の割合が偏らないようにというところでお願いできればと思います。

今日はかなり個別のところまで伺って、事務事業評価のお話をさせていただいたのですけれども、事務事業評価で、PDCAサイクルを回すという話がよく出てきます。難しいのが、やはりチェックとアクションは、必ずしも自治体に限らず、どこの業界でも難しいところだと思いますので、だからこそ不断の見直しが必要なのだと思います。本日は、有効性、効率性、あと評価基準の考え方、改善の考え方についてお伺いさせていただきました。そのほかにも指標を細かく見ていくと、この指標で本当にいいのかというようなところも出てくるかと思います。ですので、まだ再開して、いかんせん2回目ですので、何でもかんでもやりましょうというところは難しいと思うのですけれども、評価基準や事業の改善の方法、指標の見直しについて、現在の段階で、区として方向性を考えているところがあれば、お伺い

できればと思います。

また、事務事業評価が始まる前にも提案したところではあるのですけれども、この事務事業評価シートと、地方自治法第133条第5項の規定に基づく主要な施策の成果報告書は、やはり統合したほうが 効率的ではないかと思いますが、最後にこの点をお伺いできればと思います。

〇久保田企画経営部長 初めに、評価基準の見直しの方向性についてお答えします。

評価基準は、経年で変化を適切に捉える必要がありますので、現在のところ、大きな見直しを行う予定はございません。評価基準の考え方をより明確にして、評価に差異が出ないように、そういった運用の中でしっかり見直していきたいと考えてございます。

次に、課題の改善方法についてでございますけれども、事業をより分かりやすくしていく上で重要な 視点でございますので、取組の方向性等を、シートの中で分かりやすく表現していきたいと考えており ます。

次に、指標につきましても、総合実施計画や各個別計画との整合性を図っていくということはもちろんのことでございます。またさらに、できる限りアウトカム指標の設定をしていくということで、事業の成果をより正確に把握するための見直し等もやっていきたいと考えているところでございます。

それと、主要成果報告書の統合についてのご質問でございますけれども、主要施策の成果報告書は、 地方自治法の規定に基づきまして、決算書とともに議会に提出させていただいてございます。私どもと しましても、成果報告書と事務事業評価シートを比べますと、記載内容に類似する点が多いということ は認識しておりまして、事務の効率化の視点も含めまして、検証が必要であると考えておるところでご ざいます。今すぐに統合ということには、いろいろと課題が多いと考えておりますので、地方自治法の 規定等も踏まえながら、課題を検証しつつ、議会のご意見もお伺いしながら、引き続き検討していきた いと考えているところでございます。

〇松本委員 事務事業評価については、当区はほかの区に比べても、すごく頑張っていただいて、しかも成果も出していただいているところなので、さらに上をというところの観点から質疑をさせていただきました。いろいろご答弁いただきまして、ありがとうございます。

続きまして、防火水槽を中心とした震災対策について伺います。

款別審査でも防火水槽について様々お伺いさせていただき、取り上げさせていただきました。そこで本日、さらに防火水槽、震災対策との関係で深掘りさせていただきたいと思います。

まず品川区地域防災計画を拝見いたしますと、これは消防機関の役割ではなくて、区の役割として消防水利の整備が記載されております。そういうふうに考えるならば、防火水槽の設置・整備については、区が責任を持つということでよろしいでしょうか。伺います。

また、款別審査での質疑の結果、区内に1,800基の防火水槽があるということが分かりましたが、 大半は都や民間のものということも分かりました。 款別審査で取り上げたように、防火水槽はあるのだ けれども、地元の方たちもほとんど知らない。しかも、防火水槽の標識すら樹木に覆われて見えないと いうことが、これではやはり宝の持ち腐れということになってしまうのではないかと思います。 消防署 で標識も含めた保守点検をしっかり行っていただけていればよいのですけれども、現に、質疑を行いま したように、標識が見えないという事例も存在したわけです。

そこで、区として各町会・自治会と連携して、各防火水槽の現状の確認、見回りを行ってはいかがか と思いますが、どうでしょうか。お願いします。

○滝澤災害対策担当部長 消防法では、第20条と第37条から、消防に必要な水利施設は特別区に

おいて、都はこれを設置し、維持管理するものとすると読み込めるものでございます。消防組織法により、消防庁が消防水利の整備として防火水槽などの設置・維持管理を行っていることから、一次的には防火水槽の設置・整備については都の役割であると認識しております。一方、東京都の震災対策条例では、「知事は、地震による火災の拡大を防止するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して消防水利の確保及び消防力の強化に努める」と定めておりまして、このため区では区の地域防災計画の中に、都区間の役割分担を含めて消防と連携した対応を定めているところであります。したがいまして、防火水槽の設置・整備については区も責任を持つというふうにしました。

次に、区としての防火水槽の現状の確認・見守りについてでございますけれども、防火水槽の維持管理はそれぞれ、先ほどありましたように水槽が1,800基ありますけれども、その中で、区が消防水利として認められているのは40 t以上ということで、区の管理している防火水槽につきましては80基ございます。それぞれの水槽の管理者なる都または区において維持管理を実施すべきものと認識しております。平時より防火水槽の位置を把握していただくことは、地域防災力の向上にもつながりますので、都や消防と協力しながら地域の声を聞き、区として必要な対応をしていきたいと考えます。

○松本委員 消防水利の責任の所在というのは結構、東京都の場合、かなり複雑といいますか、どうしても都と区の役割の違いというところで、なかなか難しいところもあるのかと思います。都と区の役割の分担のところでも、防火水槽については、これを拝見すると、なかなか複雑な書き方になっていて、防災市民組織が利用する小型防火水槽40㎡以下は区が対応する。都は原則として40㎡以上の防火水槽を設置するという、40㎡で、以上と以下が両方入っていて、この40㎡をどこが担当しているのかというのが、微妙な書き方になっているというところもあって、この防火水槽の責任の所在というのはなかなか難しいところもあると思うのですが、それでも区も、重複してという形になるかもしれませんが、責任をお持ちだというところの認識で、今日はいろいろお伺いしていきたいと思っております。

この防火水槽は、戦前に設置されたものや、あと老朽化が進んでいるものもあるかと思うのですが、 区内の防火水槽の耐震化率はどうなっているのでしょうか。伺います。また、区内1,800基、把握 できているもので結構ですけれども、設置から50年を経過したものというのはどのくらいあるので しょうか。また、地域防災計画には、区は消防水利補助金制度を活用した消防水利の整備促進を図ると の記載があるのですが、実際に補助金の活用実績があるのかもお願いいたします。

○滝澤災害対策担当部長 まず、耐震化率についてお答えしたいと思います。

総務省消防庁の消防水利の基準では、「消防水利を配置するに当たっては、大規模な地震が発生した場合の火災に備え、耐震性を有するものを、地域の実情に応じて、計画的に配置するもの」とされているように、防火水槽は耐震性あるものが基本になりますので、区に設置されている防火水槽はいずれも耐震性があるものと認識しております。引き続き、区としましては、公園などの改修に合わせて、区の管理する防火水槽の更新などを実施してまいります。

次に耐用年数につきましてですが、区内 1, 8 0 0 基の 5 5 、東京消防庁の管理しているものの 5 0 年を経過したものについては分かりません。区が管理しているものは約 8 0 基ございますけれども、その 5 5 0 年を経過しているという状況でございます。

最後に、補助金制度を活用した実績というものでございますけれども、東京都震災対策条例に基づく 消防水利開発補助金制度を活用した消防水利の整備実績はございません。一方で区では、国土交通省の 住宅市街地総合整備事業補助金や東京都防災密集地域総合整備事業補助金を活用して、木造密集地域に おける防災広場の整備に取り組んでおり、その中で防火水槽の設置を実施しているということで、ご質 問にありました東京都震災条例体制に基づく消防水利開発制度の補助金につきましては、東京都が必要 と認める地域というような条件がございまして、それに品川区は該当しているものがないということで、 実績はございません。

○松本委員 次に、防火水槽の設置基準なのですけれども、総務省の消防水利の基準によると、消防水利の配置は「消火栓のみに偏することのないように考慮しなければならない」と定められていますが、具体的な基準というのは定められていないと。そうすると、これまでの整備計画というのは恐らく消火栓も含めた計画になっているかと思うのですが、ただ一方で、今回の能登半島地震で消火栓が使えない地域というのが多数存在したというところかと思います。なので、まず事実としてお伺いしたいのですけれども、消火栓が使えないときに、これまでだったら消防水利というのは大体、対象となっている住宅から消防水利まで100mとか120mという基準があったと思うのですが、これを、消火栓を除いて、その他の消防水利で距離との制限、距離との関係を見てきたときに、100m、120mというのを満たさない地域が出てくるのではないかと思いますが、こうした事実の認識でよいのかというのを伺います。

また、この質問をさせていただいているのは、荏原七丁目の方たちから具体的にやはり要望が出たからです。荏原七丁目の地域は、以前もマスコミでも取り上げられておりましたけれども、小山八幡神社でマンションの建設が行われている。それで、防火水槽100㎡のものが撤去されたという事実があります。そうすると、地域の方たちからすると、このままでどうしたらよいのかというふうな陳情が上がってきていて、これで何とか新設していただいたり、ほかのところに設置できないかということを、地域の方たちが区に要望させていただいているのですけれども、それに対して区は、「難しいです」というご回答でした。ただ、能登の地震というのを踏まえてしまうと、なかなか消火栓だけでは対応できないとするならば、先ほどもあった、区も防火水槽、消火水利の設置に責任があるということであれば、やはりもう少し何かしら地域の方たちの要望に応えていく姿勢があってよいのではないかと思いますが、この点をお願いいたします。

○滝澤災害対策担当部長 まず1点目の質問につきましては、消防水利の基準の話でございますけれども、総務省消防庁の消防水利の基準にあるとおり、消防水利には防火水槽のほか、消火栓、プール、井戸、これは下水道も含んでおります。そして、河川、池なども含まれており、東京消防庁によりますと、区内において住宅などの防火対象物から消防水利に至る距離について基準を満たしていると伺っているところでございます。

次に、小山八幡神社の防火水槽の件でございますけれども、これも、担当している荏原消防署によりますと、小山八幡神社周辺地域では、近くに防火水槽が複数あるため、広域的に消防水利には支障がないとし、地域住民に対しても丁寧に説明していると伺っております。そのため、消防といたしましては、防火水槽の新設や増設を行う考えはございませんが、区としては、住民の不安払拭のために、必要に応じて消防と連携した対応を実施してまいりたいと考えているところでございます。

最後に、八幡神社周辺近くに複数の防火水槽が設置されているという状況でありまして、区が管理している防火水槽としましては、荏原南公園に100t、旗の台一丁目防災活動広場に105t、江戸見坂公園に45t、ころく坂の上広場に20tの防火水槽が設置されております。このほか、東京消防庁が管理している防火水槽も複数設置されておりますので、これらの防火水槽の利用について、周知を実施していきたいと考えます。

〇松本委員 今、複数の防火水槽を挙げていただいたのですけれども、実際は各住宅の方たちからす

るとかなり遠くて、実際に、では何本ホースをつないでいくのかというところで考えていくと、実際にはなかなか、本当にそこでたどっていくことができるのかというふうな不安が上がってきているというところです。

先ほど東京消防庁からは大丈夫だというふうなお話があったのですけれども、やはり基準で見ると消火栓を含めて整備計画が立てられているというところではないかと思うので、これから区として消火栓が使えない、ほかの自治体の中には消火栓がない状態でも満たしていける計画を立てているところがありますので、整備方針、整備計画を立てていただければと思いますが、いかがでしょうか。[時間切れにより答弁なし]

〇新妻委員長 以上で、松本ときひろ委員の質疑を終わります。

これをもって、総括質疑を終了いたします。

以上で、令和5年度品川区各会計歳入歳出決算についての質疑は全て終了いたしました。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時10分休憩

○午後3時25分再開

〇新妻委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、令和5年度品川区各会計歳入歳出決算の認定に当たりまして、各会派の賛否の意見表明を お願いいたします。

委員長より、順次ご指名申し上げます。

品川区議会自民党・無所属の会、まつざわ和昌委員。

○まつざわ委員 品川区議会自民党・無所属の会は、令和5年度品川区一般会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、災害復旧特別会計、全ての歳入歳出決算を認定いたします。

令和5年度の一般会計は、歳入総額2,005億2,931万円、歳出総額1,941億5,557万円で、形式収支63億7,374円の黒字となっており、健全財政を維持していることを評価いたします。令和5年度決算は、森澤区長が就任後初めて編成した予算に基づくものであります。子育て3つの無償化や見守りおむつ定期便など、多様な区民ニーズに応えるべく、様々な施策を打ち出しております。我々議員も区民の皆様の声を行政に届け、「誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていける品川」を共につくり上げていくことをお約束いたします。

今回の決算特別委員会におきまして、区民の皆様や各種団体などから頂きました声をまとめ、会派の委員より指摘や政策提案を致しました。幾つかご紹介させていただきます。財政調整への対応、公有地の活用、ふるさと納税の流入、町会・自治会支援、火葬場、喫煙所の在り方、防災グッズへの助成金、国際友好都市との関係、トップアスリートの活用、認知症支援、予防接種やワクチンへの助成、商店街支援、公園の活用、防災力の強化、就学時健康診断、不登校支援、偉人教育、教育ビジョンなど。この指摘や提案が品川区の令和7年度予算事務事業に反映され、区政運営が区民福祉の一層の向上に寄与することを求め、品川区議会自民党・無所属の会の意見表明といたします。

- **〇新妻委員長** 次に、品川区議会公明党、若林ひろき委員。
- **〇若林委員** 品川区議会公明党の意見表明を行います。

令和5年度品川区一般会計は、歳入総額2,005億円余で執行率95%、実質収支は59億円の黒

字、財政健全化判断比率も良好と認められました。また、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療特別 会計、介護保険特別会計および災害復旧特別会計の決算状況も適正と判断し、各会計歳入歳出決算を認 定いたします。

令和5年度は、5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行しましたが、早速、新型コロナウイルス感染症対応の検証と、健康危機管理体制の基盤整備検討報告書を年度内にまとめられました。報告書の成果を得られますよう、医療関係機関との緊密な連携を図り、未知の感染症などから区民の生命と健康を守るため、堅実に、かつ速やかな体制の構築を冒頭に求めておきたいと思います。

3年間にわたるコロナ禍や物価高騰などによる区民生活への影響が懸念される中での令和5年度のスタートとなりましたが、品川区は、子育て、教育、高齢者、障害者、SDGsなどを重点政策に据え、学校給食、高校生までの医療費、第2子保育料の無償化など、会派としても推進してきたベーシックサービスの具体化とも言える施策をはじめ、すまいるスクールでの仕出し弁当活用のモデル実施、補聴器購入費や帯状疱疹ワクチン予防接種費の助成、2か所目となる児童発達支援センター開設準備、災害時物資供給体制整備、しながわクルーズの開始など、区民の不安やニーズに寄り添い、生活や経済活動が前に進めるよう、施策の展開が図られました。

本決算特別委員会を通じ、ベーシックサービスの観点などから提案した教育関係費、介護、風水害対策の拡充をはじめ、会派からの意見・要望を真摯に受け止められ、今後の区政運営および来年度予算に反映されるよう求め、意見表明といたします。

- **〇新妻委員長** 次に、しながわ未来(無所属・立憲・ネット)、大倉たかひろ委員。
- **○大倉委員** しながわ未来の意見表明を行います。

しながわ未来は、令和5年度品川区一般会計をはじめ、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療特別 会計、介護保険特別会計、災害復旧特別会計の各歳入歳出決算を認定いたします。

令和5年度の一般会計は、歳入総額約205億円、歳出総額約1,941億円、執行率が95%となり、普通会計の実質収支も約58億円を超える黒字となっており、財政健全化判断比率においても適正であり、健全財政を維持していることを確認いたしました。

令和5年度は、世界的なエネルギー供給不安や円安による物価高の高騰対策、関東大震災発災から100年という節目の中での自然災害への備え、ポストコロナとして区民生活の支援と新たな感染症への備え、深刻な少子化の進行による地域経済や地域社会活力の衰退等が考えられ、その中で区は、区民アンケートを実施し、ニーズの把握をしたことをはじめ、保育・給食・医療の3つの無償化、重層的支援体制整備の検討、品川区地域防災計画の大規模改修、災害対策備蓄倉庫の拡充や備蓄輸送の強化、プレミアム付区内商品券の引き続きの発行など、区民生活支援に取り組んでまいりました。今後も時代に合わせた柔軟で迅速な対応を行い、区民生活と社会福祉向上に向け、施策を確実に実行していただくよう求めます。

併せて、AIやIoTなどの最先端技術の積極活用や、利便性・効率性の向上につながるデジタル化のさらなる推進、子育て支援、学校教育、高齢者福祉・障害者福祉のさらなる充実および関係就労者の処遇改善、人材確保および定着の推進、地域経済活性化策の推進、デジタル通貨やポイントサービスの推進、防災対策のさらなる強化、気候危機や海洋プラスチック対策を念頭に置いた環境対策の推進、庁舎建て替え、庁舎跡地の活用、羽田新ルート問題解決に向けた取組、多様性の推進、子どもの権利尊重、職員人材の育成強化、スポーツ環境のさらなる充実、ペット共生社会の推進、地域医療連携などの推進など、各課題への積極的な取組を確実に進めるとともに、本決算特別委員会での我が会派の指摘・提案

を今後の施策に反映していただくよう求めます。

また、現代社会においては変化のスピードが速く、多様なニーズがあり、迅速かつ柔軟な対策が必要です。こうした視点を持って取り組んでいただきますようお願い申し上げ、しながわ未来の意見表明といたします。

〇新妻委員長 次に、日本共産党品川区議団、のだて稔史委員。

〇のだて委員 日本共産党品川区議団は、令和5年度一般会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者 医療特別会計、介護保険特別会計の各歳入歳出決算の認定に反対、災害復旧特別会計は、大雨被害の舗 装工事など災害復旧対応のため、賛成します。

岸田政権は軍事費を大幅拡大し、5年間で43兆円もつぎ込む一方で、物価高騰への特効薬である消費税減税は検討さえせず、無策を続けました。その上、中止を求めるオンライン署名が過去最高56万筆も提出されたにもかかわらず、10月からインボイスを強行し、さらに国民を追い詰めました。マイナ保険証のトラブルが大量発生したにもかかわらず、財界のために健康保険証廃止を進めています。

そうした中で、裏金づくりという組織的大犯罪が発覚し、岸田政権は事実上の退陣に追い込まれました。新たに発足した石破政権は、経済では無策のまま、アメリカとの核共有や軍事ブロック強化など、 軍拡には前のめりで暮らしは苦しくなるばかりです。党利党略で疑惑隠し、戦後最短の国会解散までしました。

こうしたときこそ、区は主体性を発揮し、国の悪政に物申し、区民の命・暮らしを守る役割を積極的に発揮すべきです。ところが、区は軍拡に物申さず、インボイスも必要な制度と説明し、マイナ保険証も推進しています。本決算でも約64億円の黒字。64億円を基金に積み上げ、基金総額は970億円に上っています。この豊かな財政力は、区民の暮らしを支えることに活用すべきです。

以下、具体的な意見を述べます。まちづくりマスタープランに新たな拠点や特定整備路線を位置づけ、 大崎、大井町、武蔵小山、戸越公園、品川駅南などの再開発を推進し、反対している関係権利者には情報を出さず追い出すのは、やめるべきです。苦しむ区民の切実な請願・陳情をクレーム扱いするのはやめるよう、強く求めます。区民参加のまちづくりへ転換を求めます。

羽田新ルートは、区民アンケートを行ったことを評価しますが、その結果を活かし、区民への大気汚染や電波障害などの実態調査を求めます。被害を生み出している羽田新ルートの撤回を国に迫るべきです。

リニア新幹線は、トンネルの上の目黒川で気泡が大量発生しており、酸欠空気でないか、気泡の成分調査と、リニア工事との因果関係の調査を速やかに実施することを求めます。区民の生活を守るため、地上に影響が出ないことを前提に始められたリニアの中止を国とJR東海に求めるべきです。

気候危機打開への対策は待ったなしです。再エネと省エネでどれだけ減らすのか。年度ごとのロードマップを作成し、具体化すべきです。初期投資ゼロでの太陽光発電設置や助成額の増額、断熱化支援など、再エネと省エネの抜本的対策強化を求めます。

マイナ保険証はトラブル続き、9割以上が利用せず、医療機関も中止を求める。マイナ保険証への一本化はやめ、現行保険証の存続を求めるべきです。過去最高の値上げを行った高過ぎる国民健康保険料は引下げを求めます。

介護保険です。地域包括支援センターを検証し、地域への設置を含め、再構築するとの方針転換は歓迎します。困ったときの相談窓口である包括センターを地域に設置することを求めます。介護労働者へ

の居住支援手当は大いに評価します。介護報酬の引下げは見直し、引き上げることを国に求めるべきです。長い間、共産党が求めてきた入院時紙おむつ代支給の所得制限撤廃と増額への見直しは評価します。速やかな実施を求めます。障害者福祉では、グループホームの増設を民間任せにせず、知的障害、身体障害、中・重度者、医療的ケア者を対象とする必要数を示し、具体化を求めます。介護タクシー代の助成を、負担軽減に向け、検討することは評価します。速やかな実施を求めます。医療的ケア児者のショートステイの設置や同行援護の拡充、手話通訳者の1日通しての配置など、障害者権利条約の趣旨に沿った充実を求めます。

フリーランスや個人事業主を追い詰めているインボイスの中止を国に求めること。区として実態調査 の実施を求めます。

これからピークを迎えるアスベスト対策に区として支援すべきです。調査・除去の助成拡充を求めます。

ジェンダー平等推進条例を制定したことは評価します。条例に沿って、女性が8割を占める会計年度 任用職員の待遇改善などの男女賃金格差の是正や、リプロダクティブへルスライツの視点から、緊急避 妊薬の対応薬局の公表、国際ガイダンスにのっとった性教育の実施など、ジェンダー平等を自治体から 進めることを求めます。

教育です。いじめ重大事態は昨年17件にも上り、子どもたちのストレスは蔓延しています。どんな事態が起こっているのか、どういう対策が必要なのか議論できるように、区民と議会に報告するよう求めます。令和5年度から学校給食費無償化、今年度は学用品の無償化を実施したことは大きく評価します。給食費無償化を、朝鮮学校などを含めた私立への拡大を求めます。子どもたちの健全な成長と教育費負担の軽減や修学旅行費や制服など、義務教育の無償化へさらに踏み出すことを求めます。特別支援教育推進計画を区として作成することを求めます。求め続けてきた給付型奨学金について検討することを評価します。速やかな実施を求めます。

日本被爆者団体協議会がノーベル平和賞を受賞したことに喜びが広がっています。非核平和都市宣言をしている自治体として、平和首長会議の要請書と同じ立場に立ち、核兵器禁止条約の締約国会議に少なくともオブザーバー参加し、条約を批准することを国に求めるべきです。区民を守るため、危険を呼び込み、区民に負担を強いる国の大軍拡に反対するよう求めます。

以上、区民の暮らしを支える区政への転換を求めて意見表明とします。

- **〇新妻委員長** 次に、品川改革連合、須貝行宏委員。
- ○須貝委員 品川改革連合の令和5年度決算に対する意見表明を行います。

令和5年度の一般会計、国民健康保険事業会計と後期高齢者医療、介護保険、災害復旧特別会計の各 決算を認定します。

商売に活気が戻ったものの、国民大半の収入が増えない中で、税金等の負担増、戦争や異常な円安や 異常気象で光熱費や物価の高騰が続き、多くの国民の家計と企業経営は悪化が続いています。買い控え や節約で消費が減少、中小企業は値上げできず、人手不足と資金難で融資返済もできず、廃業や倒産が 増えているので、区は公平な支援に取り組んでいただきたい。介護・保育・幼稚園関係者の賃上げと労 働環境を改善するとともに、家族が子ども、高齢者、障害者を、予約なしでいつでも預けられる施設の 開設を都と協力してつくるべきです。

また、羽田新飛行ルートの変更を国に働き続けていただきたい。

また、高額所得者には社会保障費の負担増をお願いし、行き詰まる福祉を支えていただきたい。

さらに、都が採用する若手教員や職員を、区が独自に採用し、区に定着するように災害待機寮を増やすべきです。

また、談合が疑われる入札制度は改善するとともに、ふるさと納税制度の改善を国に要請していただきたい。

そして、ロシアのウクライナ侵攻や中東紛争など、多くの死傷者を出し、エネルギーと食糧危機をも たらす戦いはやめるべきです。

以上で、品川改革連合の意見表明を終わります。

〇新妻委員長 次に、品川区議会日本維新の会、せらく真央委員。

〇せらく委員 品川区議会日本維新の会は、令和5年度品川区一般会計、同国民健康保険事業会計、 同後期高齢者医療特別会計、同介護保険特別会計、同災害復旧特別会計の各歳入歳出決算を認定いたし ます。

令和5年度の予算は、森澤区長就任後初めて編成したもので、子育て・教育に関する支援の強化を感じています。前年度と比べて、品川区において人口は微増、子育てや教育支援への期待も高まっています。デジタル化による行政サービスの向上や防災・福祉政策に重点を置かれ、区民からは防災対策や子育て支援の強化について一定の評価がある一方、地域の財産を活用することや、暮らしやすい環境に対する期待も多く寄せられています。地域社会全体で持続可能な社会を目指すさらなる取組を進めていただきたいと思います。

本年度の形式収支は約63億円の黒字となりました。区民税収は前年度の1.99%と、経常収支比率は前年度から2ポイント上昇し、23区平均と比較すると0.3ポイント上回る状況であるものの、健全財政を維持していると言えます。決算特別委員会では、生活保護の運用、行政監査への指摘、そして区民の安心・安全を守るためのまちの防災・防犯対策や、情報のデジタル化、子育て支援では第2子以降の産前産後の家族支援や教育費の支援、不登校支援の拡大、子どもの事故予防の観点からも、様々な提案・要望をさせていただきました。

今回の決算特別委員会において、弊会派の各委員の質疑の中で指摘・提案した点について検討され、 次年度の予算や今後の政策、事業に反映していただくよう要望するとともに、区が遂行する政策等については、全事業対象の事業評価による見直しを継続的に行い、区民のニーズに寄り添った質の高い施策 を展開し、さらなる区民サービスの向上が図られることを求め、品川区議会日本維新の会の意見表明といたします。

〇新妻委員長 以上で、各会派の意見表明を終わります。

これより採決に入ります。

初めに、令和5年度品川区災害復旧特別会計歳入歳出決算を採決いたします。

お諮りいたします。本決算を認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇新妻委員長 ご異議なしと認めます。

よって、令和5年度品川区災害復旧特別会計歳入歳出決算は認定すべきものと決定いたしました。 次に、令和5年度品川区一般会計歳入歳出決算を起立により採決いたします。

本決算を認定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

〇新妻委員長 起立多数であります。ご着席願います。

よって、令和5年度品川区一般会計歳入歳出決算は認定すべきものと決定いたしました。

次に、令和5年度品川区国民健康保険事業会計歳入歳出決算、令和5年度品川区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算および令和5年度品川区介護保険特別会計歳入歳出決算の3件を一括して起立により 採決いたします。

本決算を認定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

〇新妻委員長 起立多数であります。ご着席願います。

よって、令和5年度品川区国民健康保険事業会計歳入歳出決算、令和5年度品川区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算および令和5年度品川区介護保険特別会計歳入歳出決算の3件はいずれも認定すべきものと決定いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇新妻委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

この際、森澤区長より発言を求められておりますので、ご発言願います。

〇森澤区長 ただいま、令和5年度各会計歳入歳出決算につきまして、ご認定いただきました。誠にありがとうございます。

10月2日から本日までの7日間にわたりまして、委員の皆様から大変熱心なご審議とともに、多くのご意見、ご提案を頂きました。現在、予算編成がまさに佳境の時期に差しかかっておりますけれども、初日の挨拶でも申し上げましたとおり、そして委員会でもご指摘を頂きました、限られた財源を多様化する区民ニーズに効果的・効率的に配分していくために、PDCAサイクルによる事業の不断の検証、見直し、ブラッシュアップが不可欠であります。このマネジメントサイクルのチェック、すなわち委員の皆様から頂いたご意見、ご指摘、ご提案等を、次のアクション、令和7年度予算編成の検討、そして今後の区政運営に活かしていきたいと考えております。

今後も、区民の幸せ、ウェルビーイングの視点からの施策を展開し、「誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていける品川」を目指してまいりますので、委員の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

〇新妻委員長 森澤区長の挨拶が終わりました。

決算特別委員会の終了に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

当決算特別委員会におきましては、本日の決算認定に至るまでの7日間にわたり、大変有意義な審査が行われました。この間、副委員長および理事の皆様、また委員各位のご協力によりまして、効率的な委員会運営をすることができました。当初の日程どおり、審査を終了するに至りました。ここに、改めまして皆様のご協力に対し、心より御礼を申し上げます。また、森澤区長をはじめ、理事者の方々のご協力にも厚く御礼を申し上げます。

森澤区長をはじめ、理事者の皆様におかれましては、委員会における各委員からの意見、また要望等を十分に配慮していただきまして、今後の区政発展に努められますようお願いを申し上げて、ご挨拶とさせていただきます。

これをもちまして、決算特別委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

○午後3時51分閉会

委員長 新妻 さえ子